総務厚生常任委員会　委員会記録（決算議案）

（第２日）

〇開議期日　　令和８年９月１０日　　午前９時２４分

〇会議の場所　　第１委員会室

〇当日の委員の出欠は次のとおり

出席委員（６名）

柏木幸平	委員長	武　さとみ	副委員長
桑波田　大	委員	宮之脇尚美	委員
有川美子	委員	川口憲男	委員

欠席委員（なし）

〇本委員会に出席した議会事務局の職員は次のとおり

奥平一樹　議事係主任

〇本委員会に出席した説明員は次のとおり

上野俊市	町長	角　茂樹	副町長
早﨑行宏	議会事務局長	富満悦郎	総務課長
菊野祐二	危機管理監	大平　誠	総合政策課長兼行革推進室長
西囿豪紀	財政課長	小野原和人	税務課長
堀　孝志	町民環境課長	川﨑里志	ほけん福祉課長
内村千鶴	ほけん総括監	橋口孝人	こども課長
後藤美保子	会計課長	上野加奈子	監査委員事務局長
西　一樹	消防長	古川秀人	消防総務課長
茶園勇健	警防課長	西　浩司	総務課行政係長
福島泰幸	総務課危機管理係長	宮之脇智彦	総合政策課企画政策係長
手塚新一郎	総合政策課情報戦略推進係長	上大迫暢哉	財政課財政係長
橋口麻衣子	税務課町民税係長	松尾弘彦	税務課資産税係長
沖　理香	税務課収納係長	平八重　恒	町民環境課人権同和対策係長
土器屋　剛	ほけん福祉課福祉係長	福岡博幸	ほけん福祉課保険係長
橋口由華	ほけん福祉課高齢者支援係長	得永和秀	こども課こども支援係長
田口浩子	こども課こども健康係長		

〇本委員会の事件は次のとおり

「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」

「議案第７５号　令和７年度さつま町農業集落排水事業会計決算の認定について」

「議案第７７号　令和７年度さつま町農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について」

△開 会　午前９時２４分

○柏木　幸平委員長

おはようございます。

ただいまから総務厚生常任委員会を開会いたします。

決算議案の審査に入る前に、審査の進め方等について確認させていただきたいと思います。

審査の順序は、審査日程に記載しているとおりの順で進めてまいりたいと思いますが、場合によっては担当課の都合により、審査順が変更になる場合がありますので、御承知おきください。

審査に当たっては、後半に時間が足りなくなったということにならないよう、お配りしてある資料に、時間帯目安としての詳細日程がありますので、これを目途に進めてまいりたいと思います。

また、審査につきましては、先日配布いたしました、決算審査の着眼点や、議員必携などを参考にされ、できるだけ簡潔に行っていただき、効率的な委員会審査が行われますよう、御協力をお願いいたします。

次に、関係課が委員会の進行状況を見るため、委員会の審査状況を中継したいと思います。中継することに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

異議がないようですので、中継することにいたします。

委員の皆さんから何か、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

なければ、これで開会前の協議を終わります。

執行部に入ってもらいますので、しばらく休憩いたします。

午前９時２６分　休憩

午前９時３０分　再開

○柏木　幸平委員長

それでは、改めまして、おはようございます。

ただいまから、総務厚生常任委員会、決算審査１日目の会議を開きます。

審査に入る前に、執行部の皆さんにお知らせと、お願いをいたします。

審査日程でありますが、本日、９月１０日から９月１１日までの２日間と、９月１４日を予備日に設定しまして、審査することにしております。

審査の順序は、審査日程表に基づき、各課ごとに進めてまいりたいと思います。

既に事務局から、審査要領等につきましては通知があったと思いますが、各課ごとにおける審査の順序は、一般会計の審査を行い、次に、特別会計、企業会計の審査を行います。財産に関する調書の説明もお願いいたします。

人件費全般、実質収支に関する調書については、所管の課から説明をお願いします。

審査における説明の要領ですが、歳出歳入の順で説明をお願いします。

実績成果等の説明については、決算書及び主要施策の成果説明書、実績調書、審査意見書のＳｉｄｅＢｏｏｋｓのページを明確にして、簡潔に説明してください。

なお、決算額の打ち上げ、説明は最小限にとどめ、重点施策、事業成果等について、主に説明をお願いします。

また、資料等による説明が要を得やすいときは、資料等を提出して説明をお願いします。

人件費に関する各経費については、一括して審査しますので、各課による説明は省略してください。

これより、審査に入ります。

本委員会に付託されました「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」各課関係分、「議案第７５号　令和７年度さつま町農業集落排水事業会計決算の認定について」、「議案第７７号　令和７年度さつま町農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について」以上の議案３件を一括して議題とします。

それでは、先ほど述べました順序、要領によって審査を進めてまいります。

しばらく休憩いたします。

午前９時３３分　休憩

午前９時３５分　再開

△「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」（消防本部関係）

○柏木　幸平委員長

それでは、再開いたします。

消防本部の関係分について、審査に入ります。

一般会計の関係分について、歳出歳入及び財産に関する調書の順に説明を求めます。

○西　　一樹消防長

おはようございます。

それでは、「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、消防関係分につきまして、御説明申し上げます。歳入歳出決算書の歳出は６０ページから６１ページ、主要施策の成果説明書と、総合振興計画実績調書は、サイドブックスの（審査用）成果説明書、実績調書の２１消防本部分で御説明いたします。

また、決算審査意見書につきましては、２０ページに記載してありますので、御確認いただきたいと思います。

なお、説明順につきましては、ペーパーレスでのページ進行の都合上、歳出・財産・歳入の順で御説明したいと思います。よろしくお願いいたします。

はじめに、歳入歳出決算書の歳出につきまして、御説明いたしますので、６０ページを御覧ください。

９款１項１目、常備消防費は、消防本部及び消防署に係る消防業務費や緊急消防援助隊等災害派遣費でございます。予算現額は４億４，１９０万円。支出済額は４億３，２２５万３，２０４円で、不用額は８９３万６，７９６円で、不用額の主なものといたしましては、８節、旅費と１０節、需用費の緊急消防援助隊等災害派遣費での支出がなかった分、及び１８

節の北薩３消防本部指令センターの執行残等でございます。

次に、６１ページを御覧ください。

２目の非常備消防費は、消防団に関する経費でございます。予算現額は７，０２４万４，０００円。支出済額は６，２１１万８，１２３円。不用額は８１２万５，８７７円で、不用額の主なものとしましては、１節、報酬の消防団員への災害時等における出動報酬の執行残でございます。

次に、３目の消防施設費は、常備消防と非常備消防に係る施設、車両、資機材等に関する経費でございます。予算現額は１億８，３２２万８，０００円。支出済額は８，０５２万２，６９０円。繰越明許費１億９５万８，０００円。不用額は１７４万７，３１０円で、不用額の主なものとしましては、１０節、需用費の修繕料等の執行残でございます。

なお、繰越明許費につきましては、消防本部の水槽付消防ポンプ自動車と久富木分団の水槽付小型動力ポンプ積載車でございまして、消防本部の車両が、本年５月、久富木分団の車両が本年７月に納車をされております。

次に、財産に関する調書について、御説明申し上げます。歳入歳出決算書の１４８ページを御覧ください。

ページ右側に、消防本部の物品を掲載しておりますが、車両では、消防本部の車両を１台整備し、１０台となり、消防団の車両１台を公売、１台を廃車したことで、決算年度末では２４台となったところでございます。

その他の部分は、最下段の電動油圧救助資機材を購入し、増加したものでございます。

次は、歳出の主な事務事業につきまして、まず、主要施策の成果説明書で御説明いたしますが、「実績調書のとおり」と記載してある部分につきましては、後ほど、総合振興計画実績調書で御説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ＳｉｄｅＢｏｏｋｓ（審査用）成果説明書・実績調書、２１消防本部分の１ページを御覧ください。

大項目１の災害への対応としまして、令和７年度に発生しました火災や救急出動等の状況を記載してございます。

（１）の火災の発生状況でございますが、１２件発生し、内訳は、建物火災が７件、林野火災が２件、その他火災が３件であり、火災による負傷者が２名発生いたしました。

また損害額は１，４４０万１，０００円であり、前年度が町発足の平成１７年度以降、最も少ない損害額であったこと、建物火災が多かったことなどから、増加になっております。

（２）の救急出動状況でございますが、出動件数は１，１４７件、搬送人員は１，０７４人で、いずれも前年度より減少いたしました。

種別ごとでは、急病が６２８件と全体の約５５％を占めており、傷病程度別では、中等症の割合が増加し、軽症の割合が減少いたしました。

ドクターヘリの要請件数は７２件で２２件を搬送し、ドクターカーは７２件で１７人を搬送したところでございます。

次に、２ページの大項目２の火災予防対策と広報活動の推進につきましては、防火対象物及び危険物施設の査察や指導のほか、広報活動や防火管理者等の育成指導を行っております。

（３）の防火管理者等の選任状況につきましては、選任義務のある１６４対象物中１６２

対象物で選任されているところでございます。
　また、異動や退職等で有資格者が不在とならないように、防火管理者資格取得講習会を毎年開催しているところでありまして、今回、未選任の対象物についても案内を行うこととしております。
　次に、３ページの大項目３の救急・救助体制の推進につきましては、現在、救急車３台で運用しておりまして、高度救命処置体制の強化を図るとともに、各種訓練や教養など、年間計画を立てて隊員の資質向上に努めたところでございます。
　また救急救命士の再教育として、病院実習を行っております。
　次に、大項目４の消防力の整備充実につきましては、（４）の消防団員の訓練指導状況につきまして、実践的な現場活動を主体とした分団訓練を全分団に対して実施しておりまして、団員の資質向上に努めたところでございます。
　次に、大項目５の災害通報及び出動指令の充実につきましては、北薩３消防本部指令センターの本運用を令和７年４月１日から開始し、１１９番通報の一括受信を行っております。
　（１）の緊急電話受理状況について、さつま町の災害通報は１，１５２件、災害以外の着信が６１４件ございました。
　４ページ、（２）の災害通報受信体制の強化につきましては、センターを構成しております他本部の災害通報や出動状況など、一元で把握できることから、広域災害への対応強化が図られたところでございます。
　次に、大項目７の消防団の（１）災害出動等に関しましては、火災１２件のうち、消防団の出動は６件に延べ２１６人が出動し、また、火災に至らなかった事案２件に延べ３３人、行方不明者捜索２件に延べ６３人が出動したところでございます。
　次は、総合振興計画実績調書で御説明いたしますので、５ページを御覧ください。
　上段の消防広報事業につきましては、定期的に発行しております広報紙に加えまして、林野火災注意報、警報の運用開始に伴う臨時チラシを発行し、周知に努めたところでございます。
　また、窓口ＤＸの推進として、スマート申請サービスを開始し、１５件の利用があったところでございます。
　次に、下段の常備消防施設等維持管理事業につきましては、指令センターの運用開始に伴い、消防庁舎内の旧通信指令室を災害対策室として整備し、併せまして、非常電源設備の冗長化を図り、防災拠点施設としての機能強化を図ったところでございます。
　また、繰越明許ではありますが、水槽付消防ポンプ自動車の更新と納車済みの小型搬送車の更新、電動油圧救助資機材などを更新整備したところでございます。
　次に、６ページ上段の消防職員研修費につきましては、町民の生命、身体、財産を守るため、消防職員の育成及び資質、技能の向上を目指し、県消防学校の専科教育など各種訓練や、研修等へ派遣を行ったところでございます。
　また、災害現場で必要な小型移動式クレーンや玉掛けなどの資格取得を行ったところでございます。
　下段の総務管理費につきましては、２名の消防吏員を新規採用し、５１名体制となったところでございます。

また、消防士長と消防副士長の昇任試験を実施し、それぞれ３名が本年度４月１日付で昇任したところでございます。

また、庁舎整備について、第２回庁舎整備検討委員会を開催し、新庁舎の方向性について協議を行ったところでございます。

次に、７ページ上段の消防業務の広域行政への取組につきましては、北薩３消防本部指令センターの運用開始に伴い、計４回の協議会会議や担当者会議を開催し、予算の執行状況などの精査を行い、指令センターの適正な運用に努めたところでございます。

下段の消防団組織の充実強化事業につきましては、地域防災力の中核となる消防団の充実強化を図るため、県消防学校や女性消防団員活性化大会に派遣し、研修に努めたところでございます。

また、現場活動に即した分団訓練を２分団ごとに、全１９分団に対し実施し、中継放水隊形についての対応能力の向上を図ったところでございます。

さらに、団員の準中型等免許取得に係る費用につきまして、全額公費負担として２名の団員が免許の取得をしたところでございます。

次に、８ページ上段の消防災害支援隊活動助成事業につきましては、消防団の後方支援のため、分団または部ごとに支援隊が組織され、現在３２０名が登録されているところでございます。

各支援隊長同士の意見交換の場を設けて情報共有を行い、消防団との合同訓練を行いながら連携強化を図ったところでございます。

下段の非常備消防施設等維持管理事業につきましては、消防車両や資機材等の更新は整備計画に基づいて行っているところでございまして、こちらも繰越明許でありますが、久富木分団の消防車の更新や、宮之城屋地地区や紫尾地区の３か所に消火栓設置等を行い、消防水利の充実を図ったほか、紫尾柊野分団紫尾部の車庫の改修工事を行ったところでございます。

次に、９ページ上段の火災予防対策事業につきましては、町内の９７事業所、１７６対象物に対して、立入検査を実施し、違反のあった対象物に対し、是正指導や追跡調査を実施したところでございます。

また、令和８年１月から運用が始まった、林野火災注意報・警報について、消防本部ホームページやメール配信、防災行政無線などを活用して、周知徹底を図ったところでございます。

下段の住宅用火災警報器設置促進事業につきましては、町内の７４世帯に対し、戸別訪問やイベント等で、住宅用火災警報器の設置状況調査や普及啓発を行ったほか、無作為に抽出した世帯で実施する調査での設置率は前年度と同じ９２％でございました。

また、住宅用火災警報器の設置困難者に対する設置支援を令和７年度から実施しておりまして、２世帯の支援を実施いたしたところでございます。

次に１０ページ上段の危険物事故防止対策事業につきましては、町内の休止施設を除く、全１０３施設に対して、立入検査を実施した結果、７施設に違反指摘事項があったため、改善指導を行い、全ての事業所から改修計画書が提出され、全て改修が終了しております。

また、携行缶使用時の注意喚起動画を作成し、ＳＮＳによる広報を実施してございます。

下段の応急手当普及啓発事業につきましては、１回、３時間の受講で修了書を交付する普

通救命講習を１４回、２７７人、高齢者サロンやＰＴＡなど、短時間で行う一般救急講習を３３回、６５６人が受講されたところでございます。

今年２月に発生した心肺停止事案で１１人の救急功労者を消防長表彰しておりますが、そのうちの６人が、宮之城中学校２年生の際に、この普通救命講習を受講していた生徒でありまして、この倒れられた方が無事社会復帰をされていることは、本事業の成果の一つであるというふうに考えております。

また、ＡＥＤを設置している民間事業者のうち、付近で発生した心肺停止事案に対して、ＡＥＤの貸出し等の協力が可能なＡＥＤ協力事業所の登録は４３事業所となっておりまして、公的機関を含めますと、有事の際にＡＥＤの貸出しができる事業所は８３事業所で、延べ９９台となっているところでございます。

次に、１１ページ上段の大規模災害広域相互応援事業につきましては、大規模災害発生に伴う緊急消防援助隊の派遣に備え、必要経費や資機材の準備を行っております。

令和７年度は、実災害への出動はありませんでしたが、大分県で実施された緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練に、救急小隊１隊３名が参加したところでございます。

また、町内で開催された鹿児島県総合防災訓練に参加し、他機関との連携強化を図ったところでございます。

以上で、歳出に係る事務事業等の事業実績等の説明を終わります。

最後に、歳入について御説明申し上げます。

歳入につきましては、１の１、歳入決算額説明資料（消防本部）にて、御説明いたします。

消防関係分の歳入につきましては、調定額に対して全額収入済みでございます。

１４款１項７目の消防使用料７，１６０円は、消防関係敷地内に設置されている電柱や電話柱等の使用料でございます。

１４款２項７目の消防手数料３４万１，６００円は、内訳欄記載にあります、各種の許可・証明に関する手数料。

１５款２項６目の消防費補助金２３万４，０００円は、災害対応型多機能ノズル購入に伴う消防団設備整備費補助金。

１７款２項２目の物品売払収入１０８万８，０００円は、消防団の車両更新に伴う旧消防車の売払収入。

２１款５項３目の雑入１２９万７，７９０円につきましては、町有物件共済金のほか、内訳欄記載のとおりでございます。

以上で、消防本部関係分の決算に関するすべての説明を終わります。

○柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

○宮之脇　尚美委員

成果説明書・実績調書の１ページですかね。

火災の１２件、この負傷者というのは隊員なのか、一般住民なのか。

○西　　一樹消防長

負傷者のお二人につきましては、一般の方でございまして、お一人は、火災の際の逃げる際の負傷、お一人は、自損行為による負傷者でございます。

〇武　　さとみ委員

実績調書９ページの警防１のところなのですが、火災予防対策事業についてです。立入検査等による違反是正が、実績が５６％となっているのですけれども、対象物が違反是正されたのが５６％ということで、どういう、残りの４４％というのは、どういうのが是正されなかったのかというのを教えてください。

〇茶園　勇健警防課長

違反是正率が５６％ということで、違反の内容としては、避難訓練の未実施だったり、防火管理者の未選任、いわゆるソフト面の違反が、多数を占めております。

例えば、消防設備の未設置とか、そういう危機管理が悪いといった違反等は、重大な違反等はないという状況になっています。

〇川口　憲男委員

令和７年４月から北薩３消防本部の緊急指令センターが開始されているのですが、さつま町もそれに付随して、向こうからの指令というか、連絡が来て、こっちの対応の仕方はどうだったんですか。スムーズに今いっているような状況なんですか。

〇西　　一樹消防長

指令の出し方については、消防本部に指令センターがあったところと、北薩３消防本部指令センターになったところでは、指令の出し方については、相違はございません。

まず、予告指令が入りまして、そのあと本指令がかかるという流れになっておりますので、まず予告指令が、例えば、救急入電中という時点で、隊員はすぐに動き出して、準備をして乗り込む、本指令がかかって場所等を確認して出動するということで、大きな変更等はないところでございます。

〇川口　憲男委員

もう１点確認。

今、その消防車の救急隊の対応というのは、すぐに準備をして待っておかれる状況にあるということだったんですが、通常の緊急業務と、大差は変更というか、ないと、何かトラブルがあったということはないということで、よろしいですね。

〇西　　一樹消防長

現在のところ、出動指令に関する大きなトラブル等は発生していないと思います。

〇川口　憲男委員

もう１点、消防署等で電気の保有設備、例えば、バッテリーになるような発電機とか、あれを随時、購入していたのですけど、今、熊本とか、よそで発電機の多様性がものすごく言われているんですが、さつまの消防署の関係で、消防分団が保有している分、それから、消防署が確認対応しているもの、その辺りの使い方、あれなんかも、例えば１年も使わないでいたらオイルが駄目になってきて、ガソリン燃料ですかね、駄目というのなどがあるんですが、そういうような点検かれこれというのは、各分団は、月１回の点検でしていると思うんですけれども、そういう流れのところは消防署として確認はしていらっしゃるのか。どれぐらいあるのか。

〇西　　一樹消防長

発電機につきましては、全分団に発電機を公費で配備してありまして、それに付随しまし

て、投光器も合わせて、発電機と投光器とセットで、全分団に配備してはございます。
　点検につきましては、月に２回点検しておりますので、そちらでされていると思います。加えまして、年に１回、団本部６人と、消防団係のほうで、車庫の巡視をしております。そのときに発電機等の管理状況についても確認しているところでございます。

○宮之脇　尚美委員

　救急搬送が１，０７４件ということなんですけど、本町の場合は熱中症等の搬送者というのはどうなんですか。
　それとも現場で解決した件数等が分かれば。

○西　　一樹消防長

　熱中症の搬送状況でございますけれども、最新の情報で、今年の９月４日現在のデータにはなりますけれども、今年、熱中症の搬送は２６人、前年の同じ時期が２４人ということですので、大体例年と似たような感じの熱中症の搬送状況になっております。

○宮之脇　尚美委員

　搬送というのは、やはり重篤な状況と、そういう判断なのですか。それとも、その現場で解決されるっていうのはないんですか。

○西　　一樹消防長

　重症の熱中症患者のほうは、１名発生しているということでございます。
　残りの人数につきまして、搬送ということですので、医療機関に搬送した状況で、現場で処置をして回復して搬送しなかったというのは無いようでございます。

○宮之脇　尚美委員

　現場でもかなり解決できる問題もあるかと思うんですが、消防署としては、今救急隊のほうで熱中症対策で、何か新しく備品等を揃えているものというのは何かあるのですか。

○西　　一樹消防長

　隊員の熱中症対策ということで、よろしいでしょうか。

○宮之脇　尚美委員

　一般の負傷者。
　例えば、体を冷やすアイスのものというのは特に。

○西　　一樹消防長

　救急車の中に、アイスボックスを備えまして、そちらに凍らせたペットボトルであるとか、氷を入れたジップロック、そういったものと、あと、簡易バケツ、折り畳みのバケツがございまして、それを現場に持って行きまして、水を入れて、それに氷を入れて冷やしてするような資機材のほうを準備してございます。

○武　　さとみ委員

　応急手当啓発事業が、目標を上回っているんですけれども、すごくいいことだなと思うんですが、なぜ、こんなふうに受講者が増えたのか。

○西　　一樹消防長

　普通救命講習が、資格をというか、修了証を出す講習になりますけれども、普通救命講習の人数が増えている一番の大きな理由としましては、数年前から始めております、宮之城中学校の２年生全員に、この普通救命講習を受講していただいておりますので、その効果が、

効果というか、人数の増加については、それが一番の大きな原因であろうというふうに思っております。

○武　　さとみ委員

一般救急の方も増えているのですけれども。

○西　　一樹消防長

この一般救急講習につきましては、こちらから呼びかけは、ホームページ、その他、避難訓練とか、そういったときにやってくださいというような呼びかけはしておりますけれども、基本的には、それらの、それぞれの団体のほうからの申出によりましての救急講習となっておりますので、よく言えば、関心を持っていただいて、受けなきゃいけないというふうに皆さんが思っていただいて、増えているのかなというところかというふうに思っております。

○川口　憲男委員

事業説明書の中の９ページの中に、住宅用火災警報器設置促進事業、これも１０年ぐらい来て、町内の設置率というか、これを見ると１００に対して９２％ぐらいのあれを書いてあるのですが、この中で、もうそういう大々的にだいぶ古いところの設置者の確認、以前は消防団員が回って、点検するというようなこともあったんだけど、今そういう流れが全然見えてきてない状況にあるんですが、やっぱり火災状況というのは少なくなってはきているけれども、高齢者が増えていく中でやっぱりこういうところは増やしていかないと、火災による死亡者も増えてくるんじゃないかと思うんですけど、ここあたりの対策をどういうふうに、昨年は練られてきたんですか。

○西　　一樹消防長

確かに、消防本部としましても、この更新というところが本来というか、どうしようかということで話をしているところではありますけれども、今のところは、ホームページであるとか、広報紙などで点検の仕方、「ひもを引っ張ればいい」、「ボタンを押せばいい」というような形で広報をして、また、様々なイベント等でも、そういったところの広報をしているところでございまして、団員の方々に回っていただいてというところまでは、今のところは考えていないところでございます。

○川口　憲男委員

今消防長の説明にあるようにですね、各家庭でホームページを見たり、各種広報紙を見たりということでですね、啓蒙はされているんですよね。しかし、これはほかの課でも私申し上げたいと思うんですけど、このホームページの閲覧、例えば、私たちが持っている携帯にも、林野火災については、うるさいほど出てくるんですけれども、これぐらいしないと、周知率っていうのは上がらないんですけれども、やっぱり私は火災報知器の件は、これだけ高齢者が増えていけば、まだまだ啓蒙をしていかないといけないところがあると思います。

そのためには、やっぱり消防団の利活用、あるいは、やはり非常備消防もおるわけですから、そこ辺りを使って火災を防ぐための方向性は、訴えていくべきだと思うんですが、そこの周知活動は、令和７年度においては、ちょっと力が足りなかったと思うんですけど、今年度に向けてどういうような対策をとられていくのか。

○西　　一樹消防長

団員の皆さんに御協力いただいての広報活動ということですが、令和７年度以前も、団員の方々に御協力いただいた広報等は実施していないところでございますけれども、確かに、今、議員御指摘いただいたように広報というのは大事かと思っておりますので、団員の方に協力をいただいてというところはちょっと難しいかもしれませんけれども、先ほど御指摘のありました、ＳＮＳ等で、もううるさいぐらいの広報というのも、うるさいぐらいといったらあれですね、ちゃんと、節度を踏まえた広報のほうで、周知を図っていきたいというふうに思っております。

○川口　憲男委員

要請というか、要望ですけれども、災害支援隊もいるわけですから、その辺りの活用策も今は災害によって放送を流れたり、ということですけど、やっぱり地域において災害支援隊、地域ごとにできているわけですから、そこあたりのところなんかでも、やっぱり広めていくというところはできると思うんですけれども、今後の活動の中でですね、やっぱり火災を防ぐという点からですね、進めていかれるような方法をとられるべきと要請をしておきます。

○武　　さとみ委員

成果説明書の６ページの下段の総務管理費の中の職員数の目標が５３名で、実績は５１人だったんですけれども、２人減ということで、困ってはいないのかと、それに、女性消防隊員の目標数とか、設定されているのか、教えてください。

○西　　一樹消防長

現在５１人中、消防吏員が女性消防吏員は２人、行政職の女性職員が１人、合計３名、５１人中３名が女性職員です。

先ほど、申しましたとおり、女性消防吏員は、現場に出る消防吏員は２名で、いずれも救急救命士の資格を持って、救急車にも乗務する職員となっております。

女性職員の目標数値ですけれども、今のところ、第３次さつま町男女いきいきしあわせプランのほうで２名で計画を立ててありますけれども、その数値についてはクリアはしているところでございます。

また、国のほうから女性消防吏員の増加について、通知のほうも来ておりまして、将来的には、女性消防職員の数のパーセントを１０％に持っていきたいということですけれども、当面の間は、採用者の割合のうち１０％の女性職員を採用しなさいというふうに、総務省消防庁のほうから通知が来ているところでございます。

○宮之脇　尚美委員

庁舎整備への検討委員会が立ち上がっております。これは改築という考え方ですか。

○古川　秀人消防総務課長

当初、整備検討委員会の中では、改修のほうで計画・協議を進めていたところなんですが、なかなか手狭であるということで、新庁舎のほうの建設について、今、協議を進めているところでございまして、第４回庁舎整備検討委員会、こちらのほうも近いうちに計画をさせていただこうと考えているところでございます。

○宮之脇　尚美委員

庁舎整備をするとした場合に、明確になってないと思うんですが、いつ頃を予定しているのですか。

○西　　一樹消防長

目途といたしましては、緊急防災減災事業債の期限が令和１２年になっておりますので、それぐらいまでに着工すると有利な起債が使えるということで、おおむね大体その辺を目途に計画を進めていこうかというふうに考えているところでございます。

○柏木　幸平委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

私のほうから６ページの職員研修費についてですが、以前は、補助等が少なくて、順番待ちとか、それから個人での受講とかあったわけですが、現在は、そこあたりの研修費、または、免許取得に関して、どのようになっているのか。

○西　　一樹消防長

自主研修費につきましては、消防本部で７０万円の予算をいただいておりまして、令和７年度は、ほぼほぼ使い切っている状況でございます。

また、免許取得につきましては、前年度１人、全額公費負担で、消防職員に免許の取得をさせているところでございます。

○柏木　幸平委員長

そしたら、現在のところはそういう待ちとか、自己負担で取得してるとか、更新させるとかはないということですね。

○古川　秀人消防総務課長

一応、ちょっと追加でといいますか、先ほど消防長がありましたように、７０万円の予算はほぼ使い切っておりまして、それを超す申出があった際には、行政係のほうが、同じく自主研修事業をもともと持っておりますので、そちらのほうが、なかなか実績がないということもありましたので、予算を融通していただけないかということで、申し出をしまして、こちらのほうに回していただけるということになっておりましたので、追加であった場合には、そちらのほうの予算を支出することが可能でしたので、待っていらっしゃる方っていうのはないところでございます。

○柏木　幸平委員長

ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

なければ、審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午前１０時１３分　休憩

午前１０時１６分　再開

△「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」（議会事務局関係）

○柏木　幸平委員長

それでは、再開いたします。

議会事務局の関係分について審査に入ります。

一般会計の関係分について、歳入、歳出の順に説明を求めます。

○早﨑　行宏議会事務局長

それでは、議会費決算について御説明いたします。

まず、主な議会活動の実績についてであります。

令和７年４月に、町議会議員選挙が行われ、定数１４人に対し、１９人が立候補し、新人４人を含む、新しいさつま町議会が発足し、本会議・常任委員会・特別委員会など適正に運営されているところであります。

令和７年度は、定例会は４回開催し、臨時会を３回開催しており、一般質問者数は平均で８人で、令和６年度の７人より平均１人の増となっております。

また、定例会の傍聴者数は、臨時会も含めて合計１５９人で、令和６年度の６４人より９５人の増となっております。

インターネット中継におけるＹｏｕＴｕｂｅの再生回数は、令和６年度が３，３１８回だったのに対して、令和７年度は８，５８９回と大幅に増加をしております。

増加の要因といたしましては、傍聴者及びインターネットの視聴回数等も、防衛施設関連の一般質問時に多くの方が関心を寄せられていらっしゃるようであります。

各常任委員会では、昨年に引き続き、所管事務調査を行っており、総務厚生常任委員会が、佐賀県多久市において、「ドローン物流を活用したまちづくり」について、佐賀県みやき町において、「ＭＡＧＯボタンを活用した高齢者の見守り及び防災サービス」についての調査を行い、文教経済常任委員会が、茨城県つくば市の農研機構において、「スマート農業の推進について」、群馬県川場村において、「道の駅川場田園プラザの取組について」、東京都千代田区のふるさと回帰センターにおいて、「移住定住の取組について」調査を行ったところであります。

行財政改革調査特別委員会では、行政改革大綱及び行政改革推進計画について調査研究を行ったところであります。

議会活性化調査特別委員会では、これまでの町民と議会との意見交換に変えて、カフェのように自由でオープンな環境の中での話し合い、ワールドカフェ方式による開催も想定して、対話を促進する役割を担うファシリテーターについて学ぶための研修会を実施したところであります。

防衛施設等調査特別委員会では、改選があったことから、これまでの経緯について、危機管理監より説明を受けたほか、鹿児島地方協力本部長によります、防衛講話を実施したところであります。

議会運営委員会及び議会広報特別委員会では、合同による行政視察を行い、福岡県須恵町及び岡垣町において、議会だよりの企画編集方法や、議会広聴の在り方などについて調査を実施したところであります。

議会活動におきましては、議員単独研修会を３回開催したほか、北薩横断道路の整備に関する期成会活動や各種団体との意見交換会を４団体実施したところであります。

また、議会だよりを、毎定例会後の５月、８月、１１月、２月に発行し、町内へ全戸配布

を行っておりますが、町民に見て、読んでいただける編集に工夫を凝らしたところであります。

さらに、より多くの方に議会だよりを見ていただけるように、議会だよりの発行をさつま町公式ＬＩＮＥで周知するとともに、町内の物産館や商店等１４施設にも最新号を配布したところであります。

それでは、議会費の決算の状況について御説明いたします。決算書は３１ページ、決算審査意見書は１４ページの中段になります。

１款１項１目、議会費の支出済額は１億５，９８５万９，７３０円で、前年度に比べ４，４５６万４，６９３円の増となっております。

増額となった主な要因としましては、議会ＤＸ推進事業業務委託費、業務委託等による議会システムの更新であります。

新たにテレビモニターの設置や自動反訳システムによる文字テロップの表示のほか、委員会のオンライン会議を想定したシステムの構築を行ったところであります。

それでは、歳出の主なものを御説明いたします。

１節の報酬は、議員１４人と会計年度任用職員１人分の報酬であります。

８節の旅費は、議員の費用弁償と職員の旅費であります。

９節の交際費は、議長の意見交換会負担金や、各常任委員会の所管事務調査時のお土産等でございます。

１０節の需用費で主なものは、議会だよりの印刷製本費で２０３万２，８００円支出しております。

１２節の委託料は、議会中継システムの保守業務及び議会ＤＸ推進事業業務委託であります。

１３節の借上料は、ペーパーレス会議用のタブレット端末借上料及びサイドブックス使用料のほか、所管事務調査時の自動車借上料等であります。

１７節、備品購入費は、委員会室用の長机２台であります。主に、委員会審査の録音機を設置するために使用するものであります。

１８節、負担金補助及び交付金のうち、議会関係分の支出額は１５９万５００円で、県町村議会議長会等への負担金であります。

以上が歳出でございます。

歳入につきましては、決算書２０ページ、詳細は説明資料の議会事務局分を御覧いただきたいと思います。

１５款２項１目１節、総務費補助金でありますが、議会ＤＸ推進事業において活用いたしました、新しい地方経済・生活環境創生交付金８８７万２，０００円であります。

以上で、説明を終わります。

○柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

なければ、審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午前１０時２２分　休憩
午前１０時３５分　再開

△「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」（監査委員事務局関係）

○柏木　幸平委員長

それでは、再開いたします。

監査委員事務局の関係分について審査に入ります。

一般会計の関係分について、説明を求めます。

○上野　加奈子監査委員事務局長

それでは､監査委員事務局関係分について説明をいたします｡よろしくお願いいたします。

決算書で御説明いたしますので、３９ページをお開きください。３９ページ下段から４０ページ上段部分になります。

２款６項１目、監査委員費でございます。

監査委員事務局では、当該年度の監査計画に基づき監査を実施しております。

令和７年度の主な業務につきましては、例月出納検査、定期監査、決算審査、備品監査、財政援助団体等監査などの各種監査を行い、その結果については、町長、議長及び教育長に報告しております。

また監査委員及び監査委員事務局職員の資質の向上を図るため､全国及び鹿児島県町村監査委員協議会主催などの各種研修を受講いたしております。

次に、監査委員費の決算の状況ですが、令和７年度決算額は、予算現額２，１４１万４，０００円に対し、支出済額２，１２４万８，２１０円となり、執行率９９．２％となっています。

この中で、１節、報酬から１８節、負担金、補助及び交付金のうち、職員人件費以外の主な部分について、御説明いたします。

まず、１節、報酬は、監査委員２名分の報酬であります。

次に、８節、旅費５１万６，５２０円のうち、監査委員の費用弁償が４３万８，６８０円の支出となっております。

次に、１０節、需用費は、一般需用費として、事務用消耗品や、地方財務事務提要の追録代など１１万２，４００円を支出しております。

次に、１８節、負担金、補助及び交付金は、県町村監査委員協議会負担金及び研修負担金として１６万６，２００円を支出しております。

歳入はございません。

以上で、説明を終わります。

○柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

なければ、審査を一応中止しておきます。
しばらく休憩します。

午前１０時３８分　休憩
午前１０時３９分　再開

△「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」（会計課関係）

○柏木　幸平委員長

再開いたします。
会計課の関係分について審査に入ります。
一般会計の関係分について、歳出、歳入及び財産に関する調書の順に説明を求めます。

○後藤　美保子会計課長

それでは、令和７年度決算会計課関係分について御説明いたします。
会計課では、公金の出納保管及び収支管理にあたり、財政課をはじめ、関係各課と連携をとりながら、適正な伝票処理に努めるとともに、毎月各課から提出される収入・支出予定調査票により、資金の計画的運用及び確保に努めてまいりました。
それでは、歳入歳出、主なものについて説明いたします。
決算書の３５ページから３６ページ、主要施策の成果説明書９３ページをお開きください。
まず、歳出になります。
２款１項１５目、会計管理費になります。
１１節、役務費は、口座振込手数料や指定金融機関及び収納代理金融機関の窓口、口座振替、コンビニやスマホ、共通納税で収納された公金の取扱い手数料などが主な歳出となります。
１２節、委託料は、収納消込機（ＯＣＲ）の保守料。
２２節、償還金、利子及び割引料は、年度末の資金不足解消のため、北さつま農業協同組合からの一時借入金の利息となります。
続きまして、歳入になります。決算書２６ページ、常任委員会決算審査資料３ページをお開きください。
２１款２項１目１節、預金利子は、一般会計の普通預金及び定期預金の利子であります。
次に、決算書２７ページ、常任委員会決算審査資料６ページを御覧ください。
２１款５項３目１節、雑入につきましては、入金誤りによる返還金の振込手数料を負担していただいているものです。
以上で、説明を終わります。

○柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

○川口　憲男委員

以前から、コンビニ収納とかあるけど、それ、だんだん伸びてきていると思うんですけど、その効果っていうのが、収納率、それに上がってきているものなの、そこら辺はどうなのですか。

○後藤　美保子会計課長

会計課としましては、住民の皆様が納めやすい環境をつくるということで、コンビニ・スマホの決済というのをやっておりますが、収納率につきましては、各所管課のほうに聞いていただけるとありがたいかと思います。

○柏木　幸平委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

なければ、審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午前１０時４３分　休憩

午前１０時４６分　再開

△「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」（総務課・選挙管理委員会事務局関係）

○柏木　幸平委員長

それでは、再開いたします。

総務課及び選挙管理委員会事務局の関係分について、審査に入ります。

一般会計の関係分について、歳出、歳入及び財産に関する調書の順に説明を求めます。また、人件費関係についても説明を求めます。

○富満　悦郎総務課長

それでは、総務課及び選挙管理委員会事務局分について、御説明いたします。

決算書は３１ページ、２款１項１目、総務管理費から６２ページの９款１項４目、災害対策費まで。主要施策の成果説明書は、４ページから７ページ。総合振興計画実績調書が１ページ、職員研修費から９ページ、危機管理事象への対応まで。決算審査意見書につきましては、１４ページから１５ページ。人件費については、同じく３５ページから３７ページとなってございます。

主な項目を中心に説明申し上げます。

まずはじめに、総合振興計画の実績調書の１ページをお願いいたします。

１ページの上段、職員研修費でございます。

職員の意識改革、能力向上や事務の効率化等を図るため、関係機関と連携した研修のほか、町単独研修として、新たにスマート申請研修や、令和８年度から運用をするメンター制度などについて研修を実施してございます。

また、県自治研修センターによる委託研修では、延べ６８名、また、町独自研修につきましては、延べ1，１４１名ということで実施を行っております。

次は２ページの下段です。

町ホームページの充実です。

毎月上旬を更新日として、リアルタイムな情報発信を図るため、各課が保有するホームページ、記載情報の随時更新をいたしております。

また、広報紙やお知らせ版、町公式ソーシャルメディアのほか、定時放送で周知した内容をホームページにも記載し、さらに、広報紙とお知らせ版には、関連ページの二次元コードを掲載するなど、内容の充実に努めているところでございます。

次は３ページの下段、広報広聴機能の充実でございます。

まず、広報部門につきましては、広報さつまを１２回、お知らせ版を２１回発行してあります。

また、防災行政無線を放送しておりまして、その他ＬＩＮＥなどの配信によりましても、行政情報や地域情報の発信をしているところでございます。

広聴部門につきましては、特に広報さつまのお便りコーナーで意見を募集するほか、ホームページの問合せフォームで、各種の問合せ等を受け付け、各課において適宜、回答をしているところでございます。

次は、調書の５ページ上段になります。

交通安全対策の推進でございます。

年間を通じて、警察署をはじめ、交通安全協会や安全運転管理協議会などと連携をしまして、広く町民全体に呼びかけて、交通安全教室の開催や啓発等に取り組んでおります。

次は６ページ上段、交通安全施設等の整備であります。

ガードレール、ロードミラーなど、交通安全施設について、年度はじめに、公民会長を通じて要望調査を行いまして、現地調査などを踏まえて、整備を実施しております。

また、財源の交通安全対策特別交付金を活用し、緊急性や優先順位を考慮した上で、建設課と協議をしながら整備を進めたところでございます。

次は、７ページ下段、防衛施設等誘致事業でございます。

防衛施設の誘致を推進するため、町防衛施設誘致推進協議会と連携し、防衛省等に対する要望を行ったほか、薩摩地区の住民代表による要望にも、職員が同行したところでございます。

また、防衛施設整備に係る適地調査の状況等について、防衛省より説明を受けたところであります。

資料は変わりまして、主要施策の成果説明になります。成果説明書の４ページ下段をお願いします。

選挙事務の関係です。

（１）のさつま町長選挙及びさつま町議会議員選挙についてであります。

任期満了に伴い、４月８日に告示、町長選挙につきましては候補者が１人であったため、無投票。町議会議員選挙については、定数１４人に対し、立候補者が１９人であり、４月１３日に執行されました。

投票率は６５．３３％で、前回を０．４１ポイント上回っております。

次は（２）参議院議員通常選挙です。

任期満了に伴い、７月３日に公示、７月２０日に執行されました。

投票率につきましては、選挙区が６２．８５％で、前回を５．０８ポイント上回ったところでございます。

次は（３）の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査であります。

衆議院解散に伴いまして、令和８年１月２７日に公示され、２月８日に執行されました。

投票率は、小選挙区が６３．７２％で前回を０．０６ポイント上回ったところでございます。

次は、人件費につきまして、説明をいたします。資料につきましては、決算監査意見書になります。意見書の３５ページをお願いします。

３５ページ下段の（４）職員人件費のところであります。

会計年度任用職員を除く、人件費総額は約２４億４，０９２万４，０００円となり、前年度と比較して約１，４９８万１，０００円で０．６％の増加となっております。

増加の要因につきましては、国の人事院勧告に基づく給与改定によるものでございます。詳細は３６ページ、表４４のとおりでございます。

次は、歳入について説明をいたします。配布してございます、令和７年度歳入決算額の総務課分の資料、選管と総務課分の説明資料を御覧ください。

上段より、１２款１項１目１節、交通安全対策特別交付金は、道路交通安全施設の整備の財源であります。

次に、１４款２項７目１節、消防手数料は、罹災証明及び、その他の証明になります。

次に、１６款３項１目１節、総務管理費委託金は、自衛官募集事務、４節の選挙費委託金は、衆議院議員総選挙などの関係事務分でございます。

次に、下段の２１款５項３目１節、雑入は、主なものといたしまして、広報紙有料広告料、雇用保険料、派遣職員給与等負担金、災害対策費用保険金などとなっております。

続きまして、資料は決算書になります。決算書の一番後ろのページです。１４９ページをお願いいたします。決算書の１４９ページでございます。

財産に関する調書の総務課関係分でありますが、主なものについて説明いたします。

１４９ページ、４基金のうち、上から５番目になりますけれども、職員の退職手当組合調整特別負担金基金は、利子積立分６１万２２円の増加、次の災害対策基金は、利子積立分の１３万８，７２５円の増加と、基金１，３００万円の取崩しによる減少があり、相殺して結果的に１，２８６万１，２７５円の減少となったところでございます。

以上で、説明を終わります。

〇柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

〇川口　憲男委員

防災無線の個別受信機の設置状況なんですけど、令和７年度において８２．１％の実績率ということなんですが、この防災無線を設置するにあたって、小さな集落っていうのは非常になんというかな、負担が大きくて、してないところがあると思うんですが、これを１００％進めるという方法はないですか。もう防災無線の設置のところは、十何年きているんですけれども。これを８２．１％を１００％に持っていく方向で、問題点とか、いろんなところ何があったんですか。

〇菊野　祐二危機管理監

ただいまの御質問でございますが、防災無線を受信する個別受信機のことですかね。

こちらにつきましては、無償で貸与しているものでございます。

転入された方々には、町民課のほうで、転入手続きをされる際に案内をしてございまして、

希望されない方も中にはいらっしゃいます。

そういった方が、若い方々とか、最近新しいアパートができて、そちらにお一人で居住されている方々、そういう方々が多いようです。

その戸数の少ない集落、公民会とか、そこのことですかね。

そういったことでですね、今、防災無線だけではなくて、防災情報等につきましては、町の公式ＬＩＮＥ、それから安全安心メール、町のホームページ、そういったものも、あわせまして、周知に努めているところでございます。

○川口　憲男委員

勘違い、大変申し訳ない。

防災無線の個別受信機については、町が全般的に負担すると、転出する、転入する状況に応じて、そこから申請があれば、それを、町が負担するということのほうは納得しましたけど、であれば、この８２％というのは、先ほど説明があったように、要らないと言う方もいらっしゃることだから、こういう数字になってくるんですけど、危険業務の中じゃ、やっぱり危機管理の中じゃこれは、付けさせてもらわないことには、今回の例えば、いろんな全国各地での水害とか、いろんなことを考えた場合は、付けていただくということが完璧なことだと思うんですけども、無理売りはできないというところもあるのかなとは思うんですけど。

そこあたり、もう少し、先ほど私が質問した行政無線ですね、集落行政無線のところで、するのと一緒で、それでなっていけば、集落で地域防災を訴える中じゃ、そういう人たちがおればどうしても、ひとつ、取り外してできないというところも総合的な指導ができていかないという部分もあるんじゃないですか。公民会長としても。そこ辺りの対策はもう少し、両方で考えるべきじゃないのですか。

○菊野　祐二危機管理監

確かに、そういうことでありますけど、転入手続をされた際、あと、公民館長研修会等でも推進はしているところでございます。

ただし今、若い方とかですね、夜勤で放送時間にいらっしゃらないとか、そういった方々もいらっしゃるようです。そういった方々が、先ほど申しました公式ＬＩＮＥであったりとか、安全安心メール、それから町のホームページ、そういったもので情報収集していただくというような形を今とっているところでございます。

○桑波田　　大委員

今、言われたアプリ等の登録状況というか、そういうのはわかっているのですか。

○福島　泰幸危機管理係長

現在、安全安心メールの登録者数が約２，５００名。ＬＩＮＥのほうが、約８，０００名。浸水センサーというのがございますが、そちらのほうが約３００名という状況でございます。

○桑波田　　大委員

自主防災組織の８ページの上のほうなんですけど、結成後の訓練の実施率が５５％、これ、原因があるんですか。

支援の実績とか、あと、この訓練に対する本部の課題とかっていうのがありますか。

○菊野　祐二危機管理監

自主防災組織の訓練につきましては、各公民会のほうにお願いしているところでございま

す。いろいろな内容で取り組んでいらっしゃいます。

情報伝達訓練であったりとかですね、あとは公民会によっては、町の補助金を活用しまして、非常食などを購入したりとか、防災用品を購入したりして運用されている公民会等もございます。

ただし、なかなか上がらないところにつきましては、高齢化率の高い公民会とか、そういったところは、なかなか訓練の実施は厳しいようです。

そういったところに関しましてもですね、例えば、連絡手段であったりとか、そういった訓練も可能ですので、そちらのほうをお願いしていこうかなと考えているところです。

○宮之脇　尚美委員

監査意見書の３６ページ、一番下段の時間外勤務手当の関係ですが、これは選挙に関して１，８００万円ほどあるんですけれども、ニュースで阿久根市が、電子投票に切り替えていくということで、開票時間が１時間短縮をされるというようなところがあるんですが、本町は、そのような計画はないのですか。

○係員

先般、放送されました阿久根市の電子投票につきましては、本町の選挙管理委員会のほうも、先月、宮崎県の新富町のほうに視察研修をさせていただき、導入の可能性等について勉強させていただいたところでございます。

その中で、先ほど議員からありましたとおり、開票事務の迅速化であったり、投票事務の簡素化、疑問票がなくなるといったメリットもある一方で、都道府県選挙や国政選挙で、使用するには課題があったり、法整備が必要ということであるため、選挙ごとに手法が異なるというが、有権者に対して、少し複雑且つ混乱を招く恐れもあるのかなといったところがデメリットとして挙げられたところであります。

今、鹿児島県の選挙管理委員会においても、各市町村の導入に向けた動き等について調査をしているところでありますが、そういった近隣市町村の動きも見ながら、引き続き、本町としても導入の可能性を探りたいと思います。

○宮之脇　尚美委員

いろいろデメリット、メリットがあるんでしょうけれども、経費的な問題と、今後は、やはり職員数等を考えた場合にですね、やはり将来的に整備する必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、そこについては精力的に検討されるように、要請をいたしておきます。

○武　　さとみ委員

成果説明書のページ数が、私が見ているのと、ちょっと違うかもしれないのですけれども、職員研修費の１番目のところなのですが、具体的な取組の中に、人権啓発が中に入っているのですが、どのような研修をされているのか、教えてください。

○富満　悦郎総務課長

人権啓発の研修の御質問がありましたけど、研修につきましては、全職員を対象にしまして、人権啓発の専門的な知識を持たれた方を招聘しまして、その講演を研修すると、聞いて研修するというような内容になっています。全職員を対象にして、毎年行っているところでございます。

〇武　　さとみ委員

令和７年度は何をされたか、わかりますか。

〇西　　浩司行政係長

令和７年度の人権啓発研修につきましては、もう様々な人権、例えば、障害者の人権、女性の人権、あとは、同和対策の関係、もう様々な幅広い人権の研修をしております。

これは、令和７年度に限らず、もう例年なんですけれども、自治研修センターに依頼して、講師をお呼びいたしまして、本庁でさせていただいている形になります。

〇武　　さとみ委員

防衛施設等誘致事業についてなんですけれども、数回、要望書提出等をされて、事業費として１８９万円を事業費として使われているんですが、この決算書の中のどの項目に入りますか。

〇菊野　祐二危機管理監

要望書提出につきましては、旅費で計上してございます。

ここから、九州局であったり、東京の本省であったり、旅費のほうに計上してございます。

〇宮之脇　尚美委員

この職員研修会ですが、最近聞くところによると、若い職員が、極端に早くに退職をされると聞いているのですが、これは多分、総務課で一番頭が悩ましいところなんでしょうけれども、それらについて、研修そのものについては、公務の重要性とか、あるいは、そういう精神論ではないんですけれども、業務だけの研修ではなくって、あるいは人間形成としての研修というのも必要かと思うんですよね。そこら辺については、どのように考えますか。

〇富満　悦郎総務課長

御指摘がありました、若い職員の方が、まだ年数が経たないうちに、お辞めになるケースもあるところでございます。

人材育成をどうしていくかというのは、本当に組織としての大きなテーマというか、課題であるというふうに捉えております。

人材育成につきましては、「人材マネジメント基本方針」というのをつくっておりまして、その中で、人材育成をしていくということで、いろんな方策というものを考えているところでございます。

具体的に申し上げますと、まずは職員研修、先ほどから出ております、職員研修をするということと、やはり働く環境の整備、それから、やっぱり人事管理ですね。この３つの視点で、職場のやはり課題とか、環境に対応できるように、取り組んでいきたいというふうに考えて進めているところでございます。

〇宮之脇　尚美委員

すぐに退職をされる方っていうのは、そういう研修をこれまで受けていらっしゃるのですか。この辺が徹底されているのかどうかというのは、若干疑問を感じるのですけれども、最近の若者というのは、Ｚ世代と言われて、なかなかやはり深刻に物事を考えられないというところもあるんですが、住民に対する使命感とか、やはり宣誓書を読んだ中身の理解度というのはどの程度あるのかなというような感じがするのですが。

私なんかの年代で考えればですね。やはり辛くても、厳しくても、耐え抜いて町民のため

に働きましょうというような、そういう気持ちというのが、どの程度あるのかというのは、やはり専門職にですね、そういう講師を依頼して、徹底した研修というのを行うべきでないのかなと。

職場の選択の権利というのはあるのでしょうけども、一旦入った以上は、それでやらないと、町民に対する奉仕者という形になりますから、そこら辺もちょっと徹底した研修を行うべきではないかなと思うんですが、一般論としてじゃなくてですね、精神論的な研修というのも必要なのかなと思いますけど。そこら辺についてはどうですか。

○富満　悦郎総務課長

今おっしゃったところは非常に、大事な部分だというふうに思います。

やはり、私たち職員としては、住民福祉の向上が一番の目的であるということであります。

町をよくするためにどうしていけばいいかというのを一人一人は考える必要があるというところであります。

その中でも、やはり求められる職員像というのを、基本方針の中に謳ってございまして、４つほどあるんですけれども、「町民感覚を有する職員」、２つ目の「チャレンジ精神を有する職員」、あとは「経営感覚を有する職員」、あとは、「豊かな人間性を有する職員」、それらを総合して、やはり人を育てていきたいというふうに、基本的に考えているところでございます。

○宮之脇　尚美委員

やはり、さつま町全体のシンクタンクという立場にありますから、そこら辺を含めて、やはり徹底した研修を、やはり方向も考える必要があるんじゃないかと思いますので、そこらについては、今後も検討されるように要請いたしておきます。

○川口　憲男委員

防犯事業の推進のところで、これまでに町内のいろんな信号機のところに、防犯カメラを設置されているわけなんですが、今もう２０基近くいっているんじゃないかと思うのですが、その効果と、それの活用策というのが、今までにあったものなのか。

そして、今後、これを活用策があれば、それを今後どういうふうに活用されるか。段取りができているか。計画性があるのか。

○菊野　祐二危機管理監

防犯カメラにつきましては、令和８年３月末、２２基設置をしているところでございます。

主な活用につきましては、交通事故、そしてまた、警察署からの情報提供で、データをほしいということで来られています。

それともう一つ、行方不明捜査ですね。そちらのほうに活用しているところでございます。

今のところは、そういった活動が一番大きなところでございます。

○川口　憲男委員

２２基設置されて、警察からの要請があって、交通事故とか、いろんなので使っている。

それをすることによって、この防犯カメラを設置した効果というのは、どれぐらい出ているのか。その辺りの数値を出されなくても、こういうことに役立ったというところがあるのか、そこあたりは、どうなのですか。

○菊野　祐二危機管理監

行方不明については、なかなか効果が出ていないところです。

車で行かれた方とか、通っている方がいらっしゃれば効果があるかもしれませんけども、まだ、そこの効果はでていないところですね。

あと警察のほうに情報提供した分につきましては、その結果をまた教えていただくということは、なかなか警察のほうも情報提供していただけないところもございまして、こちらのほうも、その結果は把握していないところです。

○川口　憲男委員

防犯カメラになる前に、町の防犯灯ですよね。

町内各所に犯罪を防ぐという意味からの、こういう防犯灯を設置し、その次には、カメラを設置し、安全安心に努めるという、まちづくりが、そこ辺りでできているんですけれども、要はやっぱり、町民自体が、そういう安全に対する意識を持っていくということが一番大事なことだと思います。

いろんなテレビで出てくる、この防犯カメラを見ても、確実に、鮮明に、これが来たよとなんかも出てこないし、また、そういう方向性も確実に、それができてくるよということはないと私も思うんですけど、やっぱり、こういうカメラを設置する、防犯灯を設置する、これ非常に大事なことだと思うんですよね。人がいなくなったり、いろんなところがあると思います。ここ辺りをもう少し、「この地区には、こういうのを設置してありますよ」ということを、特に防犯カメラなどは、お知らせするところがあっていいんじゃないかと思うのですけれども。そんなところの考え方は、どうですか。

○菊野　祐二危機管理監

設置場所につきましては、こちらのほうは、事務局内では話をしているんですけども、今後、またホームページとか、そういった形で周知していく方法を検討します。

○柏木　幸平委員長

ほかに、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

私のほうから、地域防災計画の推進で先ほど質問がありました、防災訓練実施の目標に関しては５５％ということで、現在、災害が多くなっているわけですが、ここあたりも積極的にやっぱり、前回の平成１８年の水害後、１０年ぐらいは、各公民会においても、防災の訓練等もされていたんですが、現在、こうして低下しているっていうのは、やはり、町民にとっても危険な状況になったときに、避難体制ができないんじゃないかと思うんですが、ここあたりはやっぱり力を入れるべきだと思いますけど、担当として、どのように考えておられるのか。

○菊野　祐二危機管理監

確かに、最近の災害というのは、非常に何が起こるか分からない状況でございます。

危機管理といたしましては、今年の１２月に、鶴田中央公民館で、避難所運営の訓練を実施する計画をしております。

そこには、川内川流域の住民の方をお呼びしまして、協力していただいてですね、実際、避難所を体験していただくような内容になっております。

最近は、パーテーションといったテント型の仕切り、それとか、あとは、実際、県庁からもトイレカーをお借りして、そちらの展示をしたりとか、あと、私どものほうで備蓄しております、簡易トイレですね、そういったのも、実際、こういったものだよというのを、実際に体験していただく。

それから、炊き出し訓練ですね。そういったのも計画してございます。そういったのを、また年々、場所を変えてやっていけたらなと思っております。

そこで、また自主防災組織の大切さ、自助・共助、こちらの周知を図っていきたいと考えております。

○柏木　幸平委員長

災害に対しての備え、例年、常備していくのは分かるんですが、自主防災組織としてのやっぱり活動をですね、重点的に行わなければ、やはり、被害が大きくなると思いますので、今後は、やはり防災組織のほうもですね、力を入れてやっていかれますように要請しておきます。

ほかに、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

なければ、審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午前１１時２０分　休憩

午前１１時２８分　再開

△「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」（ほけん福祉課関係）

○柏木　幸平委員長

それでは、再開いたします。

ほけん福祉課の関係分について審査に入ります。

一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計の順に審査をします。

まず、一般会計の関係分について、歳出、歳入及び財産に関する調書の順に、説明を求めます。

○川﨑　里志ほけん福祉課長

それでは、お疲れさまでございます。

ほけん福祉課の一般会計について、説明をさせていただきたいと思います。

まずはじめに、修正がございましたので、先に、その分を説明させていただきたいと思います。

フォルダに、訂正の分がございます。ほけん福祉課のフォルダを御覧いただければと思います。

健康診査費、後期高齢者の分になりますが、朱書きをしてございます、２か所の訂正がございましたので、差し替えをお願いしたいと思います。

まず、誤りがありましたことを、訂正してお詫び申し上げます。申し訳ございませんでした。

それでは早速、一般会計の分になりますが、歳入歳出決算書と、成果説明書及び実績調書は、０７ほけん福祉課と、歳入は、１の６、歳入決算額説明資料になります。

まず、成果説明書の１ページを御覧ください。

まずはじめに、福祉係の関係分であります。

１の物価高騰対策支援であります。

（１）から（３）は、世帯に対する給付金となっており、（１）は住民税非課税の世帯と住民税均等割のみ課税の世帯に対する給付金で、令和６年度からの繰越分となっております。

次に、（２）令和６年分の所得税と、令和６年度の住民税の定額減税を補足する給付金で、調整給付金の支給実績となっております。

次に、２ページを御覧ください。

（３）エネルギー価格及び食料品価格等の高騰の影響を受けている全世帯に対して、生活応援給付金として１万円を支給しております。

なお、いずれの給付金も、申請負担の軽減や早期の給付を行うため、プッシュ型で給付を実施したところであります。

（４）と（５）は、食材費や光熱水費など物価高騰の影響を受けている、福祉施設等に対し、利用者の皆様への安定したサービスの提供を確保することを目的として、支給した交付金の支給実績となっております。

続きまして、２、社会福祉の（１）民生委員児童委員社会調査事業については、令和７年１２月１日に民生委員・児童委員の改選が行われ、民生委員・児童委員８８人、主任児童委員３名の計９１名に対して委嘱し、地域福祉活動をお願いしており、主に町民からの相談を受け付け、相談を受けて、関係機関へのつなぎや、訪問・見守り活動のほか、日頃から活動に必要な知識の習得・研さんに努めていただいているところであります。

令和７年度の年間相談・支援件数は延べ２，９１８件。年間の訪問回数は、延べ１万３，１２２回となっております。

次に３ページ中段になります。

４、ひまわり館管理運営であります。

宮之城ひまわり館は、平成１８年度から、さつま町社会福祉協議会を指定管理者に指定し、管理運営を行ってもらっているところであります。

築年数３０年を経過し、老朽化する施設の修繕として、令和７年度は計画修繕といたしまして、厨房室の空調機器取替、緊急修繕として、浄化槽蓋取替と館内防火設備、非常用発電機修繕を実施したところであります。

次に、４ページになります。

７、障害者福祉であります。

障がい者や、その家族が必要とするサービスを提供するための支援として、（１）心身障害者対策では、障害者総合支援法に基づく支援区分の審査判定を行い、必要な障害福祉サービス等の支援を２１５人に行ったところであります。

また、身体障害者手帳を６６人、療育手帳が７人、精神障害者保健福祉手帳を８人に新規

交付いたしました。

続きまして、（２）障がい者基幹相談支援センターの設置では、障がい者基幹相談支援センターの運営を、さつま町社会福祉協議会に委託し、令和７年９月に開所したところであります。

複雑化する障がい者や、その家族の困り事について、３６１件の相談を受けました。

次に、事務事業の実績について御説明いたします。実績調書の２３ページを御覧ください。

下段にあります、障害福祉サービス費給付事業ですが、障害福祉サービスを必要とする障害者等に対して、居宅生活や施設入所等の支援、就労支援など、障がい者が自立した生活を営むための支援を行いました。

近年、重度訪問介護や自立訓練、共同生活援助などの利用が増加傾向となっているようであります。

次に、健康増進係の関係であります。

実績調書で説明をいたしますので、２８ページを御覧ください。

上段、自殺予防対策事業については、令和５年度に策定いたしました「第２次さつま町いのちを支える対策推進計画」に基づき、自殺予防対策の推進に努めました。

こころの健康講座・相談会を毎月開催しており、月ごとに公民館を巡回し、実施しました。５５名の参加があり、６名の相談があったところであります。

町出前講座のこころの健康づくりは、４会場で１１１名の参加があり、保健師による健康教育を実施しているところであります。

また、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞き、必要な支援につなげ、見守ることができる人になっていただく、ゲートキーパー養成講座を８０名の参加で開催したところであります。

次に、２９ページを御覧ください。

下段のがん患者アピアランス支援事業についてですが、令和４年度に開始しました、がん患者の医療用ウィッグの購入費助成に加え、令和６年７月から、乳房補整具の助成を行っており、医療用ウィッグは２名、乳房補整具についても同じく２名の申請があり、がん患者が治療に伴う脱毛等による精神的、経済的負担を軽減することにつながりました。

次に、３０ページ上段の予防接種費用助成制度（高齢者）分につきましては、令和６年度から新たに、帯状疱疹予防接種事業を行っておりましたが、国により定期接種となったことから、新型コロナワクチンやインフルエンザ予防接種に加え、助成を行ったことで、重症化防止や経済的負担の軽減につながりました。

次に３１ページ下段、がん検診推進事業については、健康増進法に基づく４０歳以上の住民を対象に、胃がん、大腸がん、肺がん及び乳がん検診、２０歳以上の女性を対象とした、子宮頸がん検診を実施しており、令和４年度から前立腺がん検診を含めて、受診率向上のためのワンコインがん検診等を実施しています。

がんをはじめとした疾病の早期発見・治療につながっているところであります。また本町におきましては、大腸がん検診は、郵送検診を実施しており、未受診者に対しては、希望の有無にかかわらず、検診キットを送付し、僅かではありますが受診率の増加につながったところであります。

次に３３ページを御覧ください。

上段の医師確保対策事業については、二次救急医療機関への医師確保を目的に、これまでも、救急医療負担軽減改善事業、医師確保支援事業等の取組を進めてまいりました。

医師４名体制の勤務体制が続いている状況でありましたが、関係機関への医師確保の要望等を薩摩郡医師会が継続して行ってきた経緯もあり、令和７年３月から新たに１名、４月から３名の方が勤務していただけることになり、地域医療体制の確保につながりました。

次に、成果説明書の７ページをお開きください。

１３の高齢者福祉は、高齢者支援係の関係分であります。

本町の令和７年度末における高齢者人口は７，９６３名で、高齢化率は４４．０％となっており、今後も高齢化率の上昇が見込まれる中、持続可能な介護保険制度となるよう、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた取組や、地域全体で支え合う地域共生社会の実現が求められております。

また、高齢者の皆さんの生きがいづくりを推進する中で、高齢者クラブの会員は減少傾向ではありますが、一方で、地域サロンやころばん体操などにより、触れ合い交流や健康づくり、介護予防活動などの推進や、高齢者のちょっとした困り事に対する支援を行うお助け隊への補助など、高齢者が健やかで安心して暮らせる地域づくりの支援に取り組んだところであります。

それでは、実績調書で説明をいたします。３４ページを御覧ください。

３４ページの上段、権利擁護推進事業であります。

これは、判断能力が不十分な方が不利益を被らないよう、成年後見制度の利用を促進するもので、さつま町権利擁護センターを社会福祉協議会に委託しております。

この事業において、町内でも増加傾向にある身寄り問題に対応するため、「さつま町身寄りがなくても安心して暮らすためのガイドライン」を策定したところであります。

次に、３５ページ上段、高齢者の安定した生活の確保であります。

これは主に、生活環境上の理由で、自宅で生活が困難な方の養護老人ホームへの入所への関係であります。

町内のほのぼの苑をはじめ、県内の１１施設への入所があります。

年度末時点で８４人、新規入所が２０人、退所が２０人となっており、扶助費等の実績事業費は１億７，６５４万８，０００円となったところであります。

次に、３５ページ下段、給食の配達サービスであります。

ひとり暮らしの高齢者等に対しまして、食生活の改善を通じた健康の保持や見守り、安否確認を含めて実施しております。

年間食数４万３，７６５食、延べ利用人数１，４６６人。

１食当たりの個人負担は５５０円で、町の委託料といたしましては２，７８７万５，０００円となっております。

次に３８ページ上段のシルバー人材センター運営支援であります。

シルバー人材センター設立２０周年を迎え、令和８年２月に記念式典が開催されております。

年度末の会員数は３１１人で、事業補助金として１，２００万円を交付しているところで

あります。
次に、成果説明書の９ページをお開きください。
１４番の介護保険対策費は、介護保険係の関係分であります。
（３）物価高騰対策医療福祉施設等支援給付金事業と、１０ページ、（４）物価高騰対策支援給付金事業は、食材費や光熱水費など物価高騰の影響を受けている介護保険サービス事業所等に対し、給付金を支給することで、介護サービスの提供体制を維持し、利用者への安定的なサービスを確保することを目的として、支給した交付金の支給実績となっております。
次に、実績調書の３９ページを御覧ください。
下段の介護保険対策事務費は、介護保険係の関係分であり、「第１０期介護保険事業計画」を令和８年度に策定するに当たり、高齢者の生活状況の実態や、サービスの利用に関する調査を実施しております。
また、施設整備の支援といたしまして、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金の国庫補助を活用し、グループホームみのり園が、非常用自家発電設備を設置しているところであります。
歳出については、以上であります。
続きまして、歳入について説明いたします。
１の６、歳入決算額説明資料の１ページを御覧ください。
主な歳入について説明いたします。
１３款２項１目、民生費負担金の１節、老人福祉費負担金のうち、４，７０９万１，５８９円は、養護老人ホーム入所に係る個人負担等で、収入未済額２８万７，６０７円は、施設入所者の扶養義務者１名分であります。
次に、１４款２項２目は、民生手数料の２節、老人福祉手数料の収入未済額３，８００円は、先に説明をいたしました、養護老人ホーム入所に係る個人負担分未納に係る督促手数料であります。
次に、１５款１項２目は、保健衛生費負担金、４２万４９０円は、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費となり、国庫補助分になります。
次に、１５款２項２目は、４節、社会福祉費補助金８００万５，０００円は、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業補助で、国庫補助２分の１分と、地域介護・福祉空間整備事業費で、高齢者施設等の防災改修等に対する国庫補助で補助率１０分の１０となります。
次に、１５款２項３目は、２節、保健衛生費補助金１２万６，０００円のうち８万５，０００円は、がん検診推進事業補助に係る国庫補助１０分の１０と４万１，０００円は、マイナンバー連携体制整備事業補助に係る国庫補助１０分の１０となります。
次に、２１款３項１目の１節は、地震災害援護資金貸付金の返済金であります。平成９年の地震災害に伴う貸付金返済分で、収入未済額６６万５，０００円、３人分となっております。
最後に、２１款５項３目、１節の雑入につきましては、デジタル基盤改革支援補助金や新型コロナワクチン接種助成金、各種事業の国県補助の追加交付などの合計額２，６１３万７，１９６円になります。
歳入は、以上となります。

次に、財産に関する調書の行政財産になります。

決算書の１２９ページを御覧ください。

１２９ページ、１行目に、老人福祉センターいぬまき荘、３行目に、宮之城ひまわり館、４行目に宮之城保健センター、１３０ページ、下から６行目に、地域包括支援センター、１３１ページ、中段の上から９行目に湯田湯源用地、１３３ページ中段、上から１０行目に鶴田保健センター、そして普通財産は、同じく決算書の１３７ページ、下から６行目にシルバーワークプラザとなっております。

このうち、面積に変動があったのが、宮之城保健センターで３，３９０．２㎡の増と、地域包括支援センターで４．３４㎡の増となっており、その他の施設につきましては、増減はありませんでした。

以上で、ほけん福祉課、一般会計分の説明を終わります。

○柏木　幸平委員長

それでは、一応審査を中止しておきます。

午後１時０５分を目途に再開します。

午前１１時４９分　休憩

午後１時０３分　再開

○柏木　幸平委員長

それでは、予定より早いですが、再開いたします。

質疑は、ありませんか。

○桑波田　　大委員

歳入決算額説明資料の１ページ目の老人福祉費負担金の２８万７，６０７円のことをちょっと教えてもらっていいですか。

○橋口　由華高齢者支援係長

老人福祉費負担金についてですけれども、こちらは、６５歳以上の高齢者が身体的、精神的、環境上の理由により、居宅において生活が困難な方を入所させていただく養護老人ホームの施設に対する入所者及び扶養義務者の負担金になります。

こちらの収入未済につきましては、令和６年度末、２名の方が未納となっており、それを今年度、分納でお支払いしていただいたんですけれども、その残になっています。

○桑波田　　大委員

その未納というのが、ちょっとよくわからないのです。

何で未納になったのかがちょっと分からない。

○橋口　由華高齢者支援係長

この未納の分につきましては、お二人とも扶養義務者の方になるんですけれども、通常ならば、毎月納めていただくのが通常なんですけれども、１人の方についてはちょっと経済的困窮というか、そちらの方で、お支払いが滞ったことにより、お支払いができてなかったところであります。もう一人につきましては、ちょっと、親族等の間で、金銭トラブルが発生しておりまして、そちらの方で、一旦、納付を停止されていたんですけれども、そちらの方については、令和７年度中に、すべて完納となっております。

○柏木　幸平委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

ほかにありませんか。

○武　　さとみ委員

成果説明書の１ページですか。

物価高騰対策支援や定額減税補足給付金とか、それから、その次のページの生活応援給付金はプッシュ型で行っているということなんですけど、申請を待たずにするものであるのに、なぜ、特に（１）の住民税非課税世帯３万円給付金は、６３．３％が申請割合となっているのですけれども、ほかのものなんですが１００％にならないのは、なぜなのか教えてください。

○川﨑　里志ほけん福祉課長

お尋ねの物価高騰対策の部分の給付金になりますが、まず、このプッシュ型というのは、役場のほうに登録がある口座に、分かっているものにつきましては、これに振り込みますよという通知をまず出させていただきます。

登録のない方という方も中にはいらっしゃるので、その方々には通知をお出しいたしまして、こちらのほうに口座をお示しいただいた後に振り込むという形をとっております。

まず、この１番上の６３．３％でとどまった部分の給付金につきましては、実は、これは繰越し分という形になっておりまして、令和６年度に給付金を一度お支払いさせていただいたんですが、期日が、新しい年度にまたがってしまったということで、繰越しをした分になります。その分をお支払いさせていただいたものが、３０件のうち１９世帯のみという形になりまして、残りの方につきましては、やはりどうしてもやっぱり来られない方、申請を出されない方というのは、中にはいらっしゃいまして、繰越した部分の中の、その一部が、申請がいただけなかったということで、こちらのほうは考えて処理をさせていただいたところです。

○武　　さとみ委員

では、申請を出されない方には、あえて、またもう１回、役場から出すということはしないということですか。

○川﨑　里志ほけん福祉課長

一応ですね、一度申請を、通知を出しまして、再度、出されない方については、改めて、お出しして、やはり受け取っていただけるような工夫というのは、こちらのほうはしているところです。

○川口　憲男委員

障害者福祉のところで、相談支援センターは、さつま町社会福祉協議会に委託されているんですが、心身障害者対策を含めた支援センターになっているのか。

ここにも相当、身体障害者４９人、知的障害者１１５人というような、多大な人たちがいるのですが、そこらあたりの人たちを、相談、いろんな手続きされているんですか。そこの内容はどうなっていますか。

○土器屋　剛福祉係長

ただいまの御質問に対しての回答でありますが、基幹相談支援センターは、この説明の資料の中でも出ておりますが、障がい者本人及び、その家族などの総合相談窓口ということで設置しております。

この中には、手帳を取得、所持されている方ももちろん含まれますし、手帳を持たれない方、一般の町民の方の相談の受付窓口ということで、開設しております。

○川口　憲男委員

そういう手帳を持ってらっしゃる方、あるいは、こういう障がいを持っていらっしゃる方が社会福祉協議会で、何というかな、相談窓口として受付をされているということなんですが、そこに社会福祉協議会において３６１件の相談も受けられているんですが、障がい者がこれだけいる中で、３６１件の相談があるんですが、どんな意見があるのか、入所したり、何したいというような意見等があるんじゃないかと思うんですけど。

その辺りの社会福祉協議会のほうで、窓口対応ができるものなのか。そういうところの流れはどうなのですか。

○土器屋　剛福祉係長

ただいまの御質問についてですが、基幹相談支援センターはまず、相談を全て受け止めるという立場にあります。

その下にですね、町内の各障害福祉サービス事業所等がございます。その事業所等につなぎながら、当然、その中には行政も入りますので、決して基幹相談支援センターだけで解決するべきものでもありませんし、それも難しいと思っておりますので、関係機関が一体となって動くという、そういう状況になります。

○武　　さとみ委員

ちょっと、どういう言葉になるかよく分からないので、介護保険事業に入るのか、ちょっと分からないんですけれども、住民の方が紙おむつが、この間もちょっとお話を聞きに行ったんですけど、国から出るのが要介護４、要介護５の方にしか出ないっていう話だったんですけど、紙おむつについては、その要介護３とか、要介護２の人でも、もらえるような方法はないのでしょうか。

○橋口　由華高齢者支援係長

特別会計の家族介護の介護給付の件だと思うんですけれども、こちらに関しましては現在、国の事業を使って、地域支援事業というのを使って、介護４、介護５の方に、給付をしておりまして、現在、介護３の方等につきましては、対象としてないところであります。

○柏木　幸平委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

なければ、審査を一応中止しておきます。

次に、国民健康保険事業特別会計について、説明を求めます。

○内村　千鶴ほけん総括監

続きまして、令和７年度国民健康保険事業特別会計に係る歳入歳出決算について、内容の説明を申し上げます。

主要施策の成果説明書が１１ページから１２ページ、総合振興計画実績調書が、４０ページから４３ページ上段であります。それでは、主要施策の成果説明書の１１ページをお開きください。

６－１、国民健康保険事業特別会計の関係であります。

決算の概要ですが、令和７年度国民健康保険事業特別会計決算は、歳入歳出差引額１億６，４２０万６，８６０円の黒字となり、前年度繰越金を差し引いた単年度収支につきましても３，６２８万１，２９７円の黒字となったところです。

また、安定した国保財政運営を図るため、国民健康保険基金に運用利子の５２万８４１円を積み立てております。

１の主な歳入でありますが、（１）国民健康保険税は、収入済額が３億６，５１８万２，７７７円となり、前年度と比較して２，５５２万９，６０９円の増となっております。

被保険者数は減少をしておりますけれども、被保険者の所得が増加しているため、金額も増加しているところであります。

収入未済額は４，６８０万８２２円となり、また、過年度の２０６件、３４２万１，５１０円について、不納欠損処分を行ったところであります。

（２）県支出金、こちらにつきましては、提出しました歳入決算額説明資料の４ページを御覧ください。

こちらは交付金でありますが、３款、県支出金の１項１目１節、普通交付金と２節、特別交付金の合計２０億４，２５２万１，４０４円が、県からの交付金であり、歳入の７３．８％を占めています。

（３）繰入金は２億２，６２１万１，３１１円であり、法定外繰入は行っていない状況であります。

（４）諸収入には、交通事故による第三者行為にかかる損害賠償金として、一般被保険者６件分、１５５万２，６７０円の納付や一般被保険者返納金１０８万９，６９９円があったところであります。

次に１１ページをお開きください。

２の主な歳出について（１）療養給付費から説明いたします。

令和７年度国民健康保険の当年度末被保険者数は、一般被保険者数が３，７１６人、１５６人の減、退職被保険者数は０人となっております。

一般被保険者療養給付費１６億７，９３４万６８４円を平均被保険者数で除した一人あたりの療養給付費額は４３万７，７８４円、前年度比１万３，４２８円の増となったところであります。

次に（２）高額療養費につきましては、件数は前年度比９１２件の増となっておりますが、金額は減少していますので１件あたりの額が低くなっている状況であります。

こちらの件数の増加につきましては、マイナ保険証利用によって申請手続きが不要になっていることから、増加傾向にあると考えます。

次に（３）その他の保険給付費ですが、出産育児一時金として４件、１９８万８，０００円、葬祭費として３１件、６２万円の給付を行ったところであります。

次に、１２ページを御覧ください。

（７）特定健康診査費について、令和７年度も受診率の目標値を７０％に設定し、受診勧奨に区及び公民会役員や健康づくり推進員等を中心とした地域力の活用や地域医療機関の協力により実施しましたが、年度末で６４．７％となったところであります。

次に、総合振興計画実績調書で御説明いたします。４１ページを御覧ください。

上段の人間ドック助成事業でありますが、一般ドック８３人、女性ドック４０人、脳ドック１８人、ＰＥＴドック３人の受診があり、合計で１４４人で、昨年度と比較しまして３０人の増となりました。

脳血管疾患の早期発見・早期治療につなげるため、令和５年度から脳ドックを始めておりまして、令和５年度は３人でしたが、令和６年度は１３名、令和７年度は１８名と年々増加しており、昨年度と比較して５人の増となったところであります。

４２ページを御覧ください。

上段の医療費適正化対策事業につきましては、レセプト点検のほか、重症化予防対象者への保健指導、特定健康診査未受診者訪問等や薬剤師会と連携した重複・多剤処方者への保健指導を実施しました。

次に４３ページを御覧ください。

下段の特定保健指導費につきましては、特定保健指導利用率は７８．４％となっており、年々増加しています。また、個別面談以外にも、栄養教室や自己負担無料の採血検査、頸動脈エコー検査を実施し、健診時と比較して検査データや生活習慣の改善につながったところであります。

次に、決算書の１４９ページをお開きください。

基金につきましては、下から６番目の令和７年度末の国民健康保険基金は５２万８４１円を積み立て、総額２億５２０万３，７１０円となっています。

なお、国民健康保険高額療養費資金貸付基金の貸付はありませんでした。

以上で、国民健康保険事業特別会計の説明を終わります。

〇柏木　幸平委員長

質疑はありませんか。

〇川口　憲男委員

一つ、国民健康保険事業特別会計の中で、県か国は赤字が続いているということだったんだけど、赤字という、数値が出てきていたんだけど、うちの場合は、さつま町の場合は、保険給付費、プラスになっているというような印象を受けたんだけど、この保険給付費全体の７６．０％というのは、その中の運営費の中で、それだけ占めている状況で、さつま町はプラスと見るべきなのか、そこはどうなのですか。健康保険事業会計が。

〇福岡　博幸保険係長

単年度収支でいきますと、過去２年はマイナスだったんですが、今年度は黒字ということで、決算を終えております。

〇川口　憲男委員

そういった中で、この健康保険税、過年度分の２０６件の不納欠損処分をしているんですけど、不納欠損処分というのは、もう５年か、３年か、いろいろ条件があって、こういう方向性を取るんですけれども、やっぱり今、国民健康保険にしろ、後期高齢者医療にしろ、こ

の保険を使う方が非常に多いんだけれども、そこまで不納欠損をしてまでしていかないと、不納欠損をしていいというぐらいの、運営にあるのか。

○内村　千鶴ほけん総括監

すみません、不納欠損は税務課の関係になりますので。

○川口　憲男委員

失礼しました。

○桑波田　　大委員

４０ページの出産育児一時金のところなんですけど、令和７年１２月分出産分だけ４８万８，０００円、これ死産と書いてあるんですけれども、死産だと安くなるんですか。

○福岡　博幸保険係長

一応、死産として生まれていることになりますので、そのかかった費用のみという形でなっています。

○桑波田　　大委員

同じ出産で５０万円じゃなくて、１万２，０００円安くなったのは、実費分だけで４８万８，０００円だったということですか。

○福岡　博幸保険係長

そうなります。

○柏木　幸平委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

なければ、審査を一応中止しておきます。

次に、後期高齢者医療特別会計について、説明を求めます。

○内村　千鶴ほけん総括監

続きまして、令和７年度後期高齢者医療特別会計に係る歳入歳出決算について、内容の説明を申し上げます。

歳入歳出決算書は、９１ページから１０１ページ、主要施策の成果説明書が１３ページ、総合振興計画実績調書が４３ページ下段から４４ページであります。主要施策の成果説明書１３ページをお開きください。

令和７年度における決算は、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額が６３７万２，０１９円の黒字となりました。

１、主な歳入ですが、歳入総額のうち、保険料が全体額の６３．３％を占め、次に繰入金が３４．７％となっています。この２つの歳入で、全体の９８％を占めております。

２の主な歳出ですが、歳出については、広域連合納付金、保険料として４億８６９万９，１８１円を支出しており、これが歳出全体の９５．９％を占めております。

次に、総合振興計画実績調書の４３ページをお開きください。

下段の健康診査費でありますが、午前中の課長説明の冒頭で、差し替えをお願いしました資料であります。申し訳ありませんでした。

こちらは、広域連合からの委託事業により、疾病の早期発見・早期治療を目的とした長寿

健診を実施しまして９６６名、昨年度と比較しまして９５名の増の受診がありまして、受診率が前年度比２．４％の増となりました。

次に、４４ページを御覧ください。

上段の人間ドック事業は、一般ドック２１件、女性ドック７件、脳ドック３件、ＰＥＴドック６件の受診がありまして、合計３７件でありました。

国民健康保険同様、令和５年度から新たに脳ドックの助成を始めたところであります。

下段の高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る事業でありますが、令和６年度からの事業であります。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合から委託を受けて、高齢者保健事業を国民健康保険事業及び介護予防の取組と一体的に実施する事業であり、疾病の早期発見や重症化を予防し、医療費及び介護給付費を抑制するものであります。

主な取組としましては、結果報告会や訪問等での保健指導、通いの場を利用した健康教育を実施したところであります。

以上で、後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

○柏木　幸平委員長

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

なければ、審査を一応中止しておきます。

次に、介護保険事業特別会計について、説明を求めます。

○川﨑　里志ほけん福祉課長

続きまして、介護保険事業特別会計に係る歳入歳出決算について、内容の説明を申し上げます。決算書と主要施策の成果説明書及び実績調書は、０７ほけん福祉課と、歳入は１－６歳入決算説明資料になります。

まず、成果説明書の１４ページを御覧ください。

６－３介護保険事業特別会計であります。

令和７年度介護保険事業特別会計決算は、歳入総額３２億７，９７２万６，８４７円、歳出総額３１億５，８０７万６，９０９円で、歳入歳出差引額及び実質収支額は１億２，１６４万９，９３８円になりました。

本年度は、令和６年度から令和８年度までの「第９期介護保険事業計画」の２年目となっており、保険給付費は前年度対比で０．５％の減、地域支援事業費は０．５％の増となっております。

次に、１６ページを御覧ください。

２の介護認定等の状況であります。

表２の６５歳以上の第１号被保険者数は、令和７年度末で８，０１９人となり、前年度比較で２７人の減となっております。

次に、表３、介護認定に係る申請受付件数ですが、表の右から２列目、認定者数が１，５９３人となっておりますが、６５歳以上の第１号被保険者の認定者の率、認定率といいますが、一番右側の１９．７％となり、第１号被保険者の認定率は、前年度と同様の数値

となりました。

次に、表４、認定者の内訳になります。

表の一番上の区分欄から右に見ていっていただきますと、介護度別の人数となっております。要支援１・２の小計で３７２人となっており、前年度より２１人の減、要介護１から５では小計で１，２２１人で、１７人の増となっております。

構成割合では、要支援者が２３．４％、要介護者が７６．６％となっており、昨年度より要介護者の割合が増えているような状況になっております。

続きまして、１７ページを御覧ください。

表５の保険給付費の支出状況は、１行目の介護サービス給付費が２５億８，４６４万７，０００円で、前年度比較８１５万６，０００円、０．３％の増。

５行目の介護予防サービス費が１億５１万９，０００円で、前年度比較２，０６９万９，０００円、１７．１％の減。

一番下の保険給付費の合計では２８億７，６９０万３，０００円、前年度比較１，３７２万４，０００円で、０．５％の減となっております。

次に、表６、地域支援事業の支出状況です。

地域支援事業費の合計では１億３，３６４万９，０００円、前年度比較７２万円、０．５％の増となっております。

続きまして、実績調書で説明を申し上げます。４５ページの下段を御覧ください。

介護認定審査会費につきましては、５名の調査員で、年間調査件数１，３４８件であります。審査会については、４合議体で年８１回、概ね月６回開催しております。

次に４７ページを御覧ください。

上段の訪問型サービスＤ事業費でありますが、これは要支援者及び総合事業対象者の方の移動支援、交通手段の確保に係るものであります。通院や買い物など移動支援の需要が大きく、要支援者等も、総合事業の中で事業形成をしているものであります。年間延利用者数２，１４２人、２４１万３，０００円の補助であります。

次に、４９ページ下段の地域介護予防活動支援事業でありますが、一般介護予防事業の介護認定を受けていない方々の通いの場として、事業所委託型が３か所、住民主体型のミニデイサロンが４５団体で実施されています。ミニデイサロンは一週に複数回実施していることで、参加しやすい介護予防の機会となっているようです。

次に、５０ページ上段の高齢者ふれあいサロン事業は、高齢者の介護予防と社会参加を促すために行われており、地域のサロン６０団体に対して、運営に対する支援を行っております。

次に、５１ページ上段の地域リハビリテーション活動支援事業でありますが、介護予防、健康づくり活動としての、ころばん体操実施経費であり、４７団体、延べ１，０４３人の取組となっております。

同じく５１ページ下段の総合相談・権利擁護事業と、５２ページ上段の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業が、地域包括支援センターの社協への運営委託、下段の在宅医療・介護連携推進事業が、薩摩郡医師会への委託事業であります。

次に、５３ページ下段の認知症初期集中支援推進事業費と５４ページ上段の認知症地域支

援・ケア向上事業費が、認知症対策に係る地域包括支援センターへの委託事業であります。
認知症初期集中支援チームの活動や認知症サポーター養成講座、認知症カフェ「オレンジカフェ」を開催し、相談や集える場の提供を行っているところであります。
次に、５６ページ下段の成年後見制度利用支援事業であります。
認知症などにより、判断能力が不十分な方の財産管理や身上監護を、成年後見人等が本人に代わって行うことで、本人を保護・支援をする制度となっており、令和７年度のこの事業の実績は３件となっております。
以上で、歳出の説明を終わります。
続きまして、歳入であります。１－６、歳入決算説明資料の６ページを御覧ください。
主なものにつきまして、説明いたします。
介護保険事業の基本的な財源負担割合は、国・県・町の公費が５０％、４０歳以上の介護保険料が５０％であります。
次に、３款 国庫支出金でありますが、千円単位の概数合計で申し上げますが、収入済額５億２，８１７万６，０００円で、主には保険給付費に係る国庫負担分で、中程の４款、支払基金交付金、合計７億７，１０７万２，０００円は、４０歳から６４歳の第２号被保険者分になります。
次に、５款、県支出金は４億５，４５３万２，０００円は、主に保険給付費の県負担分で、７款、繰入金は、一般会計からの繰入金給付費分が３億９，０５８万６，０００円、介護保険給付費準備基金からの繰入金が７，４８４万２，０００円となっております。
次に、８款、繰越金１億１，３１０万１，０００円については、国・県・町の負担に係る令和６年度精算分を含むものであります。
次に、基金関係であります。決算書の１４９ページを御覧ください。
４の基金であります。最後に、介護保険給付費準備基金の年度末現在の数値につきましては、前年度比較で１，８８８万４，０６３円の減、４億１，９５８万８，６１０円となっております。
以上で、介護保険事業特別会計の説明を終わります。

○柏木　幸平委員長

質疑はありませんか。

○有川　美子委員

介護保険の１６ページなんですけど、介護給付費の表５の介護給付費の支出状況なんですけれども、介護サービス給付費の結局、介護と予防とある中で、前年度比がやっぱり、居宅が減っていて、施設が増えてっていうところが出ているんですけど、これってやっぱり、さつま町の介護保険のこういうサービスを供給できる施設が、訪問介護とか、そっちがやっぱり減っているっていうところが出てきているのかと思うんですが、令和７年度で、そういう施設とか、介護、訪問系とかの事業所の何か増減とかあったんでしょうか。

○川﨑　里志ほけん福祉課長

確かにですね、在宅介護というのが、かなり難しくなってきておりまして、ヘルパー事業所自体の増減というのはございませんが、やっぱり、それを支える人材の不足というところでの新たな事業の開始というのは、少し難しい状況が出てきているようであります。

○柏木　幸平委員長

ほかにありませんか。

○福岡　博幸保険係長

先ほどの国保の関係で、桑波田委員のほうが質問された４８万８，０００円の根拠でありますが、実費とお答えしたんですけど、訂正をお願いします。

４８万８，０００円に加えて産科医療制度の１万２，０００円という金額が加わって、通常であれば５０万円ではあるんですけど、２２週以下で死産となった方については１万２，０００円差し引かれて、４８万８，０００円という支給になっておりますので、今回４８万８，０００円の支給をしたところであります。

○柏木　幸平委員長

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

それでは、審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午後１時４４分　休憩

午後１時５５分　再開

△「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」（総合政策課・行革推進室関係）

○柏木　幸平委員長

それでは、再開いたします。

総合政策課と行革推進室の関係分について、審査に入ります。

一般会計の関係分について、歳出、歳入及び財産に関する調書の順に、説明を求めます。

○大平　　誠総合政策課長兼行革推進室長

お疲れ様でございます。緑のフォルダを開いていただきまして、審査用の成果説明書、実績調書というものがございまして、０２番に総合政策課というファイルがあります。そちらのほうで、説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

１ページから５ページにつきましては、成果説明資料ということですので、６ページから説明をさせていただきます。そして、また補足して上に返ってきたいと思いますので、量も多いですので、簡潔に説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、６ページになります。

総合振興計画推進事業につきましては、「第３次さつま町総合振興計画」策定に向け、高校生や職員によるワークショップ、審議会、パブリックコメントを経て、３月議会へ上程いたしました。

なお、令和６年度の事務事業評価につきましては、平均達成率が７８．４％となっております。

下段の過疎地域持続的発展計画につきましては、計画に基づく各種施策の適切な変更・報告手続きを行い、過疎債等の有効活用により町予算の財源確保に努めたところでございます。また、令和８年度からの新計画策定に向けた調整を行ったところでございます。

次に、７ページにはいります。

電源立地地域対策交付金事業につきましては、水源地非常用発電機購入ほか６件の事業を主管課にて実施していただいており、生活基盤及び防災力の強化を図ったところでございます。

下段の土地利用規制等対策事業については、国土利用計画法に基づく、土地売買等届出事務１１件を適正に処理しまして、さらにホームページ等により制度の周知を図ったところでございます。

８ページに入ります。

上段の友好交流事業につきましては、２０周年記念事業として龍郷町と連携し、青少年ミュージカル「ＫＩＫＵＪＩＲＯ」の島外初公演を成功させたほか、産業祭・農業祭に龍郷町及び青森県鶴田町が参加していただき、交流と特産品のＰＲ、販売をしていただいたところでございます。

下段のさつま町人口ビジョン・総合戦略については、総合戦略の進捗状況を推進委員会へ報告するとともに、次期総合戦略及び人口ビジョンの策定を進めてきたところでございます。その人口ビジョンにつきましては、今回は第３次の総合振興計画の重点プロジェクトというところに位置付けて、一緒に計画を策定したということになります。

９ページになります。

創生ＧＤＸセンター事業につきましては、昨年の１２月に、一般社団法人さつま町創生ＧＤＸセンターを設立し、また、産官学金連携によります、包括連携協定を各社と結んでおります。事業としては、在宅ワークセミナー、１４名が受講されましたけれども、そういった形で、女性デジタル人材育成や、７名体制でのＢＰＯ業務、コールセンター業務をきららの楽校の方で開始していただいております。

下段の健康ふれあい施設管理事業、あび～る館につきましては、温泉井戸ポンプや機械設備の修繕を計画的に実施し、令和８年度からの次期指定管理者としての現行事業者の継続を決定したところでございます。

１０ページになります。

女性団体連絡協議会の活動支援につきましては、「町長とざっくばらんに語る会」や「第１回みんなイキイキいってみっがフェア」などを開催いたしました。女性の視点を生かした主体的な地域活動を支援いたしたところでございます。

下段の男女共同参画社会の推進につきましては、審議会等への女性委員登用率調査を実施したほか、県共催によります「地域ＭＩＮＮＡ会議」や基礎講座等の開催を通じて、男女共

同参画意識啓発に取り組んだところでございます。

１１ページ、結婚サポート対策事業につきましては、婚活サポーターの個別対応や北薩５市町合同の婚活イベントを実施いたしました。結婚新生活支援補助等も行い、少子化対策と新生活支援による定住促進を図ったところでございます。

下段の多文化共生推進事業については、県総合防災訓練での外国人避難受入訓練や、ベトナム文化紹介イベント、多文化共生講座を実施し、災害時の安全確保体制や地域での互助意識を高めたところでございます。

１２ページに入ります。

ＳＤＧｓ推進事業につきましては、出前講座の実施やイベントでの「ＳＤＧｓかるたアプリ」の体験コーナー設置、アプリの脆弱性対策改修を行い、持続可能なまちづくりの普及に努めてまいりました。

下段の町制施行記念事業については、実行委員会を中心に「出張！なんでも鑑定団」、夢を叶えるプロジェクト、記念事業補助などを実施し、２０周年の節目を盛大にお祝いしたところでございます。

１３ページに入ります。

高校振興対策事業につきましては、協議会だよりの配布、町内企業合同説明会の開催、それから、通学費・寮費助成などを行いました。令和７年度入学者数は７０名と回復傾向を示したところでございます。

下段の薩摩中央高等学校魅力化プロジェクトにつきましては、高校魅力化コーディネーターの着任決定、学習サポートルームのプレオープン、高校魅力化ビジョンの策定を進めるとともに、県外から３年間の留学生として、令和８年度から２名の新入生を迎えることが決定されたところでございます。

１４ページです。

地域振興推進事業につきましては、県の推進事業を活用し、令和８年度事業として、高校ラッピングバス事業及び公共交通再編検討業務の２事業の採択を受けたところでございます。令和７年度につきましては、前年度に採択されました事業成果に記載の３事業を展開したところでございます。

下段の地域元気再生事業につきましては、２０区公民館の自主的な取組を支援し、自ら活動資金を稼ぐ収益事業に取り組む４区に５万円の上乗せ補助を行ったところでございます。

１５ページです。

地域担当職員の設置につきましては、全２０地区で制度の運用や在り方検討会を実施し、地域の課題解決と自治活動の支援に努めました。

下段のコミュニティ助成事業につきましては、平川区において、集会用テント等のコミュニティ活動備品を整備いたしたところでございます。

１６ページです。

地域おこし協力隊事業につきましては、隊員の起業支援のほか、受託者雇用による委託方式で１名を新規採用したところでございます。全職員・議員向けにも上映会や住民出前講座で制度理解を図ったところでございます。

下段の地方路線の維持存続、公共交通機関の利用促進につきましては、広域バス３系統及び廃止代替バス１系統に対する運行赤字補てんを行うとともに、運転手緊急確保支援を実施し路線の維持を図ったとこでございます。

１７ページです。

地域公共交通網の整備促進につきましては、利用啓発の出前講座を実施したほか、補完的サービスとして「自家用車活用事業（日本版ライドシェア）」の運行を３月１９日より開始したところでございます。

下段のコミュニティバスの運行につきましては、全７路線で年間１９，５８５人を輸送いたしました。なお、９月末の鶴田タクシー廃業に伴い、栗野線を宮都タクシーへ再配分し路線維持を図ったところでございます。

次に１８ページです。

乗合タクシーの運行については、全９エリアで、年間９，７１４人の利用があったところでございます。事業者廃業に伴う３エリアにつきましても、受託会社を迅速に再配分し、運行を維持してきたところでございます。

下段の公民会活動推進助成事業につきましては、行政推進委員・連絡委員への報酬の支給、公民館・公民会運営補助金の補助、それから施設整備補助金の交付をいたしまして、自治活動の活性化を図ったところでございます。

１９ページ、区公民館等放送施設の整備につきましては、４つの公民会に対する無線化整備補助を行ったところです。

下段の再生可能エネルギーを活用した持続可能な地域づくり促進事業については、産業祭でのＥＶ展示・エコバッグ配布や職員向け地球温暖化対策研修会等を実施し、環境意識の醸成を図ったところでございます。

２０ページから情報システム関係になります。

情報システム管理費については、国の標準化方針に基づく基幹系システムのガバメントクラウド移行を着実に推進したほか、高齢者向けテレビゲーム交流等のデジタル普及事業を実施したところでございます。

下段のＩＣＴ・ＩＯＴ及びＡＩの利活用推進につきましては、生成ＡＩ活用ガイドラインを策定・周知するとともに、税務や企画業務におけるＲＰＡプログラムの利活用を推進いたしました。

２１ページになります。

デジタル田園都市国家構想交付金事業につきましては、窓口・相談支援を通じ「スマート申請」や「コンビニ交付」などの利用促進を図ってきたところでございます。

下段の総合行政ネットワークＬＧＷＡＮ事業につきましては、高度なセキュリティ環境下で行政専用ネットワークを安定運用し、第５次ＬＧＷＡＮへのスムーズな移行を行ってきたところでございます。

２２ページになります。

上段の電子申請共同運営システム事業につきましては、キャッシュレス決済が可能な「スマート申請システム（行かない窓口）」の利便性を生かし、住民等の申請手続きのデジタル化を進めてきたところでございます。

２３ページです。ここからは行革のほうになります。

上段の事務事業評価については、全事業の一次評価整理のほか、庁内作業部会による補助金検証、内部評価委員会、及び外部評価委員会を開催し、評価結果を予算編成へ反映させました。

下段の行財政改革推進計画の策定、進行管理、検証につきましては、第４次推進計画の取組検証と結果公表を行うとともに、「第５次行革大綱・推進計画」の策定に向け、本部会議、審議会、特別委員会での協議及びパブリックコメントを実施いたしました。

２４ページです。

上段の公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の進行管理につきましては、見直し対象４２施設の進捗状況調査・協議を行い議会へ報告したほか、検討委員会を開催し個別施設計画改訂の準備に着手いたしました。

実施計画に基づく説明につきましては、以上になりますが５ページのほうに戻っていただけますでしょうか。４ページでした。

行政改革の部分で、ちょっと厚みのある説明文を付けております。それが４ページから５ページにわたりますけれども、５ページの（３）重要施策の総合調整及び進行管理というところになります。

マニフェスト、それから重要課題等の総合調整ということで書いてございますが、上野町長の第２期のマニフェストに関連する具体的な取組と関連する成果指標を整理して、町ホームページで公表するとともに、推進項目のＫＰＩとその目標値を設定した上で上半期の進捗管理を行い、進捗状況を町長に報告したところでございます。

イにつきましては、毎月、町三役と会議を定期的に開催いたしまして、政策推進会議を開催し、重要施策についての協議・検討を行ったところでございます。

それから飛びまして（６）です。公共施設及び公共用地の利活用に関することということで、ＰＰＰ・ＰＦＩ事業の活用ということで記載をしているところでございますが、やはり民間活用を見据えた今後の行政のいろんな事業展開の考え方を進めていかないといけないと、また全国にも多くの事例がたくさん出るようになりましたので、そのへんも含めて事業導入の可能性も含めて、検討をしていく状況にあるということであります。

それからイの施設使用料・証明手数料のキャッシュレス決済の導入検討ということで、ここは、徐々に進めてきているところでございますが、今現在、このような状況であるということで、またお目通しいただければと思います。

歳出につきましては、以上で説明を終わらせていただきます。

歳入の方になります。

歳入決算額説明資料、総合政策課のファイルをお開きいただきたいと思います。Ａ４の１枚紙で整理しておりますので、御覧ください。

１番目の内容の内訳のところを見ていただければと思いますが、認可地縁団体の証明手数料ということで３，４００円。その下に、新しい地方経済・生活環境創生交付金とありますけれども、こちらのほうは、さつま町創生ＧＤＸセンターの設立、運営、業務に関わる国からの２分の１の補助金でございます。これは名称がですね、前はデジ田交付金と言われていました。現在は、地域未来交付金ということで、名前がどんどん変わってまいりまして、非常にやりづらい部分がありますけれども、こういった国の制度を活用したものでございます。その下は、サーバーの補助金ということでございます。

その下の土地利用規制等対策費交付金、電源立地の補助金、それから地域少子化対策重点推進交付金ということでございますが、これらは、この補助金につきましては、新婚生活の応援というようなことで、申請のありました方々に、応援交付金をお渡ししておりますけれども、県のほうから、また補助金が出てるというところでございます。

その下の地域振興推進事業補助金につきまして、企画政策係分につきましては、これは婚活のイベント等の開催費用に係る補助金になります。

そしてその下、地域振興係の同じ補助金ですけれども、こちらは、交通関係の検討をしていただきたいということで、今調査研究をお願いしている事業の補助金になります。

その下は、公共交通の関係の歳入になります。

あと、その下の世代間交流で人生１００年ということでございますが、これがｅスポーツ大会、テレビゲームの関係の補助金になります。

その下、国勢調査、農林業センサス、経済センサス、統計調査員の事業ということで、歳入が入ってきております。

その下は、地域公共交通対策の維持確保基金利子、その下は、一般寄附として、２０周年記念に、１事業者の方が２０万円寄附していただいたところでございます。

その下が、地域公共交通対策維持確保基金繰入金になります。

その下は、雑入ですけれども、コミュニティ助成事業、平川区が実施した事業に対する補助金でございます。

それから、デジタル基盤改革支援補助金６，０００万円ということですが、こちらがデジタルの基盤を改革、標準化したというところの補助金でございます。あとはコピー代になります。

歳入の説明は、以上になります。

最後に、財産に関する調書ということでございまして、これは歳入歳出決算書のですね、１３３ページ、真ん中ぐらいにありますけれども、健康触れ合いセンター、これは、あび～る館のことでございますけれども、こちらの財産に関する土地建物に変更はなかったという

ことで御確認ください。

以上で、説明を終わります。

○柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

○武　　さとみ委員

実績調書の１０ページの上の段の女性団体連絡協議会の活動支援のところで、事業成果で、「年間計画、活動方針に基づく活動を行い、徐々に自主性を持って積極的に取り組むことができた」は、この主語は誰。この「徐々に自主性を持って積極的に取り組むことができた」のは、誰かを教えてください。

○大平　　誠総合政策課長兼行革推進室長

女性団体連絡協議会、もう２０年前に発足しまして、ずっと行政のほうで、我々の課のほうで一緒になってやってきていましたけれども、どんどん皆さんが活発にやってこられて、我々があまり携わらなくても、自主的にやっていただけるということで、団体のことになります。

○武　　さとみ委員

私は関わってはいないんですけれども、これまでやってきている方々は、一生懸命頑張って、自主性を持ってやってきているつもりであるという、意見を聞いておりますので、一応、言っておきます。

下の段でいいですか。

成果指標のところで、「男女は平等である」と思う人の割合が、実績が９．３％なんですが、これからどんなふうに、これから何か対策というか、どういうことを考えていくかっていうのと、それから、男女平等参画推進の研修とかあった場合に、男女の比率というか、男性のやはり向き合い方というか、男性に対しての一般質問でもあったんですけれども、内容の検討とかというのも必要かなと思うんですけれども、これまで女性のほうが多いんじゃないかなっていう気がするんですけれども、そこを教えてください。

○大平　　誠総合政策課長兼行革推進室長

一つ目の満足度という９．３％という数字につきましてはですね、総合振興計画でつくるときにアンケート調査をいたしまして、その数字を使っております。

特に今回、また新たにですね、男女共同参画のそういった計画作りを今年始めておりますので、そういった計画をつくる際のアンケートについてはですね、そういった項目を、またしっかりと載せて実施をいたしてるところでございますので、この計画が男女共同参画だということの認識の下にアンケートをされると、ちょっと数字は変わってくると思いますので、その辺での部分があると思います。

それから、男女比率でございますけれども、昨年度から女団連のほうでですね、「いきいき行ってみっがフェア」ということで、これまでは女性大会とか、そういうような名称でイベントを開催しておりましたけれども、やはり男性にも参加していただきたいというようなことで名称も変更されましたけれども、前回、今年、初めてやりましたけれども、男性の比率は１０％もいかなかったのかなというふうに、私どものほうでは認識をいたしているところでございますけれども、それをどんどん増やしていきたいと、男性でも、子どもさんも含

めて、おじいちゃん、おばあちゃんも含めて来ていただきたいというような思いで、この計画づくりを進めていきたいと考えております。

○桑波田　　大委員

今のところで、アンケート調査は年代別でも行われているのですか。

○大平　　誠総合政策課長兼行革推進室長

通常、町民の方々にする場合は、１，０００人を対象として、無作為に抽出したというところで、あと、年代もですね、均等に行くように、そういった形で、アンケートをつくっていって、アンケートの回答をいただくというようなやり方をしておりますので、年代別もやっているところでございます。

今回は特にですね、スマートフォン、デジタル機器を使って、子ども子育てに対するアンケートというのを、特にやっております。やはり若い方が、そういうので回答率が非常に高いというようなこともありますので、そういったものも含めて、やっていきたいと、高齢者は、そういう紙を送って、紙に書いて、返していただく。若い方については、そういったデジタル機器を使ってアンケートをしていくという形で今、進めていこうとしているところです。

○川口　憲男委員

１９ページ、上段の区公民館等放送施設の整備というのがあるんですけど、下の項目的にいけば、区の公民館じゃなくして、集落公民会の状態だと思うんですけど、対象７０公民会、１００％無線化というふうに明示してあるんですが、今、集落公民会というのは、１２９であって、それを完全に無線化という意味の補助対象だと思うんですけど、その辺りの実績が今出ていれば、ちょっと教えてください。公民会の。

○大平　　誠総合政策課長兼行革推進室長

今、公民会が１２９ございます。

公民館が２０ということで、足せば１４９ということでございます。

公民会施設のこういった無線機でありますとか、そういうところにつきましては、やはり条件不利地、山に囲まれているとか、なかなか電波が届かないというところもあったりする部分がありまして、もう、その数的にはそんなに多くはないんですけれども、そういったところの申出があれば、そういった形で支援をしているというような状況でございます。

ちょっと細かい数字は、持っておりません。申し訳ございません。

○川口　憲男委員

ここに、７０公民会１００％無線化とあるんですが、いろんな今の防災とか、いろいろな役場からの通達とか、いろいろしていく場合には、全部それが関知したほうがいいと私は思うんですよ。ところが山があってないかあって、アンテナの状態も出てくるんでしょうけど、全戸数、無線化ができているという状態ではないということが、ないという課長の考え方ですか。

○大平　　誠総合政策課長兼行革推進室長

防災行政無線というのを設置しておりますけれども、それに乗っかった形で、公民会の放送をされているというところもございます。

当然、防災行政無線ですので、全町民にやはり、お知らせが平等に届くというのが、行政の責任でもあると思いますけれども、中でも届かない、いろいろ台風が来たりしたときに、そういう不具合が出るというところを聞きますと、全部が無線化されているという１００％では、ちょっとないかなと思います。１００％に近い状況だとは感じております。

○川口　憲男委員

完全無線化をお願いしたいということを私の要望なのですが、それと、このデジタル田園都市国家構想交付金事業が、この２年ぐらい続けてしてあるんですが、行かない窓口、コンビニ交付事業、やっぱり町民の方々が、もう庁舎に出向かないでもこういう方法で、簡単に、パソコンなり、タブレットかな、いろんなのを、できるということを申請してするんですが、ここあたりの推進状況というのは、これが完璧という状態じゃないと思うんですけど、ほぼ何％ぐらいというのは出来てないですか。

○手塚　新一郎情報戦略推進係長

行かない窓口のスマートフォンを使ったデジタルの申請の事務数については、一応１４０事務、令和７年度末で、手続ができるということで、こちら把握してるところですけれども、全体の事務数に対しての％は今、ちょっと把握してないところですが、なるべくこれから、事務数を増やしまして、本庁、支所に行かなくても手続ができるっていう形で、事務を推進していきたいということは考えているところでございます。

○川口　憲男委員

コンビニ交付なんかもできる、コンビニで受け取るよっていうことができる。

そういうふうになったときに、ここでも１，８００件ぐらいの申請とか、それができるようになってきたんですけど、これができていくとなれば職員の手間というのが、相当、減ってくるわけですよね。

こういうところを推進して行く中で、今考えている中で、デメリットか何かというのは感じていないの。

○大平　　誠総合政策課長兼行革推進室長

コンビニ交付が、毎年、進んできております。利用者も多くなってきております。

ただ、デメリットと言われるのは、もう手数料がやはり高いというところが、デメリットですけれども、若い方々にとりましては、利用しやすい状況が出てきてですね、そこはもう、仕方なしというところでしょうけれども、そういったところが一つあるということであります。

○川口　憲男委員

だから手数料が高いんだけど、これを進めていく中じゃ、進めていく上では、行政としては手間が省けるという状況にはあるわけですよね。

手数料の関係はどうしようもないし、相手がおることだから。あっちを減らせというわけにいかないでしょうけども、この向こうがいいなりのところでしていかなきゃ仕方ないと思うんですけど、やっぱり今後増やしていくという可能性はあるんですか。

○大平　　誠総合政策課長兼行革推進室長

できるだけですね、そういった若い人たちのニーズに応えられるように、どこでも、そういった手続ができる、また手続の種類も、どんどん増やしていければというふうに思います。

そういう先進的な自治体もございますので、そういうところに勉強に行って、課題や、問題点とか聞きながらですね、さつま町に合った事業展開をしていきたいというふうに考えております。

○武　　さとみ委員

１１ページの多文化共生についてなんですけれども、「やさしい日本語講座」っていうのをされたっていうことなのですが、さつま町では、日本語教室とか、そういうものをされてはいないですよね。これからされるつもりはないでしょうか。

○大平　　誠総合政策課長兼行革推進室長

多文化共生につきましては、令和７年度にですね、そういった交流事業をさせていただきました。

非常にですね、たくさんの方が参加していただきまして、外国の方との交流が図られたというふうに考えております。

日本語教室につきましても、本年度からですね、県の事業を使いまして、そして、また県のほうが大きな業者を委託されましてですね、業者と県と、さつま町と一緒になって、そういう取組を３年間やっていこうということで、今月中にですね、第１回の話合いといいますか、そういうのが始まるところでございます。今、そういったもの、調整をしていたところでございます。

○宮之脇　尚美委員

実績調書の１３ページなのですが、高校振興対策協議会と、それから、学校魅力化プロジェクト２，１００万円から出している。

生徒数については、あまり増えてないということなんですけれども、もう少し、生徒数を増やすための方策というのを根本的に考え直す必要があるんじゃないですか。

いくらこれまで、いろいろ学校のほうもされているんでしょうけど、学校の努力というのは、ほとんど見えないような感じがするんですよ。もう内輪でされているかもしれませんけれども、もうちょっと内部で協議をされてですね、全国でやはりそういう先進地というのもありますから、そういうのを参考にしながら、県教委とも十分協議をされて、もっとこう努力する必要があるんじゃないかと思うんですが、課長としてはどうですか。

○大平　　誠総合政策課長兼行革推進室長

薩摩中央高校の魅力化につきましては、いろいろな取組をさせていただいております。多額の費用も発生しているところです。

アンケート調査とか、生徒の保護者の方にとりますと、やはりですね、学力、先の大学であったり、短大であったり、専門学校であったりなんですけれども、そこの実績が、今現在、振るわないというところでございまして、そこを何とか改善しようということで、こういったコーディネーターであるとか、サポートルームのスタッフであるとか、そういう地域おこし協力隊の方に来ていただきまして、そこを何とかやっていこうということで、私のほうも、「国立大学に１人でも入れるような生徒を育成してくれ」ということで、お願いはしておりますので、あとは学力向上と、そういった、上の学校に、しっかりと入学していただけるような取組を強化していかないといけないかというふうに考えております。

○宮之脇　尚美委員

サポート体制も必要でしょうし、要は、その中身の問題だと思うんですよね。これまでサポートも何年かやっているのでしょう。

○大平　　誠総合政策課長兼行革推進室長

今年からです。

○宮之脇　尚美委員

これまでは、外部的な宣伝を中心にされたのですよね。やはり、特色ある学校づくりということで、部活動でもいいし、勉強でもいいんでしょうけど、やはりどちらかというと、保護者からしてみれば学力が落ちると。やはり、川内とか、出水とかやっていらっしゃるんですけど、そこら辺をどうつかんでいくかっていうことを研究されたほうがいいのかなという感じがするのですよね。

合併当初の段階では、宮中からトップクラスの生徒が入って、国立大学を、昔は、一期、二期と行っていたのですが、一期の大学を目指していたころから、３年間で全滅してしまって、合格しなかったっていう話なんですけど。

そういうのを含めて、相対的にもうちょっと考えていかないと毎年２，１００万円から出しているお金をこういうふうに無駄遣いのような感じがするのですよ。

どれだけやっても効果はないわけですから。ここがないんであれば、もうちょっとほかのことを考えていこうかと、そんなことを、やっぱり３年スパンぐらいで考えていく必要があるんじゃないかなと思うんですが、そこらへんどうですか。

○大平　　誠総合政策課長兼行革推進室長

今年から３名の地域おこし協力隊、高校魅力化コーディネーターとスタッフ２人おきました。高学歴の方々が来ていただいてですね、勉強方法とか、そういう体験とか、そういうのが非常に、生徒たちには刺激になっているというふうに聞いておりますけれども、３年スパンでということでございますけれども、今始まったばかりなので、このあと２年後ですね、どう生かしていくかというところがございます。

それから、鹿児島国際大学と昨年、包括連携を結んでいただきましたけれども、毎年ですね、大学の方々が来ることになっております。

今年も９月２７日に来られますけれども、そういった生の大学生の声を聞いていただく機会というのを高校生に持ちたいと、今までもやっているんですけれども、そういったことで、大学がどういうところなのかなというところの、今の薩摩中央高校の普通科の方々はなかなか理解ができないか、分からないと。先輩方が余りいらっしゃらないのでですね。そういうところをまた聞いて、本人たちの気持ちもですね、そちらに向かうような取組というのを進めていきたいというふうに考えております。

○宮之脇　尚美委員

しつこいようですけども、以前、町長とも県の教育長と会っていろいろ話をするんですが、閉校しないことに努力をするということを言われるんですけども、中身はもうまったく考えていらっしゃらない感じがするんですよ。続けて行ったんだけれども。

そういう意味で、やはりそこら辺もサポートできるような、課長が言うように、もちろん勉強のほうでも、部活のほうでも、何か特色を持った学校運営というのが一番、魅力ある学

校になるのかなという感じしますので、そこらへんについては、また努力いただきたいと要請いたします。

〇桑波田　　大委員

１１ページの結婚サポート対策事業の実績なのですけれども、令和３年から令和７年度で７組の成婚につながったと、婚活サポーターの方が入ったことによって、つながったって認識でいいんですか。

〇宮之脇　智彦企画政策係長

今、御指摘いただいたとおり、婚活サポーターの方の成功につながった例というのもございます。

それから今、近隣市町村で、北薩管内の近隣市町との婚活イベント等を進めておりますので、そういった今までの積み重ねというのが、この成婚につながったのかなというところでございます。

ただ実際、この成婚をしたかどうかというのの追跡調査というのも、なかなか難しいところもございまして、今年度からまた昨年度からもですね、取組として、県の結婚サポートのシステムがあるんですけれども、マッチング等できるシステムがあるんですが、そういったところを活用しながらですね、実績の後追いができるような仕組みっていうのは進めているところでございます。

〇桑波田　　大委員

この合同イベントに、さつま町内から何人参加したっていうのは分かっているんですか。

〇大平　　誠総合政策課長兼行革推進室長

合同イベントにつきましては、さつま町は今年度２月に実施をするところでございますので、当然申込みをして、男性は町内の限定をしますけれども、女性につきましては、限定はしていなかったと思いますが、そこで、町内の方々の参加数というのはすぐ分かります。

〇桑波田　　大委員

結婚新生活支援事業補助事業が３件、鹿児島出会いサポートセンター登録料全額補助が５件、なんか少ない気がするんですけど、これって、まだ始まったばっかりだからっていうことですか。

〇宮之脇　智彦企画政策係長

結婚新生活の補助についてでございます。

これは、国・県の制度を利用しまして、補助するというような仕組みになっておりまして、これはちょっと制度上ですね、年齢制限とか、所得制限とかいうのがございまして、周知啓発は努めているところなんですけれども、例年多数の方が来るっていうところではございませんで、いろいろ周知を図る中で、昨年度は３件というところでございました。

それから、県の先ほどの登録料の関係の補助５件というのがございます。

先ほど言いました、県のマッチングシステムがあるんですけれども、そちらへの登録料を町として補助するというものであります。

１件当たり１万円の登録料が必要なんですけれども、一度登録しますと２年間有効期間がありますので、その間、婚活のアプリのサポート、県のサポートを受けられる。また、こちらとしては、利用していただくと、先ほどの後追いということで、例えば、お付き合いから

成婚をされたのか、その後、どうなったのかというのを一応追跡もできるというところで進めているところでございます。

一応、そういったものを婚活イベントの際に、登録をしていただくような形で今進めておりますので、少しずつ件数伸びてくるかなというふうに感じているところです。

○武　　さとみ委員

２３ページの下の段の、行財政改革推進計画の策定のところの具体的な取組の中の実績、下から３行目、「第５次の策定に向けて計画案に対するパブリックコメントを実施しましたが、意見等はなかった」ということなんですけれども、地域住民の意見等を聞くっていうことはとても大事だと思うんですけれども、そのない場合に、どうされたのか、お聞かせください。

○大平　　誠総合政策課長兼行革推進室長

現在、パブリックコメントというのは、成果品に対する、そういった意見をいただくというような形でですね、作る前にはですね、そういった意見をいただくというところで、住民、住民の代表の方とかですね、外部委員の方から意見をいただくというような取組になります。

昨年度はですね、いろんな計画を策定しまして、パブリックコメントを行いました。総合振興計画だけは、実際、パブリックコメントがございました。ほかのものは、なかなかそういったパブリックコメントというのが寄せられないというのが現実でありますので、そこの周知の方法であるとか、時間的な問題でありますとか、どうしてもやっぱり年度末に向けて、もう日にちがない中でパブリックコメントの期間をとってやるんですけれども、その辺の周知方法とかそういうのをやっぱり考えたほうがいいのかなというところで、反省はしているところでございます。

○柏木　幸平委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

私のほうから、１０ページの多文化共生推進事業のことですが、これ、外国人の個人からの相談とか、ＰＲ課も関係するかもしれませんが、企業からの外国人の従業員に対する相談とか、そういうこともあるのか。また、個人の外国人と対応できる、外国語ができる職員が何人ぐらいいるのか。

○大平　　誠総合政策課長兼行革推進室長

言葉のまず壁からですけれども、今いいアプリがございまして、そちらのほうで言葉の壁は何とか対応しているところでございます。

個人的な相談というのは、我々のほうには特にございませんけれども、やっぱり地域に出向いていきますと、地域のほうから、外国人の方のごみ出しのあれが悪いとか、交通ルールが悪いとかというのは、間接的にお聞きするところです。

仕事についてはですね、移住定住のほうの分野でありまして、向こうのほうには、そういった相談とかあるかと思いますけれども、こちらでは、ちょっと把握していないところです。

○柏木　幸平委員長

ほかのところなんかでは、年々増加している外国人に、自治体のほうでも、そういう、いろんな困り事の相談とかされているところもあるようですので、今のところはないということでありますけれども、今後、そういうことも考えながら、対応するつもりはないのか、お伺いします。

○宮之脇　智彦企画政策係長

先ほどもありました、今年度から県の事業を使いまして、３か年というところで、趣旨としましては、日本語教室を、さつま町内でもできないかというところの触れなんですけれども、中身としましては、外国人の方々の、この多文化共生の観点から、生活支援とか、当然、企業の方々も関わるところでございますので、そういった方々の御協力をいただきながら、進めていこうというところでございます。

早速ですけど９月２５日、第１回目の会議というのを開く予定としておりますが、当然ですね、私たち、県の職員から町の職員、それから、日本語教室のそういうコーディネーターの方、それから、当然ですね、地元企業の方、農政分野、介護分野、それぞれ事業者ちょっとお声かけをしまして、まずは意見をいただくところからスタートしたいというところで考えておりますので、３か年かけてですね、さつま町内にも、そういった支援の体制はつくれないかなと考えているところです。

○柏木　幸平委員長

わかりました。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

なければ審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午後２時４１分　休憩

午後２時５０分　再開

△「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」（税務課関係）

○柏木　幸平委員長

それでは、再開いたします。

税務課の関係分について、審査に入ります。

一般会計、特別会計の順に審査します。

まず、一般会計の関係分について、歳出、歳入の順に説明を求めます。

○小野原　和人税務課長

それでは、令和７年度の税務課関係分の決算の状況につきまして、御説明を申し上げます。

関連資料は決算書、それから、歳入決算額説明書（税務課分）、それから、成果説明書、決算審査意見書などになります。主に決算書と、歳入歳出決算書説明書で御説明を申し上げます。

まず、一般会計の歳出についてでございます。決算書は３６ページの２款１項１６目、諸

費の一部と、２款２項、徴税費であります。また、決算審査意見書は１５ページであります。それでは、決算書により、歳出の主なものについて御説明をいたします。３６ページを御覧ください。

２款１項１６目、諸費の２２節、償還金利子及び割引料の支出済額で３，７１３万３，６５１円のうち１，１０２万４，５２２円が税務課分となります。これは過年度分の法人町民税ほかの確定申告等に伴う還付金でございます。

次は２款２項２目、賦課徴収費であります。１節の報酬は、申告時期における会計年度任用職員５名分の人件費となります。なお、この会計年度任用職員の予算管理・執行は総務課の行政係が所管しております。

７節の報償費、ここにつきましては、原動機付自転車用のオリジナルナンバープレートの製作に要した経費、それから口座振替推進キャンペーンに要した経費になります。

８節の旅費は、市町村アカデミー研修をはじめ、各種研修会への参加旅費、それから県外訪問徴収に係る旅費でございます。

１０節の需用費は、主に事務用品などの消耗品や、税務専用帳票や各種チラシ等の印刷代、それから１１節の役務費は、主に町税等納付書の後納郵便料、１２節の委託料は、土地家屋台帳電子化業務、それから地籍修正業務、固定資産評価補助業務、滞納整理システムの改修や保守業務などになります。

１３節の使用料及び賃借料は、ガバメントクラウド利用料、地方税電子申告支援サービス、滞納整理システム、地籍図管理システム及び名寄台帳管理システム等の賃借料になります。

１８節の負担金補助及び交付金は、デジタルオルソ画像共同更新整備に係る負担金や、地方税共同機構への負担金、職員研修に係る負担金などであります。

次のページの上段、２６節の公課費は、公用車１台分の重量税になります。

歳出については、以上でございます。

次に、歳入について御説明をいたします。

関係資料が決算書の１５ページ、１９ページ、２３ページ、２６ページから２７ページ、それから、税務課分の成果説明書、決算審査意見書の８ページから９ページとなります。

町税関係は、税務課分の歳入決算額説明資料で御説明いたします。資料の２ページを御覧ください。

上段の町税全体につきましては、収入額２７億６，０３９万２，２９１円で、収入未済額は５，３９５万１，４２９円となり、収入未済額は前年度に比べ４１１万５，７４９円の減になっております。収入率は９７．９２％で、前年度に比べ０．１６ポイント上昇しております。

また、不納欠損額は町税全体で４７１万６，３２９円となり、前年度に比べ２４０万９，４６１円の増となっております。

それでは、税目ごとに説明をいたします。

まず１款１項１目、個人町民税は、令和６年度に実施されました、定額減税の反動や納税義務者の増、賃上げに伴う給与所得の増、それから、玄米価格の高騰等により増加をいたしました。また収入率は９７．８８％で前年度より０．７４ポイントの増となっております。

２目の法人町民税は、事業所の休止や廃止によって、均等割額がやや減少した一方で、製造業において、増加したことなどから、前年度に比べ調定額、収入額とも増加をしておりま

す。収入率は９９．２３％で、前年度より０．１０ポイントの減となっております。

２項１目の固定資産税は、減価償却の経年減点による減少があった一方で、農地転用等による非住宅用地や雑種地の増、新築アパートの増などによりまして、調定額収入額ともに増加をしております。収入率は９７．６１％で、前年度と同率となっております。

２項２目の国有資産等所在市町村交付金及び納付金は、九州地方整備局、鹿児島県及び九州森林管理局からの交付金でございまして、鹿児島県分の固定資産評価額の減などによりまして、前年度より４万６，８００円の減となっております。

３項、軽自動車税の１目、種別割は１万４，３３９台で、前年度より１４７台の減となりましたけども、旧税率車両から新税車両への買い替え等によりまして、前年度に比べ、調定額、収入額とも増加をしております。収入率は９７．１７％で、前年度より、０．１７ポイントの減となっております。

２目の環境性能割は、県が賦課徴収し、約４割相当額を町へ交付されておりまして、令和７年度は２６８台分交付されております。

４項の市町村たばこ税は、前年度より１５３万３，６１４円の減となりました。税率引上げや、健康志向の高まりによる喫煙人口の減少などにより、売渡本数も前年度より減少をいたしております。

５項の入湯税は、１２の特別徴収義務者からの申告でございまして、入湯者数は、前年度より４，２１２人多い６万１，９６１人、税額にして４２万１，２００円の増となっております。

一部の宿泊施設における外国人を含む宿泊者の増加などが、主な要因と捉えているところです。

現年課税分の合計収入額は、下段の表にありますとおり２７億４，８８０万７３６円で、前年度より１億２，８８４万２，０７８円の増となっておりまして、収入率は９９．５７％で、前年度比０．０４ポイントの増となりました。

また、滞納繰越し分の合計収入額は１，１５９万１，５５５円で、前年度より１７６万６，９２２円の増となり、収入率は１９．８８％で、前年度比２．８６ポイントの増となりました。

令和７年度一般会計の歳入総額に占める町税の構成比は１６．３％となり、前年度と比較をして、０．９％の増となったところです。

町税等の収納に関しましては、納税環境の整備、多様化が進む中、口座振替を推奨しながらも、コンビニ収納やキャッシュレス決済、スマートフォン決済アプリの利用によるほか、ＱＲコードによる納付も可能となっているところでございます。

滞納処分につきましては、差押え５６件、交付要求０件を執行しております。滞納処分の執行停止につきましては、地方税法や「さつま町滞納処分の執行停止に関する要綱」等に基づき、５４件の執行停止を行ったところです。

一般会計の町税分につきましては、以上であります。

次に、説明資料の４ページをお願いします。

一般会計の町税等以外の歳入決算額について御説明いたします。

１４款２項１目２節の徴税手数料が税務課関係証明書等に係る手数料、それから町税滞納

分の督促手数料であります。

１６款３項１目２節の徴税費委託金は、個人県民税の徴収委託金であります。年２回に分けて収納されておりまして、県民税の納税義務者数と県民税の払込み金額によって算定をされております。

２１款１項１目１節は、町税に係る延滞金。

５項２目１節は、トラクターや原付バイクなどのナンバーの再交付弁償金であります。

３目１節の雑入は、コピー使用料と、電子申請郵送料、それからデジタル基盤改革支援補助金であります。このデジタル基盤改革支援補助金は、歳出の委託料の中で説明しました、滞納整理システムの改修費用などに係る地方公共団体情報システム機構からの補助金であります。

以上で、一般会計分の説明を終わります。

○柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

○宮之脇　尚美委員

法人町民税の関係で、収入未済額が１０３万４，５００円。この件数というか、法人数と、もう年数がどの程度経っているのか、その説明をお願いします。

○沖　　理香収納係長

法人町民税の滞納繰越し分につきましては、主に２件の事業所であります。

１件につきましては、６年ほど前から稼業しておらず、納付には来庁されるんですが、固定資産税の滞納もありますので、まずそちらへの充当を優先にしております。

もう１件は、代表者の傷病により納付困難な状況であります。

○宮之脇　尚美委員

この法人はまだ存在しているんですか。

○沖　　理香収納係長

まだ廃業届のほうは出されていません。

○宮之脇　尚美委員

廃業されてない。

結局、回収見込みはないということですか。

○沖　　理香収納係長

１件に関しましては、納付に来られているので、でも、固定資産税のほうも金額も大きいです。

○宮之脇　尚美委員

了解、分かりました。

○川口　憲男委員

今の固定資産税の件なんですけど、例えば、町内にいる人たちに対しては、よその持ち主が死亡とか、いろいろなので、歴代、歴代で、町内の人が、納税管理人になっているよな。ところがこれが県外とか、このパーセンテージからいけば、収納率は９９．５％だから、相当入ってきている。

先ほどのコンビニ収納とか、口座振替とか、そういうのが生かされてるような状況だろうと思うんだけど、そういう、例えば、納税義務者があって、その人たちも苦労していると思うんだけど、その辺のところの所有者と、納税管理人の手続という税務課では対応ができていないのか、そのまま納税管理人がいれば、財産相続というか、歴代でどんどん下がっていく、その人に請求していく方法しかないのか、その辺はどうなんですか。

○小野原　和人税務課長

一般的な話としてですけども、まず、相続人代表が選任される場合は、もちろん問題はないんですけども、されない場合ですね、こちらが苦慮しているケースとなりますけども、戸籍で相続人調査を尽くすということになります。

相続人代表の選任届とあわせて、納税通知の送付もしているんですが、今、若干増加傾向にあるのが、相続人全員が、相続放棄をするケースが増えているということでございまして、相続人の特定が非常に困難な状況でございます。

ただ、税務課としましては、所有者が不明な場合であっても、その使用者を所有者とみなして、固定資産税を課税することができますことから、これによる相続人調査もあわせながら、何とか、この納税される方の捜索を行っているのですけれども、現実問題非常に厳しくなっております。

○宮之脇　尚美委員

さっきの法人税に絡んでなんですが、収入未済額の関係ですけども、例えば、個人の場合は、動産と不動産とか差押えがあると思うんですよね。

法人の場合は、どうなるの。個人にはいかないと思うんですけども、法人の差押えというのはどうなるのですか。これまで例があるのですか。

○沖　　理香収納係長

法人税のほうも差押えを１件はしてあります。

○宮之脇　尚美委員

個人にはいかないわけですよね。法人だけですよね。

○沖　　理香収納係長

法人町民税と固定資産税とあるので、そこの会社の分の固定資産税の差押え、法人町民税の差押えというのは、してないです。

○宮之脇　尚美委員

結局、差押えをしてるということは、差押えても金額の表示のしようがないということなのですか。換金ができないということなのですか。

○柏木　幸平委員長

しばらく休憩します。

午後３時０７分　休憩

午後３時０８分　再開

○柏木　幸平委員長

再開いたします。

○係員

差押え自体はできるんですけど、実際には差押えしてないっていうよりも、換価できる財

産がなくて、差押えをしてないっていうのが正しいところではあります。

財産を調べた中で、売掛金等があれば、取引先の調査等をして差押えを行うのが原則となっております。

○柏木　幸平委員長

私のほうから、先ほど、歳入のほうで、玄米の高騰で、個人の所得が増えたということで、どのぐらいの割合でなったのか分かったら。

○橋口　麻衣子町民税係長

農業所得の中で、玄米価格の分だけ、どれだけというのは、ちょっと出していないんですけれども、農業所得全体であれば２億１，０００万円ぐらい増えている状況でした。

○柏木　幸平委員長

ほかにありませんか。

○宮之脇　尚美委員

地方税は特に最近では、各自治体ともに、出張徴収ですか、そういうものについては、「出張旅費よりも、徴収額が少ない場合はある程度考慮しなさい」というのがあると思うんですが、そこら辺は今現在どうなっているのですか。

例えば、１０円、１５円取りに行くのに、１万円も２万円もかけて取りに行くというようなことがあると思うんですけども。

○小野原　和人税務課長

主に県外の訪問徴収の旅費が高くなるということで、ちょっとここだけを捉えていきますと、令和７年度につきましては１１月に関西地区、それから九州地区で実施をしております。主に年によって関東地方に行ったり、東海地方に行ったりということですけども、徴収実績が約５５７万円ほど昨年度だったということで、費用対効果としては大きなところがあったんですけども、先ほど少額の滞納に対して、多額の経費を使って行くのはどうかというところですけども、税負担の公平性とかというところを考えると、一概に、少ない滞納額を見逃して徴収に行かないというのがどうかというようなところもありますので、その費用対効果と、あとはもう税負担の公平性のところですね、そこを総合的に考えながら、この県外の訪問徴収は行っているところでございます。

○宮之脇　尚美委員

税の公平負担は分かるんですけれども、費用対効果という面も考えると、本当に１，０００円とか、２，０００円を取りに、２万円も３万円もかけて行く必要があるのかということなんですよね。

当然、督促や催促なんかも出すんでしょうけれども、そこらへんについては、今後の在り方として、公平負担は別としてですね、当然旅費も一般財源ですから、そういうことも考慮しながら対応すべきではないかと思いますので、要請いたしておきます。

○小野原　和人税務課長

県外訪問徴収につきましては、本年度も既に関東地方に行っておりますけども、ちょうど関東地方の税のセミナーというか、研修会等もありまして、やはり、その訪問徴収だけじゃなくて、そういう研修の機会と、期間を合わせて行くような、なるべく、そういう工夫もしているところでございます。

○柏木　幸平委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

なければ、審査を一応中止しておきます。

次に、特別会計の関係分について、一括して説明を求めます。

○小野原　和人税務課長

それでは、特別会計の関係分について、一括して説明を申し上げます。

まず、国民健康保険事業特別会計であります。決算書は、歳出が４８ページから、歳入は８１ページからになります。また、決算審査意見書は、２３ページから２５ページ、成果説明書は、こちらは、ほけん福祉課分になりますけども、ほけん福祉課分の１１ページにございます。

それでは、歳出から御説明をいたします。決算書の８１ページをお願いします。

１款２項１目の賦課徴収費の８節、旅費は、主に町外への訪問徴収にかかる普通旅費。

１０節、需用費は、事務消耗品や納税通知書などの帳票の印刷費など。

１１節、役務費は、納付書等の郵送代や口座振替手数料など。

１３節、使用料及び賃借料は、訪問徴収時の駐車場借上料など。

１８節、負担金補助及び交付金は、税務研修会への参加負担金であります。

２目の滞納処分費につきましては、動産等の処分を行わなかったことから、支出はございませんでした。８８ページをお願いします。

９款１項１目の保険税還付金の２２節、償還金利子及び割引料は、社会保険加入等に伴う国保資格の喪失、所得変更等による過年度分の税還付金であります。

続きまして、歳入であります。こちらは、説明資料の３ページをお願いします。

納入実績表の上段の国民健康保険税全体につきましては、収入額３億６，５１８万２，７７７円で、前年度に比べ２，５５２万９，６０９円の増となっております。収入率は８７．９１％で、前年度より１．９０ポイントの増となり、収入未済額は前年度より６５３万１，０８７円の減となっております。

現年課税分の収入額は３億５，２４０万４，４００円で、収入率は９７．２３％、前年度より１．１６ポイントの増。

それから、滞納繰越分の収入額は１，２７７万８，３７７円で、収入率は２４．１３％、前年度より６．３９ポイントの増となりました。

なお、不納欠損額は２０６件で３４２万１，５１０円となりました。

４ページ、２段目の表を御覧ください。保険税以外の歳入になります。

２款１項１目の督促手数料の収入済額は１６万９，３００円で、保険税滞納分の督促手数料になります。

７款１項１目１節の一般被保険者延滞金の収入済額は８０万６００円で、滞納税に対する延滞金になります。

以上で、国民健康保険事業特別会計の説明は終わります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。決算書は、歳出が９９ページから、歳入は

９７ページからになります。また、決算審査意見書は、２６ページから２７ページ、成果説明書はほけん福祉課分の１３ページになります。

歳出から御説明いたします。決算書の９９ページをお願いします。

１款２項１目の賦課徴収費の１０節、需用費は、事務消耗品や納付書等の印刷費。

１１節、役務費は、通知書等の郵送料と口座振替手数料であります。

２款１項１目の後期高齢者医療広域連合納付金の１８節、負担金補助及び交付金４億８６９万9，１８１円は、広域連合への保険料納付金及び保険基盤安定負担金などであります。１００ページを御覧ください。

４款１項１目の保険料還付金の２２節、償還金利子及び割引料は、死亡等に係る過年度分の保険料還付金であります。

続きまして、歳入であります。説明資料の３ページをお願いします。

納入実績表の一番下ですけども、後期高齢者医療保険料につきましては、収入額２億７，３６２万４，１００円で、前年度より３，１９４万５，０００円の増となりました。収入率は９９．８３％で前年度と同率。収入未済額は前年度より１８万２００円の増となっております。

４ページ、３段目の表を御覧ください。保険料以外の歳入になります。

２款１項１目の督促手数料の収入済額は３万８００円で、保険料滞納分の督促手数料。

５款１項１目の延滞金の収入済額は８，２００円で保険料に係る延滞金。

２項２目の保険料還付金の収入済額は１万５，５００円で、広域連合からの還付金であります。

以上で、後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。

最後に、介護保険事業特別会計であります。決算書は歳出が１１２ページから、歳入は１０９ページからになります。また、決算審査意見書は、２８ページから２９ページ、成果説明書は、ほけん福祉課分の１４ページになります。

歳出から説明いたします。決算書の１１２ページをお願いします。

１款２項１目の賦課徴収費の１０節、需用費は、消耗品や啓発用リーフレット及び納付書等の印刷費。

１１節、役務費は、通知書等の郵送料と口座振替手数料。

１８節、負担金補助及び交付金は、国保連合会への介護保険料特別徴収情報経由事務負担金。

２２節、償還金利子及び割引料は、死亡等に係る過年度保険料の還付金であります。

次に、歳入であります。説明資料の３ページをお願いします。

下から２段目の表の介護保険料につきましては、収入額４億６，２７５万５，５２９円、収入率は９９．２４％で、前年度に比べ０．１７ポイントの増、収入未済額は前年度より８５万４，２２９円の減となりました。

４ページ一番下の表を御覧ください。保険料以外の歳入になります。

２款１項１目の督促手数料の収入済額は３万８，３００円で、保険料滞納分の督促手数料。

９款１項１目の延滞金の収入済額は７，７００円で、保険料に係る延滞金でございます。

以上で、説明を終わります。

○柏木　幸平委員長

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

なければ、審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午後３時２２分　休憩

午後３時２４分　再開

△「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」（こども課関係）

○柏木　幸平委員長

それでは、再開いたします。

こども課の関係分について審査に入ります。

一般会計の関係分について、歳出、歳入及び財産に関する調書の順に説明を求めます。

○橋口　孝人こども課長

それでは、令和７年度、こども課の関係の歳入歳出決算について、こども健康係、こども支援係に関係する分を、内容の御説明を申し上げます。

決算書は、歳出が３６ページ、４０ページから４６ページまでです。歳入につきましては、別途、歳入一覧説明資料にて御説明いたします。また、決算審査意見書につきましては、歳入関係が１０ページから１１ページ、歳出関係が１５ページから１７ページとなっております。

それでは、事業概要につきまして、主要施策成果説明書と、総合振興計画実績調書で説明をさせていただきます。基金の増減につきましては、決算書にて説明させていただきます。

それでは、サイドブックスの５ページから、実績調書で説明をいたします。

５ページの上段、ひとり親家庭等医療費助成事業は、前年度と比較して受給資格者数は４５人減少しましたが、支給額で３９万円ほど増加しております。

６ページ上段、要保護児童への支援につきましては、児童虐待防止の対策・対応等であります。児童虐待等の事案が発生した場合に、児童の安全確保を最優先に、北部児童相談所や、さつま警察署等と連携し対応しております。なお、令和７年度の児童相談件数は２９件、うち児童虐待の相談は４件となっております。

６ページ下段の児童手当事業は、令和６年１０月からの制度改正により、支給対象年齢が中学生から高校生相当年齢までに、対象年齢の拡充をされたこと。第三子の支給額が１万５，０００円から３万円に拡充されたこと。所得制限が撤廃されたこと。支給月が、これまでの年３回から偶数月の年６回に変更されております。児童手当支給額では、前年度比７，６６１万円の増となっております。

７ページの下段、地域子育て支援センター事業は、社会福祉法人クオラに委託し、親子の交流の場の提供や、情報誌発行等を実施しております。また、子育て中の親子が安心して遊べ、交流や相談等ができる場所として、ひまわり館内に、「キッズひろば　ひまわり」を開

設しております。令和７年４月から令和８年３月までの親子での利用は１，０１４人となっております。

８ページ上段、病児保育につきましても、社会福祉法人クオラに委託し、クオラキッズで実施しております。登録者は７９人、それぞれの専用の部屋を準備していただいて、延べ１０５人の利用となっております。

９ページ下段、一時預かり事業では、認定こども園における１号認定児の預かり保育や、突発的な事情等により、保育困難な場合などに一時的に子どもを預けることができる事業で、こちらも子育てと仕事の両立を支援するための事業となっております。

１０ページ上段、放課後児童健全育成事業は、町内に９か所の学童クラブが開設され、町内全ての小学校に、学童クラブを開設しております。

下段の児童療育支援助成事業は、発達支援施設の利用者負担助成と療育支援に係る扶助費の支給事業となっておりますが、児童発達支援につきましては、「クオラバンビーノ」が主な実施先で、放課後デイサービスにつきましては、宮之城ふくし園の「みらくる」と「クオラバンビーノ」で実施されています。

１１ページ下段、保育所運営事業。１２ページ上段、保育料軽減事業及び下段の副食費助成事業では、保育料の完全無償化、保育所等の業務効率化のためのシステム導入補助、物価高騰対策対策として、給食に対する補助などを行っているところでございます。

１３ページ下段、児童遊園地管理費は、町内１５か所の児童遊園地の維持管理を行っていますが、その中で、１０か所の児童遊園地において、遊具を設置しているところです。毎年遊具の劣化、基準判断を行い、必要な改修を行いながら、遊具の安全使用に努めております。

１５ページ上段、子ども医療助成事業は、未就学児から高校生までの医療費について助成を行い、保護者の負担軽減と子どもの健康保持・増進を図っているところでございます。

１５ページ下段の乳幼児健診相談事業は、町単独事業である、出産準備応援給付金３万円を６２人に支給しました。また、妊婦健診や、乳児健診等における相談業務を行いながら、乳児の健やかな成長と母子の心身の安定に努めたところです。

１６ページ上段、産前産後サポート事業は、妊娠期から産後早期の母親の孤立感や、不安を解消し、安心して子育てができる取組となっております。特に令和７年度に導入した、母子手帳アプリ「母子モ」の予約サービスは、２４時間手続が可能な利便性とタイムリーな情報提供により、保護者の育児負担と不安の軽減につながることを目的としております。

１７ページ上段、予防歯科事業は、乳幼児期から学齢期のむし歯予防の取組で、町内の全ての教育・保育施設、小・中学校でフッ化物洗口を実施しております。１２歳児童の虫歯の本数は平均０．２本であり、例年全国平均を下回る全国トップクラスの水準を維持しております。

１８ページ上段、産後ケア事業は、安心して育児ができるための支援として、助産院及び診療所２０か所と委託契約をし、受け入れ体制の確保に努めました。また、居宅訪問型（アウトリーチ）の実施により、妊娠中から介入を行うことで出産に向けたリスク軽減に努めたところです。

下段のこうのとり支援事業は、不妊治療の経済的負担軽減を図り、出生数の増加につなげるもので、保険適用分と保険適用外の先進医療不妊治療費助成などを実施いたしました。

２０ページ上段の妊婦のための支援給付事業は、全ての妊婦や子育て家庭が、安心して出産･子育てができるよう､妊娠届出時からの面談や情報発信､相談の随時受付を継続実施し、必要な支援につないでいく伴走型相談支援の充実と､妊娠届出時と出生届出後に合計１０万円を支給する経済的支援を実施いたしました。

次に、実績調書に掲載のない事業を説明いたします。サイドブックスページで、２ページを御覧ください。主要施策の成果説明書です。（２）ページの中ほどの、（８） 物価高騰等対策事業については、物価高騰の影響を受ける保育所、認定こども園及び放課後児童クラブの事業者に対し、給付金を交付し、事業運営に係る負担軽減を図ることで、利用者への安定的なサービス提供の維持につなげたところでございます。

次に（９）物価高対応子育て応援手当事業については、物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、０歳から高校３年生までの子どもの児童手当受給者等に対し、子ども１人当たり２万円の物価高対応子育て応援手当を支給し､家計負担の軽減を図ったところでございます。次に（１１）保育所等給食支援事業については、物価高騰等に直面する子育て世帯の経済的負担軽減と､栄養バランスや量を保った従前どおりの給食等の実施が確保されるよう、保育所等に対して必要な経費を支援いたしました。

次に３ページの中ほどになります。３、母子保健・口腔衛生対策の下の方になりますが、（８） 予防接種費用助成事業について、インフルエンザ予防接種費用の助成を生後６か月から１８歳までの子ども、それと、妊婦と生後６か月までの乳児をもつ母親を対象に実施しました。さらに令和７年度からは経鼻弱毒性インフルエンザワクチン（点鼻）への助成額を増額し、接種者等の負担軽減を図りました。接種率等については御覧ください。

４ページに移ります。１つ目の○の子宮頸がんワクチン接種について、特例接種のキャッチアップ接種が令和８年３月３１日で終了となったところです。

以上で歳出のほうの説明を終わらせていただきます。

歳入については、サイドブックスの資料、歳入に関する決算の説明資料を御覧ください。まず、１３款２項１目２節、児童福祉費負担金につきましては、保育所受託児童負担金、保育料でございます。収入未済額が、過年度分で２万７００円となっております。前年度より１６万4,６４５円減少しております。定期的な督促や訪問を行いながら、収納に努めているところであります。

１４款２項２目１節の児童福祉手数料は､保育所受託児童負担金に係る督促手数料でございます。

以下､１５款１項１目３節の児童福祉費負担金から次のページの１６款２項２目３節の児童福祉費補助金につきましては、歳出で説明しました事務事業の国・県の負担金・補助及び委託金であります。

次に１９款２項７目１節、子ども健やか育成基金繰入金は、１,６００万円の基金取り崩しによる繰入になります。なお、基金の充当先事業は、子ども医療費のうち高校拡大分に８００万円､副食費負担助成に５００万円､出産準備応援給付金に３００万円となっています。

次に、財産に関しての調書でございますが、年度内の増減はありませんでした。

最後に、基金の年度末残高につきましては、決算書の最終ページ１４９ページを御覧ください。４、基金の表の下から７行目の子ども健やか育成基金につきましては、前年度末残高

１億６，９６５万６，１４２円から、令和７年度中の増減額１，５５６万８，２８９円。内訳としまして、１，６００万円の取り崩しと、４３万１，７１１円の利子積立額を増減した額を差し引きまして、令和７年度末における決算年度末現在高として１億５，４０８万７，８５３円となりました。

以上で説明を終わらせていただきます。

○柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

○桑波田　　大委員

５ページの子育て人材バンク登録者数、目標１に対して、実績がゼロなんですよ。

これの周知・広報の取組状況というのは、どうなっていますか。

○得永　和秀こども支援係長

子育て人材バンクにつきましては、目標１人に対して、登録実績がゼロであり、目標を達成することはできませんでした。

その要因として、先ほど委員がおっしゃったように、制度そのものの周知が十分でなかったことが、課題として考えているところです。

現在もなんですが、今後につきましては、制度の目的や、まず登録後の活動内容など分かりやすく周知するとともに、子育て支援に関心のある方や、経験・知識を持つ方への働きかけを行い、登録者の確保と地域の子育て支援を担う人材の確保につなげてまいりたいと考えております。

○桑波田　　大委員

増田クリニック院長の増田先生を訪問して、支援の在り方について意見交換を行ったってあるんですが、具体的にどういう話をされて、委員とも意見交換されていますよね。これはどういうのが反映されていっているんですか。

○得永　和秀こども支援係長

町内の児童数が減少する一方で、発達特性など、個別に配慮や支援を必要とする子どもが一定数いることから、保育や子育て支援の現場において、よりきめ細やかな対応が求められているとの意見をいただいたところであります。

また、その背景の一つとしまして、家庭における親子の関わりや愛着形成、さらには、ネットやスマートフォンなどのメディアとの関わり方についても御意見をいただきました。

こうした御意見を踏まえて、改めて、子どもの発達段階に応じた親子の関わりを支援するとともに、ネットやメディアに過度に依存しない生活習慣づくりなどについて、乳幼児健診や子育て相談、親子教室などの機会を活用しながら、保護者への情報提供や啓発を進めていくことが、改めて重要であると考えております。

○宮之脇　尚美委員

学校では登校拒否とか、多動性のある子どもというのが、いろいろ聞くんですけど、保育園ではどうなのですか。多動性とか、あるいは登園拒否とか、そういうのは出ていないのですか。

○得永　和秀こども支援係長

保育園とも、情報を共有しておりまして、まず、こども健康係が行っております、乳幼児

健診等で、まず、専門職のほうが、そこで気づきがございます。

また、保育園のほうからも情報提供がありまして、そこにつきましては、小学校ともなんですけど、情報を共有させていただいて、保護者の理解等を深めて、親子教室等に導くような形をとっているところであります。

○宮之脇　尚美委員

そこらへんの情報共有というのはあるかと思うのですけれども、例えば、そういう就学未満児の、そういう子どもたちに対する支援措置というのは、何か考えているのですか。あるのか、ないのか、そういうふうな考え方があるのかどうか含めて。

○得永　和秀こども支援係長

まず未就学児の保育園との共有につきましては、年３回ですね、資質向上研修会というのをさせていただいております。

昨年度は、愛着形成というものをテーマに３回設けさせていただいて、３回目は、事例検討まで含めた形でさせていただいているところでございます。

ここでは、そういう子どもさんが、配慮を必要とする子どもたちに対して、どのようにアプローチして、接していけばいいのかというところを一緒になって学んでいっているところは一つございます。

○武　　さとみ委員

今のことで関連してですが、この資質向上研修等に参加したいと思われる方は、どのような形で、募集するというか、されているのか教えてください。

○得永　和秀こども支援係長

こちらの研修につきましては、町内にあります、教育・保育施設のほうに案内情報をメールで送らせていただいて、参加を募っているところでございます。

○柏木　幸平委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

私のほうから、１５ページの乳幼児健診相談事業で、健診の受診率が９０．９％ということで、目標の９７％に届いていないわけですが、このあたりやっぱり乳幼児の入院とか、いろんなのがあると思うんですが、このあたりは、どんな関係で９０．９％になったのか、お尋ねします。

○田口　浩子こども健康係長

９０．９％の実績につきましては、対象の方には、毎月、出生月齢に合わせて通知を差し上げているところなんですが、一番多いのは、やはり体調不良になります。その場合は、翌月に延期をして、実施をしているところですけども、最終的に対象になる月齢まで来れない場合は、保健師のほうが訪問なり、必ず対面で会うようにしておりますが、どうしても対象に入れられる月が決まっているものですから、それを超えてしまう方はいらっしゃるということになります。

○柏木　幸平委員長

対象から外れたら、この受診率からも外れて、こういう結果になるということですね。

○田口　浩子こども健康係長

１歳半健診であれば２歳まで、３歳児健診であれば４歳までというふうに、実績報告をする年齢というものが決まっているために、どうしても、月齢を超えた時点で、受診率には入らないということにはなってしまう関係で、こういう実績になっております。

○柏木　幸平委員長

対象になって、後からの訪問についた分も、入ってこないという意味ですよね。

○田口　浩子こども健康係長

県と国に報告をするようになっているんですが、こういった分は実績が入れられないっていうことになって、未受診者というふうに上がってきて、追跡のところで、未受診者把握ということで、訪問とか、面談でフォローしています。

○柏木　幸平委員長

ほかにありませんか。

○武　　さとみ委員

１７ページの予防歯科事業のフッ化物塗布についてなのですが、具体的な取組の上から３つ目に、フッ化物塗布乳幼児健診時に２００人、虫歯予防の日に、延べ１７０人（実６５人）って書いてあるんですが、この乳幼児健診時は全員２００人にされたのか。それから、この後ろの延べ１７０人は分かるんですか、実６５人の意味を教えてください。

○田口　浩子こども健康係長

乳幼児健診時に関しましては、基本、健診の対象になった子どもさんには全員、御案内をしているところですが、最終的には保護者の判断になりますので、希望されない方も中にはいらっしゃるところではあります。

フッ化物塗布に関しましては、平均３か月に１回、塗布をしていただくように御案内しておりますので、都合が悪くて来れなかった方については、健診の日に御案内しているということもございます。

続きまして、実人数についてですけども、同じ方が定期的に年間の中には３か月置きということで、複数回、実施されますので、延べと、実（人数）は、その関係で計上しております。

○柏木　幸平委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

質疑はないようですので、審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午後３時５２分　休憩

午後３時５３分　再開

△散会

○柏木　幸平委員長

それでは、再開いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。
明日は、午前９時３０分から会議を開き、引き続き審査を行います。
本日はこれで、散会します。

午後３時５３分　散会

総務厚生常任委員会　委員会記録（決算議案）

（第３日）

○開議期日　　令和８年９月１１日　　午前９時２９分

○会議の場所　　第１委員会室

○当日の委員の出欠は次のとおり

出席委員（６名）

柏木幸平	委員長	武　さとみ	副委員長
桑波田　大	委員	宮之脇尚美	委員
有川美子	委員	川口憲男	委員

欠席委員（なし）

○本委員会に出席した議会事務局の職員は次のとおり

奥平一樹　議事係主任

○本委員会に出席した説明員は次のとおり

上野俊市	町長	角　茂樹	副町長
早﨑行宏	議会事務局長	富満悦郎	総務課長
菊野祐二	危機管理監	大平　誠	総合政策課長兼行革推進室長
西囿豪紀	財政課長	小野原和人	税務課長
堀　孝志	町民環境課長	川﨑里志	ほけん福祉課長
内村千鶴	ほけん総括監	橋口孝人	こども課長
後藤美保子	会計課長	上野加奈子	監査委員事務局長
西　一樹	消防長	古川秀人	消防総務課長
茶園勇健	警防課長	西　浩司	総務課行政係長
福島泰幸	総務課危機管理係長	宮之脇智彦	総合政策課企画政策係長
手塚新一郎	総合政策課情報戦略推進係長	上大迫暢哉	財政課財政係長
橋口麻衣子	税務課町民税係長	松尾弘彦	税務課資産税係長
沖　理香	税務課収納係長	平八重　恒	町民環境課人権同和対策係長
土器屋　剛	ほけん福祉課福祉係長	福岡博幸	ほけん福祉課保険係長
橋口由華	ほけん福祉課高齢者支援係長	得永和秀	こども課こども支援係長
田口浩子	こども課こども健康係長		

○本委員会の事件は次のとおり

「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」

「議案第７５号　令和７年度さつま町農業集落排水事業会計決算の認定について」

「議案第７７号　令和７年度さつま町農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について」

△開 会　午前９時２９分

○柏木　幸平委員長

おはようございます。

ただいまから総務厚生常任委員会、決算審査２日目の会議を開きます。

本日の審査に入る前に、消防本部の訂正の申出がありましたので発言を許します。

○西　　一樹消防長

おはようございます。

昨日の審査の中で、職員の中型免許取得の人員につきまして、令和７年度１名と答弁をいたしておりますけれども、正しくは、令和７年度は予算計上がなく、取得者がおりませんでしたので、御報告いたします。

令和８年度と混同していたことが、今回の誤答弁の原因でございました。お詫びして訂正いたします。大変申し訳ございませんでした。

○柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

なければ、審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩いたします。

午前９時３０分　休憩

午前９時３３分　再開

△「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、「議案第７５号　令和７年度さつま町農業集落排水事業会計決算の認定について」、「議案第７７号　令和７年度さつま町農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について」（町民環境課関係）

○柏木　幸平委員長

それでは、再開いたします。

町民環境課の関係分について審査に入ります。

一般会計、農業集落排水事業会計の順に審査し、その後、同会計の未処分利益剰余金の処分について審査します。

まず、一般会計の関係分について、歳出、歳入及び財産に関する調書の順に説明を求めます。

○堀　　孝志町民環境課長

おはようございます。

それでは、町民環境課の一般会計の決算について御説明いたします。

主要施策成果説明書及び総合振興計画実績調書は、０６町民環境課です。監査意見書は、１４ページ、総務費から１７ページ、衛生費と１８ページからの土木費、３３ページに債権の関係を記載してございます。

まず、歳出からです。主要施策成果説明書及び総合振興計画実績調書０６町民環境課のページを申し上げ、説明いたします。１ページをお開きください。

１、人権擁護事務費でございます。

人権擁護委員７名による特設人権相談所を４回開設し、５件の相談に応じました。

また、町内の小中学校で人権教室の開催などの活動を行ったところです。

次に、２、戸籍住民基本台帳事務であります。

（１）のマイナンバーカードの交付状況ですが、年度末の交付枚数は１万９,８７１枚で、交付率１０６.２８％となっております。

（２）の窓口事務につきましては、年間利用状況を記載してあります。年間に合計で２万１,６５８件の申請があったところです。

（３）のコンビニ交付、行かない窓口につきましては、マイナンバーカードを利用したコンビニにおける住民票等の証明書交付と、スマートフォンのアプリを使用したオンライン申請を実施し、開庁時間に関係なく、証明書の交付や申請が可能となり、利便性の向上が図られたところです。

また、書かない窓口も運用し、申請書記載の負担軽減に努めたところです。

歳出予算の主なものといたしましては、戸籍への振り仮名職権記載に係るシステム改修等や、令和６年度から繰越した戸籍に振り仮名を記載するために、本籍人への通知書作成及び送付に係る経費、債務負担行為を行っていた情報システムの標準化に関連する戸籍システム改修経費を執行しました。

また、附票・住民票に旧氏と、旧氏の振り仮名の記載機能追加システム改修につきましては、令和８年度へ繰越しを行ったところです。

（４）の外国人住民であります。

令和７年度末の外国人登録者数は、全体で５３１人となっております。

国別では、ベトナム３３１人、インドネシア５２人、ミャンマー４０人、フィリピン３４人の国籍の４か国で、約８６.１％を占めております。国籍別ではインドネシアが、資格では特定技能の方が増加しているところです。

次に、２ページの３、人口動態事務であります。

取扱件数は４９４件となっております。調査結果は、人口構成や動向を分析するために不可欠であり、政策立案など幅広い分野で活用されます。

次に、４、国民年金事務であります。

資格取得の手続や申請免除等の受付及び制度等の周知啓発を行い１,０３０件の相談に対応しております。

また、年金事務所主催の年金相談は６回開催され、２９件の相談があったところです。

６ページをお開きください。上段の一般旅券事務の申請受理及び交付事務の関係でございます。

一般旅券の申請件数は１５３件、交付件数は１５１件となっております。

次に、下段の人権啓発推進事業であります。

人権擁護審議会及び人権啓発推進会議の開催に要する経費であります。

第２１回人権啓発フェスティバルを薩摩農村環境改善センターで開催し、映画「かば」の上映及び２つの講演を行い、県内外から約２５０名の参加があったところです。２ページ下段に人権フェスティバルの主な内容を記載しております。

次に、７ページ上段の地域改善対策特定事業であります。

これは、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」、失効後の一般対策移行に伴う経常経費であります。

解放新聞等の購読料や、人権教育啓発センター負担金の経常的な経費となっております。

次に、下段の大型共同作業場管理事業であります。

建物の災害共済分担金、消防保守点検業務委託等に要した経費であります。片桐工作所に貸付を行っているものです。

次に、８ページ上段の改良住宅管理事業であります。

改良住宅４団地、３６戸の維持管理に要した経費であります。

次に、下段の住宅新築資金等償還推進事業につきましては、消耗品や通信運搬費などの経常的な経費であります。３ページ上段に、住宅新築資金等の貸付及び償還状況も記載してあります。

次に、９ページ上段の太陽福祉センター運営事業でありますが、人権啓発の発信拠点として、広報紙の発行、人権学習会や各種相談業務等を行ったところでございます。センターの維持管理費と運営審議会委員等の報酬及び、広報紙発行経費などの経常的な経費となっております。

次に、下段の環境対策事業でございます。

河川等の水質検査手数料、衛自連への補助金などのほか、農業集落排水事業への繰出金であります。環境問題に関する処理や苦情などに対応し、苦情・相談件数は、記録にあるもので１３１件あり、主なものは、犬・猫関係や公害、不法投棄となっております。

なお、猫に関する苦情につきましては、ボランティア団体に捕獲器を貸し出すなど、動物愛護団体と連携を図りながら、移動動物病院の開催により、飼い主のいない猫の不妊去勢手術によるＴＮＲ活動に協力したところであります。

次に、１０ページ上段の墓地公園管理事業は、町営３墓地の維持管理経費であります。

町営墓地から納骨堂等への改葬が多く、空き区画が増加している状況であります。

次に、下段、狂犬病予防事業費は、注射猶予及び死亡・転出等の届出の周知を図りながら、年２回集合注射を実施し、接種率は８０．４％となりました。その他、犬の登録義務等の啓発を行い未登録犬の解消に努めたところです。

次に、１１ページ上段の浄化槽設置整備事業は、合併処理浄化槽９基の設置等に対し補助を行いました。４ページ上段に、合併処理浄化槽の人槽別設置の推移を記載しております。

次に、下段、地球温暖化対策事業につきましては、令和４年９月のカーボンニュートラル宣言に基づき「２０５０年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指し、脱炭素化に資する蓄電池設置及び電気自動車等を購入した方に対し２７件、４４８万３，０００円の補助を行いました。

また、地球温暖化対策を総合的に進めるため、町の温室効果ガスの排出量の現状や削減目標、再生可能エネルギーの導入状況、適応策などを整理した「さつま町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定いたしたところです。３ページ下段に詳細な内容を記載してあります。

次に、１２ページ上段のし尿処理管理事業であります。

施設の維持管理経費、し尿の収集運搬業務及び処理業務に係る経費であります。主な支出としましては、曝気・攪拌ブロワ、中継ポンプなどの修繕料、光熱水費、薬品費、総合点検整備業務委託などとなっております。なお、収集実績については、４ページ中段に記載してあります。

次に下段、火葬場管理事業であります。

主燃焼炉耐火物等修繕、バーナモーター取り替えなどの修繕料、光熱水費、燃料費及び火葬炉保守点検などの施設の維持管理経費となっております。なお、火葬件数及び火葬場使用料は、４ページ下段に記載しております。

次に、１３ページ上段のごみ処理管理事業であります。

クリーンセンターにおけるごみ処理、ごみ焼却施設の維持管理に要した経費であります。

主なものといたしましては、施設の運転管理業務委託費及び燃焼用空気予熱器等の修繕、粗大ごみ処理設備監視装置修繕などの修繕料、光熱水費、ごみ収集業務委託、生ごみ処理業務委託などとなっております。なお、ごみの収集実績については５ページに記載しております。

次に、下段、埋立処分地管理事業であります。

最終処分場の維持管理に関する経費であります。

主なものといたしましては、中和槽用ＰＨ変換器取替等の修繕料、光熱水費、水質検査業務委託料などであります。

このほか、決算書の４７ページになりますが、４款１項９目水道事業費として、水道債償還分３，３２２万５，０００円を上水道事業会計へ繰り出しを行いました。

また、物価高騰対策により、水道料金の負担軽減を図るため、簡易水道組合への交付金及び水道事業会計への繰り出しも行ったところです。

歳出については、以上でございます。

次に、歳入についてであります。

資料は、町民環境課関係分をまとめた歳入決算額説明資料で説明いたします。

１４款１項３目１節の保健衛生使用料は、町民環境課所管施設に係る電柱等使用料であります。

２節、火葬場使用料は、町内外合わせて５５４件分であります。

２項１目１節の総務管理費手数料は、印鑑証明書、臨時運行許可、その他総務関係証明等の手数料であります。

３節の戸籍住民基本台帳手数料は、戸籍関係手数料及び住民基本台帳関係手数料であります。

３目１節の保健衛生手数料につきましては、犬の新規登録２８頭及び予防注射済証交付５９８頭分などや改葬許可等５４５体、一般廃棄物処理業許可申請等２３件の手数料でありま

す。

２節の衛生処理施設手数料は、し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料並びにごみ処理手数料であります。

６目２節の住宅手数料は、改良住宅督促手数料であります。

１５款２項１目１節、総務費補助金は、戸籍に氏名の振り仮名を一括登録するためのシステム改修補助金と振り仮名登録に係る事務補助員に対する補助金であります。なお、収入未済分は、戸籍附票及び住民票に旧氏と旧氏振り仮名を記載するためのシステム改修補助金であり、令和８年度へ繰越しを行ったものであります。

２目３節の戸籍住民基本台帳費補助金は、個人番号カード交付事業に関する補助金と、令和６年度から繰越した戸籍の振り仮名記載に係る通知書作成、送付に係る補助金です。

３目１節の衛生施設費補助金は、合併処理浄化槽設置整備事業に係る国補助金、９基分であります。

３項１目１節の戸籍住民基本台帳費委託金は、３か月以上在住する外国人の転入・転居届出事務に係る中長期在留者住居地届出等事務委託金であります。

２目１節、社会福祉費委託金は、基礎年金事務費委託金であります。

１６款２項２目４節の同和対策費補助金は、太陽福祉センターの管理運営に係る隣保館運営費県補助金であります。

３目２節の衛生施設費補助金は、合併処理浄化槽設置整備事業に係る県補助金、９基分であります。

６目１節の住宅費補助金は、住宅新築資金等貸付助成事業補助金であります。

３項１目３節の統計調査費委託金は、人口移動調査及び人口動態調査費に係る委託金であります。

１７款１項１目１節の土地建物貸付収入は、改良住宅賃借料、電柱等使用料、片桐工作所及びクリーンセンターリサイクル施設への建物貸付分であります。

２１款３項２目１節の住宅新築資金等貸付金元利収入は、収入済額１３万９，１５８円で、収入未済額９，８６１万６，１１１円となっております。年度末滞納件数は３７件、２５人であります。

５項３目１節、雑入につきましては、「地球温暖化対策実行計画」策定に係る二酸化炭素排出抑制対策補助、不燃物売払収入などと、債務負担行為分の戸籍システム標準化に係るデジタル基盤改革支援補助金であります。

１７款と２１款につきましては、決算特別委員会説明資料各課共通の掲載ページを右端に記載していますので御確認ください。

歳入については、以上であります。

次に決算書の１３２ページをお開きください。

１、公有財産、土地及び建物のやすらぎ苑土地につきましては、公衆用道路が改修工事の際に町道認定されたため、１，１９０㎡の減となっております。

次に、１４９ページをお開きください。

３、債権の住宅新築資金等貸付金につきましては、納付により元金１２万４，００４円が減額となっております。

以上で、一般会計の決算について説明を終わります。

○柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

○川口　憲男委員

大型共同作業所、片桐工作所年間５万１，２２０円のかける１２か月、６１万４，０００円については貸付けの考え方でいいですよね。

○堀　　孝志町民環境課長

貸付けということで、間違いないです。

○川口　憲男委員

それから、住宅新築資金等償還推進事業、令和３年度から約５年間、１人の人が１３万９，１５８円の人が納めている状態で、調定額も少しずつ減っていくんですが、この流れを、１人の人のこれだけで対応させるべきなのか。担当課としては、そこあたりはいけん考えちょっとけ。残額９，８７５万５，２６９円を令和７年度なんだけど、これに対して、１人の人１３万９，１５８円、毎年、確実に納められているんですが、もうそれ以外の人というのは、前から聞いてるように、相続がいけんなっちょっか分からんとか、これをほっといていいのか。そこあたりを担当課として、どう考えているのか。

○堀　　孝志町民環境課長

今、川口議員が言われましたように、２か月に１回ですね、決まった額を１人の方がですね、しっかりと今現在納めていただいている状況にあります。ここ何年か同じ額が、入っているところでございます。

担当課といたしましてもですね、弁護士に聞いたところですね、やっぱり一人一人の案件をですね、やっぱり整理しないといけないということでですね、今ですね、一人一人の分をですね、係長のほうで、１人ちょっと時間かかっているんですけど、１件、１件今整理している状況であります。

○川口　憲男委員

弁護士に相談されとって、その個別の状態をはっきりと把握せにゃいかんという、これはいろんな裁判沙汰というのはもう全くこういうのが出てくるんだけど、令和３年度からも全く同じような状態が流れできて、五、六年経っている状況にあるんですよね。私は、この１人の人の１３万９，０００円を確実に、それを遂行というか、責任があるということで払ってらっしゃる方。それとどこに誰が、相続なのか何か分からんという状況の中で９，８００万円ぐらいは、毎年残っていくという流れのなか、これは弁護士にも相談されているんですけども、担当課でもやっぱり、何らかの形を示すべきだと私は考えるんですが、そこは課長どうですか。

○平八重　恒人権同和対策係長

ただいまの川口委員から、お尋ねをいただきました件でございます。

債務者につきましては２５名の方々がいらっしゃるところではございます。

３７件という件数でございますが、それぞれ、以前も御説明したかと思いますが、死亡であるとか、そのほか自己破産など、相続人も不明であったりとか、そういったような状況を進めているところでございまして、弁護士に相談しまして、債権放棄ですね、債権放棄の方

向でも進めることができればというふうに考えておりまして、そちらのほうを今後は主に、取り組んでいければと考えているところでございますが、個別の調査とともに、並行しながら、進めたいと考えているのですけれども、過去の個別対応の記録というところに欠落している部分などもございまして、そちらのほうの整理かれこれ、業務が難航している部分というのもございます。

これからも、債権放棄の検討を念頭に進めながら、含めながら継続したいと考えております。

○川口　憲男委員

中身が全然つかめないというか、誰がもっているか分からん、例えばですね、私も固定資産名義がですね、祖父、曾祖父というか、二代上の人の名義が納税管理人は誰かといって私に来ているわけですよね。だから、その財産がどれだけあって、付加価値がどれだけあってというのも、私も、その爺さん、ひい爺さんのところなんかも全然わからんわけですよ。だから、それと同じような状態がこれ続いてると思うんですよね。そのときに借入れられたところが、こうだったけど、今はどうなっているのか。そこあたりをちゃんと調べて、もう、形を示していかんことにはいつまで経っても、これ１３万９，０００円を払ってらっしゃる人が、この人が、「おいはもう済んだど」と言われるまでのが続くのか、そういうところもありますから、先ほどおっしゃったように、弁護士に相談したり、財産の中の形をつくっていくということですから、早く対策を講じられたほうがいいんじゃないですか。

正直な話、住宅資金等の貸付状況、私さつま町の議員になってからずっと続いてきてますから、もう何らかの形で、何かの対策を講じるべきといつも考えているんです。担当課で努力してください。

○宮之脇　尚美委員

今のこの住宅新築資金の問題は、ここに始まった問題じゃないと。もう数十年来の問題だと思うんですが、いわゆる弁護士の考え方としてはどうなのか、具体的には今後の方向性としては、なんかそういう話合いをやっているんですか。

○平八重　恒人権同和対策係長

ただいま宮之脇委員からお尋ねいただきました顧問弁護士への相談を、令和６年度に開催を行っておりまして、顧問弁護士のほうに弁護士相談をいたしまして、その中では、主に債権放棄の方向で、指導につながるような内容をいただいております。その中では時効の成立、最終の償還日から１０年を経過しているというふうな時効の成立でありますとか、あと償還、先ほども御説明ありましたが、１名の方が償還継続されていらっしゃるというふうなことで、償還者との公平性、債権放棄を行ったという公平性でありますとか、相続人の調査に当たる方法でありますとか、そういったところを、主に御回答をいただきながらですね、一つの案というふうなことで、私たちも理解をしているところでございますが、相談しまして、説明を受けている状況でございます。

○宮之脇　尚美委員

以前から、この問題については、担当者を含めて、町としても非常に頭を悩まされているというふうに理解しているんですよね。

現状で、どうしても債権回収が不可能だというような実態というのはあるんですか。例えば、住所不定で、いわゆる所在が掴めないとか、あるいは、もう破産か何かされて、回収見込みがないとか、そういう件数というのはあるんですかね。

○平八重　恒人権同和対策係長

おっしゃるとおり、債権回収が不可能であるというふうな方々が、ほとんどを占めていらっしゃるというふうに理解しているところです。

２５名のうち、割合でいいますと、８割を超えるぐらいの方々かと思っているところでございます。その方々につきまして、債権放棄というふうな方法が妥当なのかなというふうなことも考えているところなんですけれども、ただ、現在、償還されていらっしゃる方との公平性というところが一番気がかりな部分かと思っているところでございまして、検討を継続しなければならないというふうに感じているところでございます。

○宮之脇　尚美委員

いろいろ理由はあるかと思うんですけど、いずれにせよ先ほどあったように、公平な負担ということからすると、債権放棄というのは、かなり厳しいのかなという感じがするんですよね。

私は以前の町長にも要請をしたんですが、債権管理条例等を定めてですね、明確にしていく必要があるんじゃないかと。

税の場合は、もう税法でちゃんとしっかり決まっていますけども、住宅新築資金については、そこらへんがあくまでも民法上の適用ですからね、そこら辺をもう少し、弁護士と会議を重ねられて、もうそういうふうに、もう全く債権回収不可能と。債権放棄をする場合は、当然、議会の議決事件になりますから、これは賛否両論あると思うんですよね。それまでの間もう少し時間をかけて、どういう方向性に持っていくのかということをですね、少しずつ解決していく必要があるのかなって感じがします。

これずっと眠ったままということになると、非常に大きな、他の税金の方々もですね、これは借入を一旦やってるんですけど、納税者というのは、いわゆる所得に応じた納税なんですけれども、それよりも、かなりやはりこの責任は重いと思うんですよね、この住宅資金は。それからすると。自分で借りて、返さないっていうのは、通常こういう社会の中で許されないことですから。そこら辺を含めてですね、大変でしょうけれども頑張っていただきたい。検討していただきたいと思います。

○川口　憲男委員

今その関連でですよ、例えば、債権放棄をする手続とかあるわけですよ。債権放棄をするというのは、貸付けをされている方が、もう私がこれを放棄しますということがないとできないわけですよね。ということは、貸付けの担当者というか、歴代のどんどんして、相続がなってきているということがあると思うんですけど。その債権放棄をするというのは、もう行政自体がするということになるんですか。そこの確認を。

○宮之脇　尚美委員

行政じゃなくて議会の議決よ。

○川口　憲男委員

「債権放棄をしますよ」ということを、行政側が提案するのか。

○宮之脇　尚美委員

行政側の提案ですよ。

○柏木　幸平委員長

しばらく休憩します。

午前１０時０５分　休憩

午前１０時０７分　再開

○柏木　幸平委員長

それでは、再開いたします。

ほかにありませんか。

○桑波田　　大委員

マイナンバーカードのところです。

戸籍住民基本台帳事務、交付枚数、交付率が１０６．２８％になっている理由を教えてください。

○堀　　孝志町民環境課長

１０６．２８％になっている理由といたしましては、２万人いたとします。２万人いて、再交付とかの分も入ってきているということで１００％を超えているという形になっています。

人口が２万人だったけど、交付したのが２万何枚だったら、今の人口に対しての割合とかではなくて、ということになっております。

○武　　さとみ委員

人権啓発推進事業についてですが、成果調書の６ページの下段ですが、昨年よりも、経費が倍増しているんですけど、内容的に見ると、たくさんの方が遠くから来てくださっていたから旅費とかかかったんだろうな、人権フェスタの講師料とかがかなりかかったんだろうなとは思うんですけれども、この内容についても、すごく私、人権教育啓発は大事だと、すごく大事だと思っているんですけれども、内容について、「人権啓発推進会議の構成メンバーの協力を得ながら」と書いてあるんですけれども、自分たちも、そのメンバーに入ってるつもりなんですが、特に何の相談もなくされていると思うんですけれども、一つ質問は、事業費が倍増しているのはなぜかというのを教えてください。

○堀　　孝志町民環境課長

事業費が増えた理由といたしましては、先ほど武議員も言われたように、講師の委託料の金額が上がったので、金額が上がっているところです。

○武　　さとみ委員

内容についても、できれば構成メンバーに相談していただきたいなという要望をしておきます。

どういうふうにこの計画がなされているのかというところをまた教えてください。

○平八重　恒人権同和対策係長

ただいま武議員からお尋ねいただきました件でございますが、人権啓発推進会議の構成団体の協力を得ながらというふうな部分でございますけれども、人権啓発フェスティバルの行事につきましては、主催としまして、さつま町と教育委員会、それと人権啓発推進会議とい

うふうなことで、執り行っていることもございまして、その関係から構成団体としましても協力を得ているというふうなことで、こちらのほうに表記しているところでございます。

人権啓発推進会議につきましては、人権啓発フェスティバルが開催される前にですね、大体８月の１日前後の頃に開催させていただいておりますけれども、そちらのほうの会議でも、人権啓発フェスティバルの御説明を行いながら、御協力のお願いといったところを併せましてお伝えしているところでございます。

○武　　さとみ委員

実績は２５０となっていて、例年２５０人ぐらいということになっているんですけれども、これを増やす方法とかを今どんな工夫をされているのかというのを教えてください。

○平八重　恒人権同和対策係長

人権フェスティバルの参加人数でございますけれども、こちらにつきましては、例年広報の方法としまして、防災無線でありますとか、町のＳＮＳ、そういったものと同時に、それぞれの町内の学校団体でありますとか、そういったところも教育委員会のほうから参集の依頼をかけていただいている部分もございます。

また、開催チラシ案内につきまして、全戸配布を行って広報しておりますけれども、例年、なかなか伸び悩んでいる状況でございます。参加者が伸び悩んでいる状況でございますので、今後は、また方法を再検討しながら進めていこうと考えております。

○川口　憲男委員

「地球温暖化対策実行計画」、地球温暖化対策事業、これ、数年前からいろいろされて、太陽光とか、それから蓄電池とか、十分整備をされて新しく住宅を建てられる方が、次第に蓄電池とかいろいろつけられていることは非常にいいことだと思うんだけど、今の全国の災害を見たときに、ちょっと高かところに蓄電池を設置していれば、あれがないことが出てきているというのは私も感じているんですけど。

このゼロカーボン推進事業を、もう少し拡充するとか、広く町内に広めるという対策は、令和７年度は何かされたんですかね。こういう制度がありますよと。

○堀　　孝志町民環境課長

ゼロカーボン事業の先ほどの補助金につきましては、令和７年度におきましては、お知らせ版での広報ですね、あとホームページの周知等を行ったところであります。

○川口　憲男委員

ぜひですね、今の全国版のこの水害とかいろんなことで、電気が停止したとかということがあるんですけど、今後、この太陽光とか、例えば、風力、こういうのを使った蓄電池整備というのもですね、非常に大事になってくるんじゃないかと思うんですよね。

１件が、電気がとまっても隣はつけているよと。これは何だろうかとか、それを隣にも活用できるような方向、システムですね。

私はこの太陽光から、蓄電池構想というのは、県にも進めていきたいと思っているんですけど、町でもですね、こういうところは、やっぱり新築される方には特に推進をされてですね、進めていって、新築でなくても、改築でもできるんですから、それを進めていかれるということが、今後の災害対策にもなってくると思うんですけど、そこはぜひ検討して、今後の活動に結びつけていけたらと要請をしておきます。

○柏木　幸平委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

なければ、審査を一応中止しておきます。

次に、農業集落排水事業会計について説明を求めます。

○堀　　孝志町民環境課長

それでは、議案集の３９ページ「議案第７５号　令和７年度さつま町農業集落排水事業会計決算の認定」につきまして御説明いたします。資料は、令和７年度農業集落排水事業決算書、監査意見書は５７ページ以降になります。決算書のページを申し上げ説明いたします。３ページをお開きください。

令和７年度農業集落排水事業会計決算報告書で、決算額は消費税を含んだ金額です。

（１）収益的収支につきましては、収入１１款、下水道事業収益の決算額は6，７８３万９，８１１円。支出２１款、下水道事業費用の決算額は6，１４１万7，９２３円となりました。４ページをお開きください。

（２）資本的収支につきましては、収入３１款、資本的収入の決算額は４，４５５万６，０００円、支出４１款、資本的支出の決算額は5，８４８万6，６９４円となりました。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1，３９３万６９４円につきましては、損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

５ページから６ページの損益計算書は、単年度の収支状況を示す財務指標で、消費税抜きの金額で示されています。

６ページの下から４行目を御覧ください。

農業集落排水使用料等の収益から経常費用等を差し引いた当年度純利益は４７１万２，４３３円となりました。

７ページは、令和７年度の剰余金計算であります。

資本のうち、剰余金の年度中の増減内容を示す報告書であり、当年度未処分利益剰余金は１，３７９万6，３７０円となりました。

８ページは、令和７年度の剰余金等処分計算書（案）であります。

未処分利益剰余金１，３７９万6，３７０円については、建設改良積立金に積み立てる予定です。議案第７７号と関連がありますので、後ほど御説明いたします。

次に、９ページから１１ページは、貸借対照表で年度末時点の財政状態を明らかにするため、全ての資産、負債及び資本を表示した報告書であります。

資産の部とは、保有する財産や権利を示すもので、固定資産の合計は８億１，５１６万７，４４８円であります。流動資産の預金現金の年度末残高は7，４２４万5，５４５円となりました。未収金につきましては１９４万6，１２２円で、内訳は後ほど説明いたします。固定資産と流動資産を合わせた資産合計は８億９，１３５万９，１１５円となりました。

１０ページを御覧ください。

負債の部とは、将来的に返済すべき義務を負っている資金源を示すもので、３、固定負債（1）、企業債９，２０６万7，７２４円と４、流動負債（２）企業債８６６万８１１円の合

計額１億７２万８，５３５円は、２８ページの企業債明細書の未償還残額と一致するものであります。

４、流動負債、（４）未払金５６万４，６１８円につきましては、ふるさと農村クリーンセンター及び中継ポンプ維持管理業務等の委託料、そのほか手数料等の営業費用などで支払い済みとなっております。

（５）引当金のイ、賞与引当金及びロ、法定福利引当金につきましては、令和８年６月支給見込みの期末勤勉手当に係る令和７年１２月から３月までの４か月分を引当金として計上したものであります。

５、繰延収益とは、補助金や負担金などで取得した固定資産の減価償却費に対応する収益の前払金的なものであります。

次に、１１ページ資本の部は、企業の財政的な元手、純資産に相当するものであります。

６、資本金は、事業を行うための元手となる資金のことであります。

７、剰余金は、企業活動の結果として生じた利益や資本取引による成果のことで、資本金と剰余金の合計である資本合計は１億８，８５４万３，９１７円でありました。

最後に負債・資本合計は８億９，１３５万９，１１５円で、９ページの資産の合計額と同額になります。

以上が、貸借対照表の説明であります。

次に、決算書の１３ページを御覧ください。経営実績の概要に関する事業報告書です。

１、概況、（１）総括事項、イ、業務状況につきましてです。

令和７年度末の加入人口は１，１４９人で、前年度に比べ１３人の減。汚水流量は９６，５２７㎥で、前年度に比べ３，６７６㎥の減となりました。

次に、ロ、経理状況につきましては、収益的収支は消費税抜きで、収入額６，５８９万４，１２９円、支出額が６，１１８万１，６９６円、収支差引は４７１万２，４３３円の純利益となりました。資本的収支につきましては、消費税込みの額で収入額４，４５５万６，０００円に対し、支出額５，８４８万６，６９４円で、差引１，３９３万６９４円不足しますが、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金等で補てんいたしました。

未収金につきましては２０４万６，１２２円で、内訳は、農業集落排水使用料の過年度分２９万３１０円、現年度分４８万８１０円、未収消費税還付金１２７万５，００２円であります。使用料の未収金対策は最重要課題であり、督促通知書の送付や電話連絡、訪問徴収を行うなど、継続した取組を進めてまいります。

次に、１４ページ、３、業務の（１）業務量につきましては、前年度対比で加入人口、加入戸数、普及率等を前年度比較で示してあります。

次に、１５ページの（２）用途別加入戸数につきましては、前年度対比で用途別の加入戸数を示してあります。

その下の（３）事業収入に関する事項は、損益計算書を表にしたもので、営業収益１，６３５万７，９００円、営業外収益４，９５３万６，２２９円で、収益の合計は６，５８９万４，１２９円となりました。営業収益の主なものは、農業集落排水使用料１，６３４万３，８００円です。また、営業外収入の他会計補助金につきましては、一般会計から人件費

等に係る補助金２，０８５万９，９２６円を受け入れました。

次に１６ページ、（４）事業費に関する事項は、営業費用５，８６７万６，３７１円、営業外費用２５０万５，３２５円などで、費用の合計は６，１１８万１，６９６円となりました。

営業費用の主なものは、施設の維持管理に要する処理場費で１，１６６万４，１４８円、給与及び手当等の事務的経費の総係費６２４万５，２０７円となりました。

次の現金の支出を伴わない費用である減価償却費は３，５６９万７，７８５円となりました。また、営業外費用の支払利息は、企業債の償還金利息で１２３万６，７９１円、雑支出は、特定収入に係る消費税で１２６万８，５３４円となりました。

次に、１７ページ、（５）性質別事業費用は、事業費用を性質別に表したものです。

その下の４、会計（１）主な契約につきまして記載してあります。ページの左端に※を付してある契約につきましては、令和７年度に繰り越した工事であります。

次に、１８ページは、企業債の概況です。令和７年度中に、元金１，３９２万６，６９４円を償還し、年度末における企業債未償還残高は１億７２万８，５３５円となりました。企業債の明細につきましては２７ページに記載してあります。

１９ページから２０ページのキャッシュフロー計算書は、会計年度期間中の資金の収入・支出に関する情報を３つの活動区分別に表示した報告書であります。

２１ページから２６ページは、収益的収支及び資本的収支の明細書。

２７ページは、固定資産に関する明細書。

２８ページは、企業債に関する明細書であります。

以上で、説明を終わります。

○柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

○川口　憲男委員

農業集落排水については、あんまり言いたくないんですけれども、現状のところで例えば、給水人口じゃないですね、加入戸数にしても、これから次第に莫大に増えていくという可能性もないし、これを時吉とか川原の辺まで広げればできるだろうけれども、今のところは、これがもう精一杯だと思いますから、あとはですね、この企業債やら積立金を持っていらっしゃるんですけど、どうしても道路を走ってるもんだから凸凹があったりして、排水管の工程があると思うんですよ。そこあたりの計画をですね、十分とっていただいて、今、地震がさつま町来ないから今のところいいですけど、今のうちにそういうところを対策してですね、予測のところでだったり、下水管が。

○柏木　幸平委員長

川口委員、簡潔にお願いします。

○川口　憲男委員

だから下水管等が、駄目になったりというところがありますから、そういう、積立てですか。建設債。そういうところを十分懸案してほしいと思うんですが、どうですか。

○堀　　孝志町民環境課長

今、御質問がありましたようにですね、今後の施設の更新等につきましては、しっかりとですね、検討してですね、しっかりと積立てていかないといけないと考えているところであります。

○柏木　幸平委員長

ここで、審査を一応中止しておきます。

次に、令和７年度さつま町農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について、説明を求めます。

○堀　　孝志町民環境課長

続きまして、「議案第７７号　令和７年度さつま町農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について」説明を申し上げます。議案集は４３ページになります。併せて、決算書の８ページを参照ください。

未処分利益剰余金の処分につきましては、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、欠損金の補てんを除き、条例の定めによるか、議会の議決が必要であると定めてあります。この規定により、令和７年度決算において生じた、当年度未処分利益剰余金１，３７９万６，３７０円につきましては、建設改良積立金への積み立てを提案するものであります。

以上で、説明を終わります。

○柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

なければ、審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午前１０時３０分　休憩

午前１０時３７分　再開

△「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について」（財政課関係）

○柏木　幸平委員長

それでは、再開いたします。

財政課の関係分について、審査に入ります。

一般会計の関係分について、歳出、歳入及び財産に関する調書の順に、説明を求めます。

○西囿　豪紀財政課長

お疲れさまです。財政課になります。よろしくお願いいたします。

財政課の関係分について、歳出から御説明いたします。決算書は、３４ページから３５ページと７１ページになります。決算審査意見書は、公債費が２２ページ、財産に関する調書が３０ページから３４ページ、財政等に関する調書が、３５ページから４２ページになります。まず、決算書の３４ページを御覧ください。

２款１項１０目、財政管理費は、財政事務に要した旅費や消耗品費等及び公共施設整備基金並びに、まちづくり振興基金への積立金であります。

同じく１１目、財政調整基金費及び３５ページの１２目、減債基金費は、各基金への積立金であります。

１３目、財産管理費は、共用公用車や普通財産等の維持管理費等。

次の１４目、庁舎管理費は、本庁及び両支所の維持管理費等であります。なお、１３目、財産管理費及び１４目の庁舎管理費において、それぞれ１０節の需用費で不用額が生じておりますが、これは、公用車や施設の突発的な修繕への対応や、光熱水費等が主なものとなっております。

次に、７１ページを御覧ください。

１１款３項１目、公共施設・公用施設災害復旧費は、災害により公共施設等が被害を受けた際の応急処置等に対応する予算であり、執行はありませんでした。

１２款１項１目、元金、同じく２目の利子は、町債の償還元金及び利子であります。

次に、１４款、予備費は、薩摩支所自動火災報知設備修繕、宮之城ひまわり館消防設備修繕、学校給食センター空調設備修繕に、それぞれ充用したものであります。

次に、財産関係について御説明いたします。引き続き決算書の１２１ページから１４９ページを御覧ください。まず、決算書の１２２ページ表の下、公有財産の合計欄を御覧ください。土地及び建物についてであります。

令和７年度末における土地の面積は１，１５０万６，３４７．７７㎡で、前年度と比較して３２，３２１．４０㎡の減となっております。

また、建物の延面積は１６万５，５６３．７１㎡で、前年度と比較して２，７３５．９４㎡の減となっております。こちらにつきましては、いずれもそのほとんどが旧永野小学校跡地の関係分となっております。

次に、１２３ページを御覧ください。

上段の（２）山林についてであります。山林面積全体の増減はありません。

次に、左下の（３）有価証券についてであります。日本特殊陶業株式会社ほか４社の株券を保有しており、増減はございません。

次に、右下の（４）出資による権利についてであります。表の一番下、地方公共団体金融機構について、増減はございません。

次に、１４４ページを御覧ください。２、物品についてであります。物品は、１品当たり８０万円以上の物を掲載しております。増減は、車両が１台の減、建設機械は増減なし、その他物品が２台の増となっております。

次に、１４９ページを御覧ください。４、基金についてであります。財政課で所管する基金は、表の上から、財政調整基金、土地開発基金、４つとびまして、減債基金、公共施設整備基金、まちづくり振興基金の５つであります。なお、各基金の増減については、表のとおりであります。

次は、主要施策の成果説明書で御説明いたします。成果説明書の１３ページを御覧ください。

１、財産管理事務であります。

遊休地等の処分として、土地３件を売払いました。学校跡地の活用については、旧永野小学校跡地を地元企業に売払ったところであります。登記事務については、町道等の改良事業

や普通財産の処分に伴う登記処理事務を、事業所管課と連携して行っているところであります。登記の処理状況は、発生筆数が８，４１５筆、処理筆数が８，４１７筆、年度末における未処理筆数は５６７筆となっております。

庁舎管理事務につきましては、本庁舎をはじめ２４の施設で、九州電力の標準プランによる契約を締結しております。このうち、本庁と支所分については、料金改定等の影響により２４万７，０００円の増となったところであります。

公用車の管理については、月初めの定期点検と清掃を徹底しているほか、共用利用にも努めているところであります。また、車両運転講習、新規採用職員向けの講習、交通法令講習を開催し、延べ５０８人の出席があり、職員の安全運転への意識醸成にも努めたところであります。

次に、１４ページを御覧ください。下段の２、契約検査事務であります。

（１）入札・契約事務につきましては、令和７年度において、１４回の入札を執行したところであり、内訳は記載のとおりであります。また、電子契約の件数は１５８件、契約率が６３．４５％となったところであります。

次に、１５ページを御覧ください。

（２）検査事務につきましては、令和７年度において、繰越分を含めて１５５件の検査を行っております。また、工事成績評定につきましては、繰越分を含めて１２９件を実施し、適正な受注者の選定、指導育成に努めたところでございます。

次に、８２ページを御覧ください。財政運営の状況についてであります。

財政運営につきましては、地方財政状況調査の結果に基づく状況について、御説明いたします。

１、普通会計決算の概要であります。普通会計は、毎年度、国が実施しております「地方財政状況調査」のため、全国統一的に使われている統計上の会計であります。まず、第１表を御覧ください。普通会計の決算は、歳入総額が１６９億８，５７２万７，０００円となり、前年度に比べ１億２，３２２万７，０００円の減、歳出総額が１５４億７，１２８万８，０００円となり、前年度に比べ３億３，６７６万３，０００円の減となっております。

形式収支から翌年度に繰り越すべき財源１億４，９３１万８，０００円を差し引いた実質収支は１３億６，５１２万１，０００円の黒字となっております。

（１）実質収支は黒字であり、実質収支比率は１６．４％となっております。

（２）単年度収支は、本年度実質収支から前年度実質収支を差し引いて、その年度のみの収支を表すもので２億６，０３０万５，０００円の黒字となっております。

次に、８３ページを御覧ください。

上段の（３）実質単年度収支は、黒字要素であります基金積立金の額や、赤字要素であります基金取崩しの額等を差し引いて、その年度の本質的な収支を表すものであり、財政調整基金を考慮した結果２億１，２８８万９，０００円の赤字となっております。

２の健全化判断比率は、本会議において報告済みのため、説明を割愛させていただきます。

次は、８５ページを御覧ください。

３のその他の財政指標等の状況であります。

（１）経常収支比率になります。経常収支比率は、財政の弾力性を表す指標であり、令和７年度は８８．２％で、２．２ポイント下降しております。比率が下降した主な要因としましては、分子側の経常経費、分母側の経常一般財源のいずれも増となり、特に分母側の経常一般財源の伸びが大きく、前年度に比べて改善したところであります。

次に、８６ページを御覧ください。

（２）財政力指数になります。財政力指数は、３か年平均で０．３８となり、前年度と同じになっております。この数値が高いほど、財源に余裕があると言われております。詳細は、第１０表のとおりであります。

次は、４、歳入・歳出の状況であります。

（１）科目別歳入の状況は、第１１表を御覧ください。

歳入内訳では、町税や分担金及び負担金、使用料及び手数料など、自主財源の全体に占める割合が３６．３％、また、地方交付税や国県支出金などの依存財源は６３．７％となったところであり、自主財源比率の全体に占める割合は低く、依存財源の割合が高い状況にあります。主な増減は、自主財源では繰越金等が減少した一方で、町税や寄附金等の増により、合計で２億１，０２５万円の増加となっております。依存財源では、地方交付税等が増加した一方で、国庫支出金等が減少した結果、合計で３億３，３４７万７，０００円の減少となりました。

次は、８７ページを御覧ください。

（２）地方交付税の状況になります。①普通交付税は、基準財政需要額において、対前年度２億５，２３４万２，０００円の増、基準財政収入額において、対前年度３，６８１万６，０００円の増、この結果、交付決定額は４７億４，５６８万４，０００円となり、前年度と比較して２億１，５５２万３，０００円の増となりました。

②特別交付税は、災害復旧事業費や過疎地域の振興に要する経費など、特別な財政需要項目に対して交付され、交付決定額は５億８，９８５万１，０００円となり、前年度と比較して、４，３１７万７，０００円の増となりました。

次に、８８ページを御覧ください。

科目別歳出の状況になります。主な増減では、財政調整基金費などの総務費や、ふるさとさつま応援寄附金事務費などの商工費が増となる一方で、小学校再編準備事業費などの教育費や災害復旧事業費、消防費などが減少したところでございます。

次に、９１ページを御覧ください。

５町債については、下段の第１７表を御覧ください。

町債の令和７年度末現在高は１２０億５，９１３万９，０００円で、前年度末と比較して、４億２，６８３万５，０００円の減となっております。また、発行額は８億３，５９０万円で、前年度と比較して４億１，３５０万円の減となっております。主な要因は、前年度の中津川小学校大規模改造工事や、北薩３消防本部通信指令事務協議会への負担金等の減により、発行額が減少しております。

次に、９２ページを御覧ください。

６、基金の状況であります。表上段の財政調整基金の年度末残高は３８億７，００７万

３，０００円で、１億１，４２５万７，０００円の増、さらに表の下にあります、全ての基金の合計が９５億４，５１８万円となり、前年度末と比較して１億６，２９３万円の減となりました。

続きまして、歳入についてであります。

歳入については、サイドブックスにあります、２－４決算特別委員会資料、歳入明細財政課によりまして説明いたします。資料の１ページを御覧ください。資料には参考としまして、決算書のページを資料の左側に記載しております。

上段の２款、地方揮発油譲与税から１０款、地方特例交付金までは、説明欄に記載のとおり、それぞれ県から交付されているものであります。

下段の１１款、地方交付税は、普通交付税と特別交付税になります。

次に、２ページを御覧ください。

上段の１４款、行政財産使用料は、建物、電柱等の使用料などであります。

中段の１５款、総務費補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。

１７款、土地建物貸付収入は、一般町有地や一般住宅等の貸付収入。

次の利子及び配当金は、各基金の利子及び株の配当金。

次の不動産売払収入は、土地３件分の売払収入であります。

１８款、一般寄附金は、個人からの寄附金１件分となります。

１９款、繰入金は、財源調整のための財政調整基金のほか、事業財源充当のための公共施設整備基金及び、まちづくり振興基金からの繰り入れとなっております。

次に、３ページを御覧ください。

中段の２１款、雑入は、市町村振興協会交付金、町有物件共済金、庁舎等の光熱水費負担金等であります。

下段の２２款、町債は、過疎対策事業や災害復旧事業などの借入金となっております。

以上で、説明を終わります。

〇柏木　幸平委員長

質疑は、ありませんか。

〇宮之脇　尚美委員

財政運営としては、かなりうまく運営されていると思うんですが、この実質単年度収支ですね、これが赤字ということなんですけれども、赤字を招くような事業があるとすれば、もう少し財政課で調整していくべきじゃないかと。実質単年度収支が赤字というのは、なかなかこう将来的に向かって厳しいのかなという感じがします。これは、財調の取崩しが一番大きな要因になるかと思うんですけれども。

やはり、この交付税等の収入見込みを立てながら、補正で対応できるものは対応しながら、財政課が極力要請をしていくと。そういうことで、運営をされる必要があるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

〇西園　豪紀財政課長

今、ありましたとおり、この令和７年度の実質単年度収支は、赤字となっているところでございます。

これは、委員のほうからもおっしゃったとおり、財調への積立金が積み上がる一方で、財調の取崩しが、積立てを上回ったこと、これが要因となっております。

財調の残高は３８億７，０００万円程度と、一定程度は確保はしておりますので、健全化判断比率の指標というのも、基準内は維持をしているところでございます。

ただいまありましたとおり、今後も引き続き、この歳入に見合った、歳出予算の在り方、こういったことを基本に、様々なこの見直しも継続しながら、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

○宮之脇　尚美委員

今、財政課長が言うような形での運営というのが望ましいわけでありますし、どうしてもやはりその最近、単独事業でもですね、かなり額が大きいものがあると。そこら辺を複数年にわたって実施するとかですね、主要な部分については。そういう財政課としての調整が必要じゃないかと思うんですよね。担当課として、やはり最近では物価高騰などの問題もあるのですが、やはりそういうものも含めて、全体的には、将来的な財政運営を考えて、こういう赤字を招かないような財政の運営というのが必要だと思いますので、これについては、強く要請をしておきます。

○柏木　幸平委員長

ほかにありませんか。

○宮之脇　尚美委員

町の財政運営を見れば、割と良いほうなんだと思うんですが、類似団体との比較でどうなんですか。財政力指数を比較しますと。比べたことないですか。資料としては、令和７年度は難しいと思うんですけど、令和６年度なんかどうなんですかね。

○上大迫　暢哉財政係長

近隣の自治体との比較になりますけれども、さつま町が令和６年度決算ベースになりますが０．３８、人口規模が同程度のいちき串木野市とかですと０．３９、伊佐市０．３８、おおむね似たような財政力指数にはなっております。

○柏木　幸平委員長

ほかに、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

なければ、審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩します。

午前１１時００分　休憩

午前１１時０２分　再開

△町長に対する総括質疑事項の確認

○柏木　幸平委員長

それでは、再開いたします。

町長総括の質疑事項について、まとめたいと思います。

これまでの審査の中から、町長に対する総括質疑事項はありませんか。

休憩します。

午前１１時０２分　休憩
午前１１時０２分　再開

○柏木　幸平委員長

町長に対する質疑事項は何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

ないようですので、町長に対する総括質疑事項はないということで、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

それでは、しばらく休憩いたします。

午前１１時０３分　休憩
午前１１時１５分　再開

△一括質疑

○柏木　幸平委員長

それでは、再開いたします。

本委員会に付託されました議案３件について、一括質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

○宮之脇　尚美委員

それぞれ担当課の方で言えばよかったんですけど、防災関係ですね、今度の熊本地震が夏場ということで、クーラー問題とか、いろいろ避難所の問題とかあったと思うんですが、今後、危機管理課として、最低限これだけは準備したいなということがあるかと思うんですけれども、そこら辺は、もう今後時間をかけて十分内部で検討されるように要請をしておきたいと思います。

恐らく公民館をほとんど避難所に指定されていますから、体育館のところもありますけども、国も現在、体育館のクーラー設備については、いろいろ準備もし、財務省の検討も始まっているようですから、そこら辺を待ってですね、必要なところだけをやっぱり優先して、やっていく必要があるんじゃないかと思いますので、これはもう質問じゃないんですけど、意見として受け取っていただければ。

それと、先般も本会議でしたっけ、出たんですが、防災訓練の在り方なんですね。

これまでもずっと伝達訓練だけでやってきたんですけれども、できるだけ公民館１か所じゃなくてですね、二、三か所職員を配置しながらやるという方法でいかないと、例えば、日奈久地震も出水沖ぐらいまで来ているんですが、あれも学者によると震度７が出るということは、こちらのほうも震度６強ぐらいのものになるのかなと思いますけれども。

そこら辺を想定しながらですね、研究をしていただきたいというふうに思っております。

水害の場合は、川内川だいぶ改修されました。ただ、川内川もですね、前回の平成１８年災の見合い高の改修ですから、それ以上の雨が降った場合にどうしても対応のしようがないと思いますから、そこら辺も含めてですね、水害対策とか。水害と地震というのは、避けて

は通れない災害ですので、危機管理課として、そこら辺を含めて、最大の規模を考えて準備していくということも必要でしょうから、そこら辺も併せて要請しておきたいと思います。

これはもう回答いりません。

○柏木　幸平委員長

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

なければ、審査を一応中止しておきます。

しばらく休憩いたします。

午前１１時１７分　休憩

午前１１時２４分　再開

△町長に対する総括質疑

○柏木　幸平委員長

それでは、再開いたします。

本委員会に付託されました議案３件について、町長に対する総括質疑を行います。

質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

ないようですので、以上で町長に対する総括質疑を終わります。

△討論・採決

○柏木　幸平委員長

続いて、本委員会に付託されました議案３件について、一括して討論を行います。

討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、順に採決をします。

まず、「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について（関係分）」を採決します。

採決は、起立によって行います。

お諮りします。

本案は、認定すべきものと決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○柏木　幸平委員長

起立全員です。

したがって、「議案第７３号　令和７年度さつま町歳入歳出決算の認定について（関係分）」は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第７５号　令和７年度さつま町農業集落排水事業会計決算の認定について」を採決します。

採決は、起立によって行います。

お諮りします。

本案は、認定すべきものと決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○柏木　幸平委員長

起立全員です。

したがって、「議案第７５号　令和７年度さつま町農業集落排水事業会計決算の認定について」は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第７７号　令和７年度さつま町農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について」を採決します。

採決は、起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方は、起立願います。

〔起立全員〕

○柏木　幸平委員長

起立全員です。

したがって、「議案第７７号　令和７年度さつま町農業集落排水事業会計未処分利益剰余金の処分について」は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△委員長あいさつ

○柏木　幸平委員長

〔本文省略〕

△町長あいさつ

○上野　俊市町長

〔本文省略〕

○柏木　幸平委員長

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

しばらく休憩いたします。

午前１１時３２分　休憩

午前１１時３４分　再開

△継続調査・審査報告書・委員会記録

○柏木　幸平委員長

再開いたします。

次は当委員会の閉会中の継続審査事項についてであります。

現在までの調査事件は、申出のとおり５項目であります。

この５項目を閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

異議なしと認めます。

したがって、ただいまの５件は閉会中の継続調査とすることに決定しました。

続きまして、審査報告書及び委員会記録の作成についてお諮りします。

委員会報告書の作成につきましては、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに加えまして、委員会記録、委員会の会議録の作成につきましても、あわせて正副委員長に一任いただきたいと思います。

委員会記録は、開かれた議会の趣旨から、個人情報や機密情報を除き、原則公開するものといたします。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

それでは、報告書及び委員会記録の作成につきましては、正副委員長に一任していただくことに決定いたしました。

委員会報告書についての協議は、９月１８日、金曜日、午前９時から行いますので、よろしくお願いいたします。

そのほかに、皆さんから何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○柏木　幸平委員長

ないようですので、以上で本委員会の審査を全部終了いたします。

△閉会

○柏木　幸平委員長

これで、総務厚生常任委員会を閉会いたします。

午前１１時３５分　閉会

本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

さつま町議会　総務厚生常任委員長　　柏木　幸平